

令和4年度 法務省調査研究請負

ソヴィエト社会主義共和国連邦及びロシア連邦における  
身分関係法制調査研究  
報告書

令和5年2月

WIP ジャパン株式会社



# 目次

用語定義 .....	1
(1) 「ロシア連邦」 .....	1
(2) 「ソヴィエト社会主義共和国連邦」 .....	1
(3) 「家族法典」 .....	1
(4) 「身分関係に関する連邦法律」 .....	1
(5) 「身分登録機関」 .....	1
(6) 「民事訴訟法典」 .....	1
第1部 調査研究概要 .....	2
1 件名 .....	2
2 目的 .....	2
3 調査期間 .....	2
4 調査対象国 .....	2
5 業務内容 .....	2
6 有識者監修 .....	3
7 現地有識者への聞き取り .....	3
第2部 調査結果 .....	4
第1章 現代ロシアの政治体制と法制度の概要 .....	4
1 ロシア連邦の統治体制 .....	4
2 ロシア法の展開 .....	5
(1) 帝政ロシア .....	5
(2) ソビエト＝ロシア .....	7
(3) 新生ロシア .....	10
3 ロシア連邦憲法 .....	11
(1) 1993年憲法 .....	11
(2) 2020年憲法改正 .....	12
4 ロシア連邦民法典と家族法 .....	13
第2章 現行身分制度に関する調査 .....	14
1 婚姻法制 .....	14
(1) 婚姻法制 .....	14
(2) 婚姻証明書の様式・記載事項 .....	16

2	離婚法制	17
(1)	離婚法制	17
(2)	離婚証明書の様式・記載事項	18
3	実親子関係法制（認知制度を含む。）	19
(1)	実親子関係法制（認知制度を含む。）	19
(2)	親子関係を証明する文書の様式・記載事項	22
4	養子縁組法制	23
(1)	養子縁組法制	23
(2)	養子縁組証明書の様式・記載事項	27
5	未成年子に対する法定代理権に関する法制	28
(1)	未成年子に対する法定代理権に関する法制	28
(2)	法定代理権を証する証明書の様式・記載事項	29
6	国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む。）	30
(1)	国籍法制	30
(2)	国籍証明書等の様式・記載事項	34
7	身分登録法制	35
(1)	身分登録法制	35
(2)	身分登録法制に関する証明書の様式・記載事項	35
8	国際私法	36
(1)	ハーグ国際私法会議との関係	36
(2)	法源	36
(3)	身分関係法制の準拠法	36
(4)	国際裁判管轄	39
(5)	外国判決の承認執行	39
第3章 身分法関係法制度の変遷に関する調査		41
1	婚姻法制	42
(1)	概要	42
(2)	形式的成立要件	42
(3)	実質的成立要件	43
(4)	夫婦の姓	44
(5)	婚姻の無効	44
2	離婚法制	46
(1)	婚姻解消事由	46
(2)	概要	46
(3)	離婚の成立日・再婚	47
(4)	離婚後の姓	47

3	実親子関係法制.....	48
	(1) 嫡出子の親子関係.....	48
	(2) 非嫡出子の親子関係.....	49
	(3) 実親子関係に関わる証明書.....	51
4	養子縁組法制.....	56
	(1) 概要.....	56
	(2) 養親適格.....	56
	(3) 養子縁組の同意.....	57
	(4) 実親としての養親の登録.....	57
	(5) 養子縁組の効果.....	58
	(6) 養子の氏名.....	58
	(7) 養子縁組の無効・取消.....	58
5	国籍法制.....	60
	(1) 国籍法の法源.....	60
	(2) 国籍の変遷.....	61
	(3) ソ連解体に伴う国籍問題の調整.....	62
	(4) 国籍制度の変遷.....	63
	(5) 国籍証明書.....	70
第4章 ソ連及びロシアにおける身分関係法制の変遷.....		73
1	ソ連及びロシアにおける身分法制の変遷.....	73
	(1) 家族法関連.....	74
	(2) 市民権・国籍法関連.....	79
<b>第3部 専門家への聴取結果.....</b>		<b>82</b>
1	聴取日時.....	82
2	聴取先.....	82
3	内容.....	82
<b>第4部 資料編.....</b>		<b>85</b>
	(1) 婚姻証明書.....	86
	(2) 離婚証明書.....	88
	(3) 出生証明書.....	90
	(4) 出生診断書.....	92
	(5) 認知証明書.....	98
	(6) 養子（養女）縁組証明書.....	100
	(7) 後見人・保佐人選任決定書.....	102

(8) ロシア国内パスポート.....	104
(9) 旅券.....	106
(10) 氏名変更証明書.....	108
(11) 死亡証明書.....	110

## 用語定義

本報告書について、以下のとおり用語を定義する。

### (1) 「ロシア連邦」

憲法1条2項において「ロシア連邦」「ロシア」は、いずれも正式名称とされている。国家としてのロシアを意味することを明確にするために「ロシア連邦」と表記する場合もあるが、本稿では原則として「ロシア」と表記した。

### (2) 「ソヴィエト社会主義共和国連邦」

原則として「ソ連」又は「ソビエト」と表記した。なお先行文献に「ソ連邦」「ソヴィエト」とあった場合にはその表記のままとした。

### (3) 「家族法典」

身分関係の法を広く意味するものとして「家族法」(семейное право)という表現があるため、本稿では親族法の基本法である Семейный кодекс РФ<sup>1</sup>は、「家族法典」と訳した。

### (4) 「身分関係に関する連邦法律」

Федеральный закон «об актах гражданского состояния»<sup>2</sup>は、先行文献では「身分行為登録法」、「身分事項に関する連邦法」や「身分関係のアクトに関する連邦法律」と訳される場合もあるが、本稿は「身分関係に関する連邦法律」と訳し、略称を「身分関係法」とした。

### (5) 「身分登録機関」

Органы ЗАГС<sup>3</sup>は、「身分登録機関」と訳した。

### (6) 「民事訴訟法典」

Гражданский процессуальный кодекс Российской Федерации<sup>4</sup>は、「民事手続法典」と訳される場合もあるが、本稿では「民事訴訟法典」と訳した。

<sup>1</sup> Семейный кодекс Российской Федерации от 29.12.1995 N 223-ФЗ (ред. от 19.12.2022).

<sup>2</sup> Федеральный закон «об актах гражданского состояния» от 15.11.1997 N 143-ФЗ (ред. от 28.12.2022).

<sup>3</sup> Органы записи актов гражданского состояния.

<sup>4</sup> Гражданский процессуальный кодекс Российской Федерации от 14.11.2002 N 138-ФЗ (ред. от 29.12.2022).

## 第1部 調査研究概要

### 1 件名

ソヴィエト社会主義共和国連邦及びロシア連邦における身分関係法制調査研究

### 2 目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、ソ連及びロシアにおいて現に施行され、又は過去に施行されていた身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

### 3 調査期間

令和4年7月8日から令和5年2月17日まで

### 4 調査対象国

ソヴィエト社会主義共和国連邦（前掲用語定義のとおり、以下原則「ソ連」又は「ソビエト」という。）及びロシア連邦（以下原則「ロシア」という。）

### 5 業務内容

ソ連及びロシアにおいて現に施行され、又は過去に施行されていた身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、ソ連及びロシアの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集する。また、ロシアの学者から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、ソ連及びロシアにおける実務の取扱いについて具体的かつ緻密に研究成果を取りまとめる。



## 6 有識者監修

本調査の特性に鑑み、以下2名の有識者に意見聴取を行い、報告書の一部執筆及び監修をいただいた。

氏名	所属・職位	担当部分
佐藤 史人	名古屋大学大学院法学研究科 教授	第2部第2章8 執筆、 第2部第3章 執筆、 第3部 聴取・執筆、 全編 監修
柴田 正義	阪南大学国際コミュニケーション学部 専任講師	第2部第1章 執筆、 第2部第4章 監修

※敬称略、所属及び職位は意見聴取当時のもの。

## 7 現地有識者への聞き取り

報告書作成にあたって留意すべき事項及び本報告書の作成の過程で生じた不明点について、ロシア国内の大学教員（家族法）に聞き取りを行った。

## 第2部 調査結果

### 第1章 現代ロシアの政治体制と法制度の概要

#### 1 ロシア連邦の統治体制

ロシアは、ユーラシア地域にまたがる連邦国家である。その面積は約 1,700 万平方キロメートルと世界最大であり、人口は 2022 年 1 月現在で日本よりやや多い約 1 億 4,500 万人である。ロシアは 83 の連邦構成主体（*субъекты Российской Федерации*）から構成される。連邦構成主体とは、地域により区分される 46 の州、9 の地方、2 の連邦的意義を有する市、及び連邦内に居住する少数民族が主体となる 21 の共和国、1 の自治州、4 の自治管区の総称である。連邦構成主体とは別に、2000 年の大統領令に基づき、プーチン政権による中央集権化計画の一環として連邦管区（*федеральный округ*）が導入された。現在 8 つある連邦管区には、連邦大統領により任命された大統領全権代表がそれぞれ設置され、連邦政府の政策の実施状況を監視する。このように、ロシアは連邦制を採用しているものの、実態は中央集権的で非対称な連邦制である<sup>5</sup>。

ロシアの統治形態は、半大統領制である。ロシア連邦市民は国家会議（下院）議員及び連邦大統領を直接選挙により選出する<sup>6</sup>。大統領は、政府の首相候補者を提案し、国家会議はこの提案を承認又は拒否することができる。国家会議は、以下の場合に解散される。すなわち、大統領が提案した首相候補者を 3 度拒否した場合（憲法 111 条 4 項（以下、本節における括弧内の条項は憲法の条文を指す。）、国家会議が政府に不信任を表明したのち大統領が国家会議の解散を選択した場合（117 条 3 項）、首相が国家会議に提案した信任動議が否決され大統領が国家会議の解散を選択した場合（117 条 4 項）である。また、政府は、大統領の承認、決定に基づき総辞職する（117 条 1 項、2 項）。こうした制度はフランス型の大統領制と類似する一方、ロシアは大統領主導で国政が運営されており、大統領府や 14 の大統領直轄省庁が設置されているなど大統領には強力な権限が集中している（超大統領制）。

ロシアにおける法令体系は、法的効力の強さに従い、憲法、憲法的連邦法律、連邦法律、大統領令、政府決定、省庁の命令となっている<sup>7</sup>。憲法体制の基本原則（1 章）、基本権（2 章）及び憲法改正手続（9 章）に関する諸規定については、改正に特別の手続（両院の議員総数の 5 分の 3、憲法特別議会の議員総数の 3 分の 2 又は国民投票における過半数の賛成）を要する（135 条）。統治機構（3 章から 8 章）の改正は、上院の総議員の 4 分の 3 以上及び下院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成により採択され、その後 3 分の 2 以上の連邦構成主体立法機関が承認することが必要である。

<sup>5</sup> 溝口修平「ロシアの非対称な連邦制—その制度的起源」ロシア・東欧研究 41 号（2012 年）63-64 頁。

<sup>6</sup> 連邦会議（上院）の構成員は、連邦構成主体における行政府及び議会の代表からなる。

<sup>7</sup> 大江泰一郎、竹森正孝、樹神成「民主的法治国家」小森田秋夫編『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003 年）76 頁。

憲法的連邦法律（108条）は、国民投票手続（84条3号）、戒厳令（87条3項）、緊急事態（88条）、裁判制度（108条3項）等の重要事項について定める法形式である。制定には両院の特別多数（上院議員総数の4分の3、下院議員総数の3分の2）の賛成が必要であり大統領は署名を拒否できない。このため、「通常の法律に優越する効力を有し、硬性的な広義の憲法体制を形づくる要素の一つ」となっている<sup>8</sup>。

連邦法律（94条）は、立法機関たる連邦議会により制定される。連邦法律と呼ぶのは、連邦構成主体の管轄及び権限の範囲で制定する法律と区別するためである。

下位法令である大統領令（90条）及び政府決定（115条1項）のうち、大統領令は大統領の立法権への関与を可能にする法形式である。大統領令は、憲法及び連邦法律に違反してはならないが（90条3項）、法律が未成立の事項については、法律に代わる性格を有しており<sup>9</sup>、ロシア連邦の全領域において執行を義務づけられる（90条2項）。この点で政府決定その他の下位法令と比して特別な地位を有する。

## 2 ロシア法の展開

### （1）帝政ロシア

リューリク朝が断絶した後、「動乱」の時代を経て、1612年、ミハイル・ロマノフがロシア・ツァーリ国のツァーリに選出されロマノフ朝を創設した。彼の孫ピョートル1世が「インペラートル（皇帝）」を名乗った1721年以降、革命によりロマノフ朝が打倒されるまでの間のロシアは、ロシア帝国と呼ばれる。

ピョートル1世は、1682年にロシア・ツァーリ国のツァーリに即位した後、対外的には北方戦争においてスウェーデンを破り、対内的には西欧化改革を推進するなど、ロシアの近代化に尽力した。1711年には、皇帝不在時の職務代行機関として、立法及び皇帝の命令を執行するセナート（*правительствующий сенат*）を設置した。1717年以降、省の前身である12の参議会（*коллегия*）（外務、陸軍、海軍、歳入、歳出、司法、都市、所領、監査、商業、工業、鉱業）を設置した。1721年には、ロシア正教会総主教座を廃止すると同時にロシア正教会を統括する最高機関として宗務院を設置し、俗人である宗務総監に教会を統括させた。教会は、帝国臣民の戸籍や婚姻関係を管理し、帝国末期には社会の秩序維持を目的として臣民の懺悔を警察に通報するなど、国家機関の一翼を担っていた。

ピョートル1世の死後、18世紀は女帝の時代であった。この期間は、皇帝の選出方法が定められておらず、宮廷クーデターにより次期皇帝を決定するという宮廷革命の時代であった。エカテリーナ2世は、フランスの啓蒙思想に積極的に触れ、自由経済活動の促進、宗教的寛容の推進、教育施設の拡充、司法の整備等に取り組んだ。しか

<sup>8</sup> 同上77頁。

<sup>9</sup> 憲法に明文の根拠はないが、憲法裁判所は、1996年4月30日の判決において大統領による事実上の立法行為を合憲とした。См. Постановление КС РФ от 30.04.1996 N 11-П.

しそのほとんどが中途半端なものであり、各地で農民一揆を招いた。彼女は、プガチョフの乱を鎮圧した後、「貴族への恵与状」を發布し貴族帝国を完成させた。

1801年にアレクサンドル1世が即位すると、彼は参議会に代わり8つの省及び大臣委員会を設置し、皇帝の諮問機関である国家評議会（государственный сенат）を創設した。アレクサンドル1世の死の直後、1825年に専制打倒・農奴廃止を掲げたデカブリストの乱が発生した。ニコライ1世はこれを鎮圧した後、皇帝官房第3部を設置するなど抑圧的な施策を行った<sup>10</sup>。1832年には、初の成文憲法である国家基本法が制定された。その後、クリミア戦争の敗北を経て、アレクサンドル2世の下で農奴解放（1861年）、司法改革（1864年）などが進められた。

第一次ロシア革命以前のロシア帝国の政体の特徴は、無制限専制君主制である。1904年の国家基本法1条は、「全ロシアの皇帝は専制にして無制限なる君主である。」と定め、その後の条項において、立法や行政の仕組みを皇帝の権力下に置いた。皇帝には、無制限の立法権限が付与された（47条）。上述した国家評議会は単なる諮問機関に過ぎず、立法形式は法律や勅令など多様であった。行政権は、全領域において皇帝に属しており（80条）、皇帝の自由裁量による大臣の任免が可能であった。

20世紀初頭のロシアは、激動の時代である。日露戦争の最中、1905年に、憲法制定会議の召集及び自由権保障を求める民衆に対して政府軍が発砲するという事件が勃発した（血の日曜日事件）。全国規模の反政府運動の後、第一次ロシア革命の圧力の下で1906年に国家基本法が公布された（以下、「1906年基本法」という。）<sup>11</sup>。1906年基本法は、国会と改組された国家評議会からなる二院制議会制度を設け<sup>12</sup>、大臣委員会を廃止する代わりに国政の重要事項を扱う常設の機関として大臣会議を位置づけるなど<sup>13</sup>、新たな統治原理を打ち出したが、依然として皇帝に強大な権限を残していた

<sup>10</sup> 皇帝官房第3部は、ロシア帝国の秘密警察組織である。1881年に、内務省警察部警備局（オフラーナ）に権限が委譲され、ロシア革命後、オフラーナの職員の一部は反革命・怠業取締全ロシア非常委員会（チェカー）に編入された。その後、チェカーは内務人民委員部国家政治局（ゲーペーウー）に改組され、1953年にソ連国家保安委員会（ケージービー）に改組された。

<sup>11</sup> 1906年国家基本法のモデルは、明治憲法であったと言われているが、「革命のさなかに作られたものだったから、民主主義の程度が明治憲法よりも少し高かった。」稲子恒夫『ロシアの20世紀』（東洋書店、2007年）46頁。

<sup>12</sup> 国家基本法に先立ち、1906年2月20日に国会設置令が公布された。同法によれば、国会の権限は法案作成及び審議、予算審議等であり、法案発議権は大臣、議員委員会、国家評議会が掌握していた。同年4月20日に国家評議会改組令が公布された。同法により国家評議会は国会と同様の立法権限を有する事実上の上院とされた。国家評議会は、国会を通過した全ての法案を審議し、国家評議会が採択された法案のみが承認に付された。同年4月23日公布された1906年基本法は、かかる状況を反映し、国会及び国家評議会を立法機関とし（7条、8条）、それぞれの機関の構成と活動について定めた（第10章）。

<sup>13</sup> 1905年10月17日にニコライ2世が発布した十月詔勅は、帝国臣民に対して良心の自由、言論の自由、結社の自由等を保障し、国家への幅広い参加を呼び掛ける（＝選挙権を拡大する）ものであった。更に、国会の承認なき法律は無効とされ、その結果1904年制定の国家基本法には一定の改正が要求された。改正の審議に際し、国家官房及び大臣会議は、皇帝の専制権力の維持に注意を払いつつ改正草案を作成し、ニコライ2世はこれに署名した。1906年基本法4条が示すとおり、依然として専制権力は皇帝に属するが、立法権限は国会及び国家評議会との「統一」の下に置かれることとなった。この点で、1906年基本法は、ロシアにとって一定の立憲的意義を有するものであったといえる。

(4条<sup>14</sup>、7条<sup>15</sup>、9条<sup>16</sup>、10条<sup>17</sup>、87条<sup>18</sup>など)。同年、ロシア史上初めて代表制機関としての国会が開設された。しかし、これは地主及び上層ブルジョワジーに有利な制限・不平等選挙に基づくものであり、しかも「神聖かつ不可侵」の皇帝により権限が大幅に制限されたものにすぎなかった。このように、近代法の形成が甚だ未成熟であった帝政ロシアは、体制内に様々な軋轢を抱えた状態で第一次世界大戦に突入し、1917年の第二次ロシア革命を迎えた。

## (2) ソビエト＝ロシア

1917年の十月革命の結果、既存の国家機構は解体された。三権分立や法の支配といった西欧立憲主義の諸要素は否定され、プロレタリアートの階級的利益を代表するソビエト型権力が確立された。その性質は、階級代表的構造、生産点を基礎単位とするソビエト制、民主主義的中央集権制等に表れている。このようにして、ソビエト法の「源泉」が産声をあげた<sup>19</sup>。

ソビエト型社会主義法は、帝政ロシアの法体系を否定し、断絶を強調した。これを基礎づけたのは、1918年1月3日の「勤労し搾取されている人民の権利宣言」であった。これは、「人間による人間のあらゆる搾取の廃止、階級への社会の分裂の完全な除去、搾取者に対する容赦なき抑圧、社会主義的な社会組織の確立」をうたい、革命後もなお法形式的には存在していた1906年基本法を、事実上はもちろん形式的にも完全に廃棄した<sup>20</sup>。同年、右宣言を基礎とするロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法（以下、「1918年憲法」といい、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国及び1936年の改称後のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は「ロシア共和国」という。）が成立した。1918年憲法の概要は以下のとおりである。第1編は、憲法の礎となった「勤労し搾取されている人民の権利宣言」を収載した。第2編は、市民の権利及び義務について規定したが、この時点ではまだ自由権の「物質的基礎はととのっていない<sup>21</sup>」。第3編は、ソビエト権力の構成について規定した。これによれば、国権の最高機関は市・県のソビエト大会の代表により構成される全ロシア・ソビエト大会であり、ソビエト大会は全ロシア中央執行委員会を選出する。同委員会は、執行府たる人民委員会議を組織し、各人民委員が各行政分野の人民委員部を指導する。第4編は、選挙について規定したが、搾取階級には選挙権を認めない不平等な選挙権であった。第5編は、予

<sup>14</sup> 至上の専制権力は全ロシア皇帝に属する（1906年基本法4条）。

<sup>15</sup> 皇帝は国会と国家評議会との統一において立法権を行使する（同7条）。

<sup>16</sup> 皇帝は法律を承認する。皇帝の承認なくしてはいかなる法律も効力を有さない（同9条）。

<sup>17</sup> 皇帝は全てにわたる行政権を有する（同10条）。

<sup>18</sup> 国会及び国家評議会が休会中、皇帝は、必要な場合に大臣会議の提案に従い法的効力を有する勅令（*указ*）を発令することができる。しかし、国会が開会后2か月以内にこれを承認しなければ、勅令は自動的に効力を失う。大臣は皇帝にのみ責任を負い、皇帝が任命する（同87条）。

<sup>19</sup> 藤田勇他『ソビエト法概論』（有斐閣、1983年）7頁。

<sup>20</sup> 同上80頁。

<sup>21</sup> 同上82頁。

算法について、第6編は、ロシア共和国の国章及び国旗について定めた。

1918年憲法の理念は、他のソビエト共和国憲法にも採用された。1922年12月30日には、第1回全連邦ソビエト大会において「ソビエト社会主義共和国連邦結成に関する宣言」が發布され、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、ザカフカースがソ連邦を結成した。1924年1月31日に初のソビエト連邦憲法（以下「1924年ソ連憲法」という。）が制定された。各共和国の主権は、連邦の権限内において制限されるが、その余の範囲については、各共和国は自らの権限を自主的に行使する（3条）。こうして、1924年ソ連憲法と各共和国憲法は併存することとなった。1924年ソ連憲法は、上述のように1918年憲法を源泉としつつ、ソ連中央執行委員会幹部会を常置の国権の最高機関とし、同委員会にソ連人民委員会選出させ政府を組織することで立法権及び執行権を掌握させ、「立法と執行の結合原則を制度的に体现するものとしてその後のソ連憲法の統治機構の原型を与えた<sup>22</sup>」。

1920年代までにソビエト法の「原形式」が作られ、1930年代にはこれが「原型・原構造」として発展し、その後のソビエト法の基礎となった<sup>23</sup>。1920年代の新経済政策（ネップ）を経て、スターリンは、1930年代を社会主義建設過程の終了とみなした。それに伴い、国家体制及び選挙制度の民主化と社会状況の変化に適応した社会・経済的基礎を憲法レベルで確認すべく、新憲法が採択された。新憲法により統治機構は一新され、市民の権利及び自由も全面的に拡大した。1918年憲法及び1924年ソ連憲法と比較すると、「すぐれて包括的かつ体系的な編成をもった憲法として制定されている」ことが分かる<sup>24</sup>。1936年ソ連憲法の特徴は以下のとおりである。第一に、統治機構が変更された。ソ連における国権の最高機関は、連邦会議及び民族会議より構成されるソ連最高会議とされ、休会中はソ連最高会議幹部会が最高機関であった。各共和国においても、各共和国最高会議及び同幹部会が国権の最高機関とされた。立法権は最高会議の排他的権限とされ、政府組織については1924年ソ連憲法の枠組みが維持された。第二に、基本権規定が充実した。選挙権の制限は撤廃され、1924年ソ連憲法が保障していた最低限の自由権に加えて労働権、社会保障を受ける権利、休息の権利等が保障された。これらについては、物質的保障により確保されるものとされた<sup>25</sup>。「すでに実際に勝ち取られ、獲得されたものの記録であり、その立法による確認である」36年憲法は、「体制や内容において、西欧諸国憲法とかなり似たもの」となったが、「歴史的な事実は、この憲法と現実の間のいちじるしい乖離を実証した<sup>26</sup>」。

<sup>22</sup> 同上 85 頁。

<sup>23</sup> ソビエト法の「原型」と体制の構造について分析したものとして、藤田勇「現存社会主義体制の歴史的な位置—『初期社会主義論』的視角からの一考察—」藤田勇編『権威の秩序と国家』（東京大学出版会、1987年）267-295頁を参照。

<sup>24</sup> 藤田・前掲注（19）86頁。

<sup>25</sup> 物質的保障とは、個人の権利及び自由を、その社会的・経済的・物的条件を整えることにより保障することを指す。物質的保障の論理には、天賦人権的、自然権的発想は見られない。

<sup>26</sup> 藤田・前掲注（19）88頁。

社会主義の基礎の確立が終了した1936年ソ連憲法・スターリン体制は、1956年のスターリン批判以降の政治改革、経済改革、社会生活の条件の変化により、所有・労働関係や政治体制の内容を大きく変えることとなった。ブレジネフは、「発達し成熟した社会主義社会がソ連に建設されている」との認識に立った上で、共産主義の物質的、技術的基礎を創設し、社会主義的社会関係を共産主義的社会関係に次第に改造し、人々に共産主義的意識を教育するという新たな課題の解決を目指して新憲法を制定した。こうして成立した1977年ソ連憲法の主な特徴は以下のとおりである。第一に、1918年憲法以降の憲法との継承性である。勤労人民の全権、ソ連共産党の指導的役割、社会主義的社会的所有の支配、ソビエトを単位とする国家権力の実現、市民の基本的権利及び自由の保障並びに権利及び義務の相互関係、社会主義的国际主義といった原則が、憲法の理念として「発展的に継承」された<sup>27</sup>。第二に、「獲得されたものの記録」としての側面を有している点である。当時の諸立法の成果である代議員地位法、工業企業規程等が、直接に又は凝縮された形で憲法に組み込まれた<sup>28</sup>。第三に、憲法の規制対象が、1章「党及び社会団体の地位・役割・機能」、2章「経済諸制度」、3章「社会発展と文化」等、資本主義諸国の憲法と比べて広範囲にわたっている点である。第四に、1936年ソ連憲法に、削除規定を考慮すると実質的には30を超える条文を付け加え、その編成も大幅に変更された点である。冒頭に前文を置き、第1編には「ソ連邦の社会体制及び政治の基本原則」を、直後の第2編には、市民の基本的権利及び自由を含む「国家と個人」を置いた。統治機構については、第4編「人民代議員ソビエト及び選挙手続」及び第5編「ソ連の国家権力機関及び行政の最高機関」を置き、各共和国における国家権力については、第6編「連邦構成共和国における国家権力及び行政の諸機関の構成の基本原則」が、司法制度については、第7編「裁判、仲裁及び検察」が置かれた。憲法の構造上、個人や選挙人を起点として全体が構成されている。1977年ソ連憲法は、特に1986年以降、ペレストロイカの進展とともに大きく変化した。1988年には新たな代議制機関としてソ連人民代議員大会が設置された。同時に選挙制度の改革が行われ、一つの選挙区に複数の候補者を認める複数候補制が導入された。こうした改革は、1989年の憲法改正において反映された。更に1990年の憲法改正時には共産党の指導的役割について定めた条項が削除された。

<sup>27</sup> 同上 90 頁。

<sup>28</sup> 同上。

### (3) 新生ロシア

ソ連においてペレストロイカが始まり制限主権論が放棄されると<sup>29</sup>、東欧の社会主義諸国の改革が一举に進んだ。1989年には共産党政権が倒れ、ベルリンの壁が崩壊した。こうした東欧革命の余波を受け、「ソ連にとって1990年は転換の年となった」<sup>30</sup>。上述のように、1990年のソ連憲法改正において、複数政党制及び権力分立原理の採用を意味する大統領制が導入された。同年10月、ソ連最高会議は「市場経済移行の基本方針」を決定し、計画経済体制は終止符を打たれた。各連邦構成共和国は、立て続けに主権を宣言し、ソ連から独立した。1991年12月、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの代表がソ連の消滅と独立国家共同体の設立を宣言し（ベロヴェーシ合意）、ソ連は崩壊した。

ロシア共和国においては、連邦政府への対抗が改革を促進し、1977年ソ連憲法のコピーであった1978年ロシア共和国憲法は幾度も改正が重ねられた。その過程において、私的所有が容認される、大統領制が導入されるなど、同憲法は「パッチワーク」のような様相を呈していた<sup>31</sup>。このような状況の下、新憲法制定をめぐって大統領とロシア議会とは対立していた。エリツィン大統領による「ショック療法」は、急進的な市場経済化と混乱をもたらした。ハイパーインフレと深刻な物不足は、保守派や議会によるエリツィン政権批判の材料となった。この中で、新生ロシアは、目指すべき道として、強大な権限を持つ大統領を擁する共和国か議会主導の共和国かの二択を迫られた。1993年9月21日、エリツィンは議会の機能を強制的に停止させる大統領令を発布した。憲法裁判所はこれに違憲判決を下し、当該大統領令に反発する議員は議員ビルに立てこもった。エリツィンは憲法裁判所の活動を停止させ、戦車により議員ビルを砲撃するという過激な方法によりこの局面を打開した（エリツィン・クーデター）。こうした経緯をたどり、「ロシアの1993年憲法は、脱社会主義化の過程で憲法に組み込まれた様々な要素を含みつつ、最終段階での権力闘争の激化によって、大統領への権限集中という特徴を併せ持つようになった<sup>32</sup>」のである。

<sup>29</sup> 制限主権論とは、社会主義陣営全体の利益を保護する場合に限り武力介入を伴う内政干渉を認める論理のことである。ブレジネフは、「社会主義陣営全体の利益のためには、一国の主権を制限しても構わない」として、ソ連が主導するワルシャワ条約機構軍によるチェコスロバキアへの軍事介入を正当化した（1968年プラハの春事件）。

<sup>30</sup> 森下敏男「体制転換と法」小森田・前掲注（7）52頁。

<sup>31</sup> 溝口修平「ロシア連邦」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第5版』（三省堂、2020年）282頁。

<sup>32</sup> 溝口・前掲注（31）282頁。



### 3 ロシア連邦憲法

#### (1) 1993年憲法

1993年憲法は、西欧型の立憲的要素を多分に含みつつ、上述のように大統領に強大な権力を集中させたものとして成立した。自らを法治国家と規定し、権力分立を認め、憲法保障の装置として憲法裁判所を設置した一方で、急進的かつ新自由主義的な市場経済化を権威主義的な統治によって乗り切るため強力な大統領制を選択するという、「潜在的に矛盾する」二つの要素を兼ね備えた憲法である<sup>33</sup>。その構成は、前文、1章「憲法体制の原則」（1条～16条）、2章「人及び市民の権利及び自由」（17条～64条）、3章「連邦制度」（65条～79条）、4章「ロシア連邦大統領」（80条～93条）、5章「連邦議会」（94条～109条）、6章「ロシア連邦政府」（110条～117条）、7章「司法権」（118条～129条）、8章「地方自治」（130条～136条）、9章「憲法修正及び改正」（134～137条）並びに最終規定及び経過規定からなる。以下、93年憲法の大まかな特徴を概観する。

1章「憲法体制の原則」においては、法治国家、人権尊重、人民主権、国家主権、連邦制、社会国家、自由経済、権力分立、地方自治、イデオロギーの多様性などが掲げられた。人権が憲法上最高の価値とされ（2条）、私的所有の保護（8条2項）がうたわれるなど、社会主義時代の憲法とは異なる原則に立脚することが宣言されている。

2章「人及び市民の権利及び自由」においては、個人的自由、精神的自由、政治的自由、経済的自由、社会権など、西欧型の広範な人権カタログを展開している。一方、例えば母性の国家的保護について規定する38条など、独特な条文も含まれている。人権保障については、憲法裁判所が重要な役割を担う。憲法裁判所は、「市民の権利保護の領域において一定の積極的役割を果たしているが、「家族や性的指向が問題となる領域では、伝統的な価値観に依拠する傾向が強い<sup>34</sup>」。欧州人権裁判所を筆頭とする国際的な批判に対しては、ロシアの「主権」の意向を擁護する立場にある。

3章「連邦制度」において規定される行政区画は、先述したとおり、少数民族住民が多数を占め民族名を冠する地域と、ロシア系住民が多数を占める領地的な地域からなる。それぞれの連邦構成主体は憲法上同権（5条1項、4項）だが、実際には連邦政府と連邦構成主体政府が権限区分条約を締結し、「中央と地方の権限区分がバイラテラルに決定されたため」、1990年代を通じてロシアの連邦制は非対称化を強めた。プーチンは、大統領に就任した2000年代以降、中央集権化政策を進めた。権限区分条約は廃止され連邦管区が設置された。

4章から6章の統治機構については本章冒頭で記述したため省略する。

<sup>33</sup> 佐藤史人「ロシア連邦」畑博行、小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』（有信堂、2018年）553頁。

<sup>34</sup> 同上554頁。

7章「司法権」において、裁判官の独立（120条）<sup>35</sup>、裁判官の身分保障（121条）、裁判の公開（123条）等の原則が導入された。これらの諸原則は、裁判官が選挙によって選ばれ、選出機関への報告義務やリコール制度が設けられていたソ連時代の司法制度に根本的な変化が生じたことを雄弁に物語っている<sup>36</sup>。2014年の憲法改正までは、ロシアにおいて、民事事件及び刑事事件を扱う最高裁判所と、商事事件を扱う最高仲裁裁判所を頂点とする二つの裁判体系が存在していた<sup>37</sup>。両裁判体系の管轄をめぐる混乱を解消する必要から、2014年の憲法改正において、最高仲裁裁判所は廃止され、その権限は最高裁判所に移管された。

8章「地方自治」が憲法の基本原則となったことにより、社会主義時代には否定されていた地方自治概念が新たに導入された。地方自治の核となる地方自治機関とは、連邦構成主体の下にある地区、市、町、村、郷である。地方自治機関は、自治体財産を管理し、地方租税及び公課を定め、地方的意義を有する諸問題を解決することができる（132条）。

9章「憲法の修正及び改正」は、憲法改正を、1章、2章、9章を対象とする「改正(пересмотр)」(135条)、3章から8章を対象とする「修正(поправка)」(136条)、連邦構成主体について定める65条を対象とする「変更(изменение)」(137条)に区分している。なお、これまで上記区分でいう「改正」は一度も行われていない。憲法改正の手続については、本章冒頭で記述したとおりである。

## (2) 2020年憲法改正

1993年憲法は、これまで2008年、2014年に改正されたが、2020年憲法改正は、これまでにない大規模なものであった。なお、いずれも上記の区分でいう「修正」である。2020年1月15日、プーチンは教書演説において憲法改正の構想を発表すると、同20日に憲法改正案を議会に提出した。3月10日、第二読会において当初の改正案に大幅な修正が加えられた。その後、3月14日に憲法裁判所が憲法改正の合憲意見を提出し、6月25日から7月1日にかけて国民投票が行われた。その結果、賛成77.9%、反対21.3%で、7月4日より施行された。2020年憲法改正の対象は多岐にわたるが、主なものを以下に挙げる。

第一に、同一人物が三期連続で大統領に就任することを禁止する条項から「連続」が除かれ（81条3項）、憲法改正以前に大統領職にあった者の任期のカウントがリセ

<sup>35</sup> なお、裁判官の職権の独立は、1936年憲法から保障されている。

<sup>36</sup> もっとも、当時、裁判官の独立は人民への従属を意味し、これらの制度は裁判官の独立を損なうものではないとされていた。「裁判官は、人民主権の原則にもとづき、人民の意思として定められた法律にのみしたがってその職務を行うのであるから、法律をつうじて人民に従属して」おり、報告義務やリコール制は人民への従属の具体的形態であると考えられていた。藤田・前掲注（19）132頁。

<sup>37</sup> 仲裁裁判所という名称は、社会主義時代に国有企業間の紛争を解決していた仲裁委員会の名残であり、実際に第三者による「仲裁」が行われているわけではない。このため、正確には「商事裁判所」という名称がふさわしい。小田博『ロシア法』（東京大学出版会、2015年）61頁。

ットされた(81条3項の1)。これにより、プーチンは最長2036年まで大統領任期を務めることが可能となった。

第二に、国際条約の規定に基づいて採択された国際組織の決定は、ロシア連邦憲法と矛盾すると解釈される場合にはロシア連邦において執行されない(79条)。2015年に憲法裁判所が違憲の疑いのある欧州人権裁判所判決には執行義務がないと判示して以降、実務において展開してきた「条約に対する国内法の優位」が憲法規範に組み込まれた。

第三に、ロシアのナショナル・アイデンティティを強調し、伝統的価値観を重視する姿勢を前面に押し出した。新設された67条の1は、ソ連の法的継承性(同1項)、「神への信仰」と「祖先の記憶」を紐帯とする国家の統一(同2項)、祖国防衛の記憶の保護(同3項)、愛国心、公民意識等を育成するための教育環境の整備(同4項)を明示した。更に、家族形態を「男と女の結合」とし(72条1項7号の1)、近年広まりつつある家族形態の多様性への対抗姿勢を示した。

2020年憲法改正は、1993年憲法の根幹である1章及び2章に直接手を加えたものではないが、実質的にこれを変質させ、欧州諸国のスタンダードに対するロシアの「独自性」を強調したものとして捉えることができる。

#### 4 ロシア連邦民法典と家族法

以下の章でロシアにおける身分法制について論ずる都合上、民法典と家族法の関係についても付言しておく。

ソ連崩壊後、ロシア連邦民法典は、オランダの民法典を参考にしつつ、アメリカ法やドイツなどを比較対象としながら段階的に制定された<sup>38</sup>。1994年に、総則、物権及び債権総則を内容とする第1部が制定され、次いで1996年には債権各則を内容とする第2部が、2002年には相続及び国際私法を内容とする第3部が、2008年には知的財産権及び商標を内容とする第4部が制定された。民商一元主義をとっており、商法典が組み込まれた形式の民法典である。

相続や家族の財産関係の一部は民法典が規制しているが、家族法は民法典から除外され、別に制定された家族法典が規定している。これは、「宗教色が強かった帝政時代の家族法を世俗化するために必要であった」革命初期のソビエト的伝統といわれている<sup>39</sup>。確かに、帝政時代、戸籍や家族に関する事項は教会の管轄事項であり、その機能を世俗化することはソビエト政権の課題であった。こうした特異な事情から、家族法分野については民法典とは別個の家族法典(1995年制定)を軸とする種々の連邦法律を参照せねばならない。

<sup>38</sup> なお、新民法典の起草時に重要な基礎を提供していたのは、1905年のロシア帝国民法典草案であった。同法の起草作業は19世紀よりすでに開始していたが、第一次世界大戦により採択されず、革命の中で廃棄された。同上127頁を参照。

<sup>39</sup> 同上128頁。

## 第2章 現行身分制度に関する調査

以下では現行身分制度に関する調査結果を述べる。なお、関連様式類の記載事項と対訳については第4部の資料編に掲載した。

### 1 婚姻法制

#### (1) 婚姻法制

関連機関：身分登録機関（連邦構成主体が設置する行政機関）<sup>40</sup>

根拠法：「家族法典<sup>41</sup>」「身分関係法<sup>42</sup>」

#### ア 婚姻の成立と要件

##### (ア) 形式的要件

ロシアは法律婚主義であり、婚姻は身分登録機関において締結される（家族法典10条）。また、国外にいるロシア国民同士の婚姻は、ロシアの在外公館において締結することができる（同157条1項）。

婚姻は、身分登録機関に申請を行った日から原則として1か月後に成立する。これは軽率な婚姻を回避するための熟慮期間とされているが、正当な理由がある場合には、身分登録機関はこの待機期間より前に婚姻の成立を認めることができる。また、妊娠や子の出生など特別な事由がある場合、婚姻は申請日に成立する（同11条）。

婚姻は、申請日より1か月が経過した後、当事者が身分登録機関に出頭して締結され、身分登録機関において国家登録が行われる。夫婦の権利義務は、国家登録日に発生する（同10条）。

身分登録機関が婚姻の登録を拒否した場合、婚姻をしようとする者は、裁判所にこれを訴えることができる（同11条3項）。

<sup>40</sup> 略称はザクス(ЗАГС 又は загс)。ロシア語表記は用語定義を、詳しくは本章7を参照。

<sup>41</sup> СЗ РФ, 1996. № 1. Ст. 16; СЗ РФ, 2022. № 52. Ст. 9368.

<sup>42</sup> СЗ РФ, 1997. № 47. Ст. 5340; СЗ РФ, 2023. № 1. Ст. 16. 身分関係法は、わが国の戸籍法に相当する法律である。

### (イ) 実質的要件

婚姻の実質的成立要件は、以下のとおりである。

a	婚姻適齢に達した男女の相互の自発的合意が存在すること（家族法典 12 条）。 婚姻適齢は、原則として 18 歳である。ただし、正当な理由がある場合には、居住地の地方自治体の機関の許可を得ることで、16 歳以上から婚姻が認められる。また、連邦構成主体は、特別の事情を考慮して 16 歳未満の者の婚姻を例外的に許可する手続及び条件を定めることができる（同 13 条）。
b	以下の婚姻障害事由に該当しないこと（同 14 条）。 ・一方が既に婚姻している場合（重婚） ・直系血族間、父母の双方又は一方を同じくする兄弟姉妹間の婚姻（近親婚） ・養親子間の婚姻 ・少なくとも一方が精神障害のため裁判所により行為無能力者とされた場合

なお、当事者の一方が性病やエイズへの感染を隠していた場合、相手方は婚姻の無効確認を裁判所に請求することができる（同 15 条）。

### (ウ) 同性婚について

ロシアの法令には同性婚を直接禁止する規定はないものの、家族法典では婚姻は「男女の婚姻(брачный союз)の自発性」に基づくものとされ（1 条 3 項）、婚姻の実質的成立要件として「男女の相互の自発的な合意」が定められていることから（12 条）、これらの規定は、同性婚を認めない趣旨であると解されている<sup>43</sup>。また 2020 年に改正された憲法も、連邦と連邦構成主体の共同管轄事項の一つとして「男女の結合としての婚姻制度の保護」を挙げ（72 条 1 項 7 号の 1）、婚姻は異性間のみで行われるものであるという定義を憲法レベルで確認した<sup>44</sup>。

<sup>43</sup> ヴィチェスラフ・V・ガブリーロフ、エレナ・P・ガブリーロヴァ「ロシア家族法（1）」戸籍時報 712 号（2014 年）9 頁。本報告書第 3 部も参照。

<sup>44</sup> СЗ РФ. 2020. № 11. Ст. 1416; СЗ РФ. 2020. № 27. Ст. 4196.

### イ 婚姻の無効

婚姻が無効とされるのは、(ア) 婚姻意思を欠く場合 (12 条)、(イ) 婚姻適齢を満たさない場合 (13 条)、(ウ) 婚姻障害事由に該当する場合 (14 条)、(エ) 性病やエイズ感染を相手に隠していた場合 (15 条3 項)、(オ) 仮装婚の場合である。婚姻の無効確認は、裁判手続によって行われ、婚姻はその成立日から無効とされる (家族法典 27 条)。

婚姻の無効確認を裁判所に請求できるのは、以下の者である (同 28 条1 項)。

<b>a 不適齢婚の場合</b>	未成年配偶者、その父母、後見・保佐機関 <sup>45</sup> 、検察官 (ただし、未成年配偶者が成年に達した後は、本人以外は訴えることができない)
<b>b 婚姻意思を欠く場合</b>	婚姻によってその権利を侵害された配偶者、検察官
<b>c 婚姻障害事由 (家族法典 14 条) が存在する場合</b>	善意の配偶者、行為無能力者とされた配偶者の後見人、解消されていない前婚の配偶者、家族法典 14 条の要件に反する婚姻により権利を侵害されたその他の者、後見・保佐機関、検察官
<b>d 仮装婚の場合</b>	検察官、善意の配偶者
<b>e 性病又はエイズへの感染を隠していた場合</b>	その権利を侵害された配偶者

婚姻無効確認請求事件において、婚姻障害事由が既に消滅している場合には、裁判所は、婚姻を有効なものとして認めることができる (同 29 条1 項)。不適齢婚の場合には、未成年配偶者の利益のために、又は本人が同意していないとき、裁判所は無効確認の請求を棄却することができる (同 29 条2 項)。仮装婚についても、事件の審理までに実際に家族が形成された場合には、裁判所は当該婚姻を仮装婚であると認めることができない (同 29 条3 項)。近親婚又は重婚の場合を除いて、離婚後に婚姻を無効とすることはできない (同 29 条4 項)。

### ウ 夫婦の姓

夫婦の姓は、婚姻時に自らの意思により以下の中から選択する (家族法典 32 条)。

<b>a 共通姓</b>	夫婦いずれかの姓を共通姓として選択する
<b>b 別姓</b>	夫婦それぞれが婚姻前の姓を維持する
<b>c 複合姓</b>	連邦構成主体の法律に別段の定めがない場合、自分の姓に相手方の姓を結合する。ただし、夫婦の一方の姓がすでに複合姓の場合は、複合姓を選択することはできない。

## (2) 婚姻証明書の様式・記載事項

「婚姻証明書 (Свидетельство о заключении брака)」を第4部に掲載した。

<sup>45</sup> 後見・保佐機関については本章3 (1) カを参照。

## 2 離婚法制

### (1) 離婚法制

- ・ 関連機関：身分登録機関、裁判所
- ・ 根拠法：「家族法典」「身分関係法」
- ・ 関連法：「民事訴訟法典」

#### ア 婚姻の解消

婚姻の解消事由は、以下のとおりである（家族法典 16 条）。

(ア)	夫婦の一方が死亡したとき、又は裁判所がその死亡を認定したとき <sup>46</sup> 。
(イ)	夫婦の一方若しくは共同の申請又は裁判所により行為無能力者とされた配偶者の後見人の申請により離婚したとき。

#### イ 離婚

妻の妊娠中及び産後 1 年間は、夫は妻の同意なく離婚を申請することができない（家族法典 17 条）。

離婚手続には、(ア) 協議離婚、(イ) 単意離婚、(ウ) 裁判離婚の 3 つがある（同 18 条）<sup>47</sup>。

(ア) 協議離婚	夫婦双方が離婚に合意しており、共通の未成年の子がいない場合、離婚は、身分登録機関において行われる（同 19 条 1 項）。離婚及びその登録は、申請日の 1 か月後に、離婚する夫婦の少なくとも一方が出頭して行われる（身分関係法 33 条 4 項）。
(イ) 単意離婚	夫婦の一方が裁判所により行方不明者若しくは行為無能力者の宣告を受けた場合、又は、3 年以上の自由剥奪刑を宣告された場合、離婚は、他方配偶者の申請により、身分登録機関において行うことができる（家族法典 19 条 2 項）。離婚の国家登録は、申請日の 1 か月後に申請した配偶者が出頭して行われる（身分関係法 34 条 3 項）。
(ウ) 裁判離婚	裁判離婚は、以下の場合に行われる（家族法典 21 条）。 (a) 未成年の子がいる場合（ただし、単意離婚が認められる場合（同 19 条 2 項）を除く）。 (b) 夫婦の一方が離婚に同意しない場合。 (c) 夫婦の一方が、離婚に反対していないにもかかわらず、身分登録機関における離婚（離婚申請など）を拒否する場合。  裁判離婚は、破綻主義に基づき、夫婦の将来の共同生活と家族の維持が不可能であると裁判所が認めた場合に行われる（同 22

<sup>46</sup> ロシアでは、不在者の死亡認定、すなわち失踪宣告は、民法典 45 条に規定されている。失踪期間は、普通失踪は 5 年、危難失踪は 6 か月であり、原則として失踪宣告に関する判決の確定日が死亡日とされる。また、裁判所は、居住地において 1 年間行方が知れない者について、利害関係人の請求に基づき「行方不明者」(безвестно отсутствующий)の宣告をすることができる（民法典 42 条）。行方不明者の財産は、必要な場合には後見・保佐機関の選任する者によって管理され、当該財産から、行方不明者の債務や行方不明者が扶養義務を負う者に対する扶養料が支払われる（民法典 43 条）。

<sup>47</sup> 小森田・前掲注 (7)、235 頁。

	条1項)。裁判所は夫婦の円満調整のため、熟慮期間を最長3か月間設けて審理を延期することができるが、この措置が不調に終わり、少なくとも夫婦の一方がなお離婚を求めるときは、離婚が成立する(同22条2項)。また、未成年の共通の子を有する夫婦が、離婚に合意している場合、及び21条2項の定める場合(離婚には反対していないが身分登録機関における離婚を拒否する場合)にも、裁判所は離婚の動機を解明せず婚姻を解消する(同23条1項)。
--	--

なお、身分登録機関で離婚が成立する場合((ア)及び(イ))であっても、財産分与に関する紛争や、労働能力がなく困窮する配偶者に対する扶養料の支払いに関する紛争、裁判所により行為無能力者とされ、又は3年以上の自由剥奪刑を宣告された配偶者との間で生じる子に関する紛争については、裁判手続により審理される(同20条)。

#### ウ 離婚日(家族法典25条)

- ・身分登録機関における離婚：身分関係登録簿に離婚が登録された日
- ・裁判所における離婚：判決の確定日

なお、離婚後も身分登録機関から離婚証明書を交付されるまでは再婚することができない。

#### エ 離婚後の姓(家族法典32条3項)

夫婦は、離婚前の共通の姓を維持することも、旧姓に復することもできる。

#### オ 失踪宣告、行方不明者宣告の取消による婚姻関係の復活(家族法典26条)

失踪宣告又は行方不明者宣告が取り消された場合、夫婦の共同の申請に基づき身分登録機関は婚姻を復活させることができる。ただし、他方配偶者が再婚している場合は、その限りではない。

### (2) 離婚証明書の様式・記載事項

「離婚証明書(Свидетельство о расторжении брака)」を第4部に掲載した。



### 3 実親子関係法制（認知制度を含む。）

#### (1) 実親子関係法制（認知制度を含む。）

関連機関：身分登録機関、裁判所、後見・保佐機関

根拠法：「家族法典」「身分関係法」

#### ア 親と子の権利義務

親と子の権利義務は、子の出生によって生じる（家族法典 47 条）。

#### イ 親子関係の確認

##### (ア) 母子関係

母子関係は、医療機関において母から子が出生したことを証明する文書に基づいて確定する。医療機関以外で出生した場合は、医療記録や証人の証言又は他の証拠に基づいて確定する（家族法典 48 条 1 項）。

##### (イ) 父子関係

父子関係確定に関するルールは、以下のとおりである。

<b>a 嫡出推定</b> <b>（家族法典</b> <b>48 条 2</b> <b>項）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反証がない限り（家族法典 52 条）、母の夫は、嫡出子の父とみなされ、以下の場合には、前夫が父とみなされる<sup>48</sup>。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 離婚から 300 日以内</li> <li>- 婚姻の無効確認から 300 日以内</li> <li>- 夫の死亡から 300 日以内</li> </ul> </li> <li>・子の母の配偶者が父であることは、両者の婚姻登録（婚姻証明書）によって証明される。</li> </ul>
<b>b 任意認知</b> <b>（同 48 条 3</b> <b>項）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非嫡出子は、父母が共同で身分登録機関に申請することによって認知することができる。</li> <li>・ただし、以下の場合には、後見・保佐機関の同意を得て、又は裁判所の判決に基づき、父が単独で申請する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 母の死亡</li> <li>- 母の行為無能力者の宣告</li> <li>- 母の所在不明</li> <li>- 母の親権剥奪</li> </ul> </li> <li>・父母による共同の申請が子の出生後には不可能又は困難であると認められる場合（例えば、父が母の妊娠中に罹患し危篤になった場合、又は生命の危機を伴う任務に就く場合など<sup>49</sup>）、母の妊娠中に身分登録機関に胎児認知を申請することができる。</li> <li>・18 歳に達した子の認知は、本人の同意がある場合にのみ認められる。ただし、本人が行為無能力者とされた場合は、本人の代わりに後見・保佐機関の同意が必要とされる（同 48 条 4 項）。</li> </ul>

<sup>48</sup> 第3部収録のロシア有識者の回答によれば、嫡出推定が競合する場合、夫に対する推定が優先する。なお、1997年11月14日の家族法典48条3項の改正前は、母は嫡出推定を否定することができた。

<sup>49</sup> ヴィチェスラフ・V・ガブリーロフ、エレーナ・P・ガブリーロヴァ「ロシア家族法（4）」戸籍時報715号（2014年）3頁。

<b>c 強制認知 (同 49 条)</b>	・ 非嫡出子の認知に関する父母の共同の申請も父の単独の申請もなされない場合、親子関係は、裁判所において確定する。裁判所に対する認知の訴えは、父母の一方、子の後見人又は保佐人、扶養者又は成人年齢（18歳）に達した子本人が行う。
----------------------------	--

#### ウ 出生登録簿における父母の登録（家族法典 51 条）

嫡出子の父母は、その一方の申請により出生登録簿に子の父母として登録される（家族法典 51 条 1 項）。

非嫡出子の母は、自らの申請に基づいて子の母として登録され、非嫡出子の父は、父母の共同の申請若しくは父の単独の申請（同 48 条 3 項の場合）又は裁判所の判決に基づいて子の父として登録される（同 51 条 2 項）。父子関係が確認されない子の場合、出生登録簿の父の氏名欄には、母の姓、母の指示する名及び父称が記載される（同 51 条 3 項）。

#### エ 実親子関係の存否の確認の訴え（家族法典 52 条）

出生登録簿に登録された親子関係は、いつでも裁判手続により争うことができる。申立人となることができるのは、父母として出生登録簿に登録された者、実親、成年に達した子、子の後見人又は保佐人、行為無能力者とされた父母の後見人である。また、任意認知又は強制認知に基づき出生登録簿に登録された親子関係（家族法典 51 条 2 項）については、子の父として登録された者の相続人も、申立人となることができる（同 52 条 1 項）。家族法典 51 条 2 項に基づき父として登録された者の請求は、子の出生登録時に実際には自分が子の父ではないことを知っていた場合には、棄却される（同 52 条 2 項）。

#### オ 認知後の非嫡出子と嫡出子の同権（家族法典 53 条）

任意認知又は強制認知により非嫡出子の父子関係が確定した場合、当該子は、父及びその血族に対する権利義務において、嫡出子と同様に扱われる。

現在のロシアに準正制度は存在せず、準正嫡出子概念も存在しない<sup>50</sup>。

#### カ 子の名、父称、姓

子の名は、父母の協議に基づいて定まる。子の父称は、連邦構成主体の法令に別段の定めのない場合、又は異なる民族的慣習がない場合、父の名に基づいて与えられる（家族法典 58 条 2 項）。子は、父母の姓を名乗る。ただし、夫婦別姓の場合は、父母の協議に基づき、父の姓、母の姓又は複合姓を名乗る。複合姓における父の姓

<sup>50</sup> 帝政期には家族法に準正が規定されていたが、10月革命直後の1917年12月18日の布告によって嫡出子と非嫡出子の同権が宣言されるとともに、準正制度は廃止された。この点につき、第3部収録のロシア有識者の回答を参照。

と母の姓の順番は、連邦構成主体の法律に別段の定めがない限り任意であるが、父母を同じくする兄弟姉妹の複合姓の順番は、同じでなければならない（同 58 条 3 項）。子の名又は姓に関する父母の協議が整わない場合、後見・保佐機関がこの問題を解決する（同 58 条 4 項）。

父子関係が確認されない子については、名は母が定め、父称は母の指示により子の父として記載された名から与えられ、姓は母の姓を名乗る（同 58 条 5 項）。

父母の離婚によって子の姓は当然には変更されない。ただし、家族法典 59 条に基づき子の名及び姓を変更することができるため、同条に基づき離婚後に子の姓が変更されることがある（例えば、子を引き取った離婚後の母の姓と子の姓とが異なる場合）。

### キ 生殖補助医療と実親子関係

人工授精や胚移植によって出生した子の親子関係について、家族法典は以下のよう

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工授精又は胚移植に書面で同意した夫婦は、それによって子が出生した場合に、父母として出生登録簿に登録される（家族法典 51 条 4 項 1 段）。</li> </ul>
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理母出産の契約時に少なくとも一方がロシア国民の夫婦又はロシア国民の未婚女性で、代理母出産のためにほかの女性に胚移植することに書面で同意したものは、代理母の同意がある場合に限り、出生した子の父母として出生登録簿に登録される（同 51 条 4 項 2 段）。</li> <li>家族法典 51 条 4 項 2 段の定め該当し、代理母の同意を得た者は、子の出生登録までに以下の事実が生じた場合であっても、子の父母として登録される（同 51 条 5 項）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 夫婦の一方が死亡した場合</li> <li>(b) 国籍法の定める事由により、夫婦の双方若しくは一方又は未婚の女性がロシア国籍を離脱した場合</li> <li>(c) 子の出生登録日までに夫婦の一方若しくは双方又は未婚女性のロシア国籍取得に関する決定が取り消された場合</li> </ul> </li> <li>家族法典 51 条 4 項 2 段の定め該当し、代理母の同意を得た者は、子の出生登録までにその婚姻が解消され、又は無効とされた場合でも（夫婦の一方が死亡した場合を除く）、当該婚姻が代理母出産契約の締結を目的とした仮装婚であることが裁判所によって認定されない限りは、子の父母として出生登録簿に登録される。また、仮装婚の善意の配偶者に対し、裁判所は子の父母として登録される権利を有することを認める（同 51 条 6 項）。</li> </ul>
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工授精又は胚移植に書面で同意した配偶者は、父子関係の存否を争う際にこの事実を援用することができない。代理母出産に同意した夫婦及び未婚の女性並びに代理母は、父母が出生登録簿に登録された後に母子関係及び父子関係の存否を争う際にこの事実を援用することができない（52 条 3 項）。</li> </ul>

<sup>51</sup> ロシアでは不妊の問題を抱えるカップルが 20%に上るとの推計があり、生殖補助医療への需要は高いとされる。ヴィチェスラフ・V・ガブリーロフ、エレナ・P・ガブリーロヴァ・前掲注 (49) 4 頁。

## ク 後見・保佐機関

後見・保佐機関とは、未成年後見及び成年後見の事務を所掌する連邦構成主体の執行機関（行政機関）である。その権限は、連邦構成主体の法令により地方自治体の機関に委ねられることもある（家族法典 121 条）。

モスクワ市を例にとると（モスクワ市は連邦構成主体であり地方自治体ではない。一方、モスクワ市内の地区(район)は地方自治体である）、モスクワ市役所の労働・社会保護局(департамент)に未成年後見・保佐部(управление)が置かれる一方、2007 年 12 月 26 日付モスクワ市法律 51 号に基づき市内の地区に後見・保佐に関わる一定の権限が移譲されており、区役所には後見・保佐を担当する課(служба)が設置されている。

民法典によれば、後見の対象となるのは、14 歳未満の未成年者及び行為無能力者であり（民法典 32 条）、保佐の対象となるのは 14 歳以上 18 歳未満の未成年者及び制限行為能力者である（同 33 条）。後見人又は保佐人は、後見・保佐機関によって選任される（同 35 条 1 項）。未成年者が後見及び保佐の対象となるのは、未成年者に父母、養親がいない場合、父母が親権を剥奪された場合、父母が養育を放棄するなどの理由で未成年者が父母の保護を受けられない場合である（同 31 条 3 項）。

成人の場合、その者を行為無能力者又は制限行為能力者とする判決が確定した日から 3 日以内に裁判所がその旨を後見・保佐機関に通知し、要保護者に対して後見人又は保佐人が選任される（同 34 条 2 項）。

後見・保佐機関には、後見人・保佐人の選任、後見人・保佐人の活動の監督のほかにも、家族法典により子の権利及び法益の保護に関する権限が付与されている（家族法典 56 条）。例えば、父母の共同の申請に基づく子の名及び姓の変更の許可（同 59 条）、子に対する祖父母・兄弟姉妹その他の親族の面会交流権の保障（同 67 条）、親権剥奪の訴えの提起（同 70 条）、子の養育に関する裁判への義務的参加（同 78 条）などである。

また、子の生命又は健康に対する直接の脅威が存在する場合、後見・保佐機関は父母から子を一時的に引き離すこともできる（同 77 条 1 項）。このように、後見・保佐機関は、子の利益の保護に関わる国（又は自治体）の行政機関として、家族関係に深く関与している。

## (2) 親子関係を証明する文書の様式・記載事項

「出生証明書 (Свидетельство о рождении)」「出生診断書 (Медицинское свидетельство о рождении)」「認知証明書 (Свидетельство об установлении отцовства)」を第 4 部に掲載した。

これらの様式についての説明、及び出生証明書に父の名がある場合の法律上の父子関係の扱いなど、実親子関係について詳しくは、第 2 部第 3 章 3 「実親子関係法制」にて後述する。

## 4 養子縁組法制

### (1) 養子縁組法制

関連機関：裁判所、後見・保佐機関

根拠法：「家族法典」「身分関係法」

関連法令：「民事訴訟法典<sup>52)</sup>」(29章「子の養子縁組」)

#### ア 実質的成立要件

(ア)	<p>養子となることができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組<sup>53)</sup>は、未成年の子を対象とし、子の利益のためにのみ認められる(家族法典 124条 2項)。</li> <li>・ 子の利益になる場合を除き、異なる者が兄弟姉妹を養子とすることはできない(同 124条 3項)。</li> </ul>
(イ)	<p>養親適格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年者は、男女を問わず養親となることができる。ただし、以下の者は、養親となることができない(家族法典 127条 1項)。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 裁判所により行為無能力者若しくは制限行為能力者とされた者、又は一方が右の宣告をされた夫婦</li> <li>(b) 裁判所により親権を剥奪又は制限された者</li> <li>(c) 法律上の義務の不履行により後見人又は保佐人を解任された者</li> <li>(d) 自らの責任により養子縁組を解消させられた元養親</li> <li>(e) 健康状態により養親となることができない者</li> <li>(f) 最低生活費を養子に保証するための収入を持たない者</li> <li>(g) 住所を持たない者(ただし、遊牧・半遊牧生活を送る少数民族が同様の少数民族を養子とする場合は、この限りではない)</li> <li>(h) 性犯罪、家族及び未成年者に対する犯罪等の前科者又はそれらの罪で刑事訴追された者(性犯罪を除く右の罪が軽度又は中度の場合、養子の生命、健康、道徳にとって危険ではないと裁判所に認められた者については、この限りではない)、重犯罪の前科者</li> <li>(i) 家族法典 127条 6項の定める養親となるための訓練を受けなかった者(親族、養親・子の後見人・保佐人の経験を有する者は、この限りではない)</li> <li>(j) 同性婚が認められる国においてその法令に従い同性婚姻の登録をした既婚者、及び同国籍を有する未婚者</li> </ul> </li> <li>・ 裁判所は、養子となる子の利益及び配慮すべき事情を考慮し、(e)(ただし、養親となることを望む者が、すでに形成された家族関係の中で子と生活している場合)、(f)及び(i)の要件を免除することができる(同 127条 2項)。</li> <li>・ (f)及び(i)の要件は、配偶者の子を養子とする場合には適用されない(同 127条 3項)。</li> <li>・ 共同で養子縁組ができるのは、夫婦のみである(127条 4項)。</li> </ul>

<sup>52)</sup> СЗ РФ. 2002. № 46. Ст. 4532; СЗ РФ. 2023. № 1. Ст. 50.

<sup>53)</sup> ロシアの家族法典は、養子縁組について усыновление или удочерение と表記する場合があります、これは「養子縁組又は養女縁組」と訳す余地がある(家族法典 124条)。養子縁組証明書にも свидетельство об усыновлении (удочерении)と記載され、これも養子(養女)縁組証明書と訳すことができる。ただし、本稿では、このような場合も原則として「養子縁組」の表記を用いた。

(ウ)	養親と養子の年齢差 ・未婚者である養親と養子となる子との年齢差は、原則として16歳以上でなければならない。ただし、裁判所が正当な理由があると認める場合、右の年齢差を縮小することができる（同128条1項）。配偶者の子の養親となる場合、右の年齢差の存在は必要とされない。
(エ)	配偶者のある者の養子縁組 ・配偶者のある者が養子縁組をする場合は、その配偶者の同意が必要とされる（同133条1項）。ただし、配偶者が家族関係を解消し、養親となる者と1年以上同居していない場合、及びその住所が知れない場合は、この限りではない（同133条2項）。

### イ 保護要件

(ア)	父母の同意 ・子の父母の同意が必要とされる。16歳未満の未成年者である父母の子の縁組の場合には、父母の父母若しくは父母の後見人若しくは保佐人の同意、又は右の者が不在の場合には後見・保佐機関の同意も必要とされる。父母の同意は、公証手続で認証されるか、又は子が施設にいる場合にはその施設の長、若しくは縁組をする地域若しくは父母の住所地の後見・保佐機関により保障された申請書の形式で示されなければならない。ただし、養子縁組の手続において裁判所において直接表明することもできる（家族法典129条1項）。 ・以下の場合には、父母の同意は必要とされない。(a)父母が知れない場合、(b)裁判所が父母を行方不明者若しくは行為無能力者とし、又は父母の親権を剥奪した場合、(c)裁判所の認める正当な理由なく父母が6か月を超えて子と同居せず、子の養育及び扶養を拒む場合（同130条）。 ・父母は、裁判所が養子縁組について決定するまでは、その同意を撤回することができる（同129条2項）。 ・父母は、養子縁組に対する同意を、養親となる者を特定し、又は特定せずに与えることができる。父母の同意は、子の出生後にのみ与えることができる（同129条3項）。
(イ)	後見人・保佐人、里親、保護施設の長の同意 ・子が後見人、保佐人若しくは里親の下にいる場合、又は親の監護なしに放置され保護施設にいる場合は、後見人、保佐人、里親、施設の長の書面による同意が必要とされる（同131条1項）。 ・裁判所は、子の利益のために、後見人・保佐人、里親及び保護施設の長の同意がない場合にも養子縁組を認めることができる（同131条2項）。
(ウ)	養子の同意 ・子が10歳以上の場合は、養子縁組に対する本人の同意が必要とされる（同132条1項）。ただし、子が養子縁組の申請前から養親となる者の家族の中で生活し、その者を自分の実親とみなしている場合は、子の同意は必要とされない（同132条2項）。

### ウ 形式的成立要件

ロシアの養親縁組は、国家宣言型である。養子縁組は、養親となることを望む者の申請に基づき、裁判所によって行われる。養子縁組の事件は、民事訴訟法の定める非訟手続によって審理される。事件の審理には、養親となる者、後見・保佐機関及び検察官を参加させなければならない（同 125 条 1 項）。

養子縁組には、その妥当性及び養子となる子の利益への適合性に関する後見・保佐機関の意見が必要とされ、当該意見には養親となる者と養子となる子の個人的な交流の事実に関する情報が記載されなければならない（同 125 条 2 項）。

養子縁組の効力は、養子縁組の成立に関する裁判所の決定が確定した日に生じる。裁判所は、養子縁組に関する決定が確定した日から 3 日以内に決定の謄本を決定がされた地域の後見・保佐機関に送付しなければならない。養子縁組は、身分関係の国家登録手続きに従って国家登録される（同 125 条 3 項）。

### エ 養子の氏名

養子は、その名、父称及び姓を維持するが（家族法典 134 条 1 項）、養親の申請により、養親の姓、養親の指示する名を養子に与えることができる。養親が男性の場合、養子の父称は養親の名によって定まり、養親が女性の場合、養親が養子の父として指示した者の名に基づいて定まる。養親である父母の姓が異なる場合、養親の協議に基づきその一方の姓が与えられる（同 134 条 2 項）。

養親が未婚の場合、養親の申請に基づき、養子の出生登録簿における養親ではない親の欄には、養親の指示する姓、名及び父称が記載される（同 134 条 3 項）。

10 歳以上の養子の姓、名及び父称を変更する場合は、家族法典 132 条 2 項の定める場合（子が養親となる者を実親とみなしている場合）を除き、養子の同意が必要とされる（同 134 条 4 項）。

### オ 養子縁組の秘密の保護

養親の秘密を保護するため、養親の申請により養子の出生地及び 3 か月の範囲で養子の出生日を変更することができる。出生日を変更することができるのは、原則として 1 歳未満の子を養子にする場合に限られるが、裁判所は満 1 歳以上の子を養子にする際に誕生日の変更を認めることができる。養子の出生日及び出生地の変更は、養子縁組に関する裁判所の決定に記載される（家族法典 135 条）。

養子縁組の決定をした裁判官、養子縁組の国家登録をした公職者、養子縁組について知るその他の者は、養子縁組の秘密を守る義務を負い、養親の意思に反して養子縁組の秘密を漏らした者は、法律の定める責任を負う（家族法典 139 条）<sup>54</sup>。

<sup>54</sup> 刑法典 155 条によれば、養子縁組の秘密を漏らした者は、8 万ルーブル以下若しくは漏洩者の 6 か月の所得以下の額の罰金、360 時間以下の義務的労働、1 年以下の矯正労働又は 4 か月以下の拘留に処し、

#### カ 実親としての養親の登録

養親の申請に基づき、裁判所は、養親を養子の実親として登録することができる。養子が10歳以上の場合は養子の同意が必要とされるが、養子が養子縁組前から養親の家族の中で生活し、養親を自分の実親とみなしている場合にはその限りではない（同136条）。

#### キ 養子縁組の効果

養子及びその卑属は、養親及びその血族との関係において、法律が実親子に対して定めるのと同等の権利を有し、義務を負う（家族法典137条1項）。一方、実親及びその血族との関係は、原則として終了する（同137条2項）。ただし、養親が1人の場合、養父のときは実母の、養母のときは実父の希望により、養子とその実親との権利・義務関係を維持することができる（同137条3項）。また、養子の実親がすでに死亡している場合、実親の父母（子の祖父母）の求めにより、子の利益になる限りで、死亡した実親の血族に対する養子の権利・義務関係を維持することができる（同137条4項）。権利・義務関係が維持される場合、その旨が養子縁組の決定に記載される（同137条5項）。

#### ク 養子縁組の取消

養子縁組は、裁判手続により取り消すことができる（家族法典140条1項）。養子縁組の取消事由は、①養親が親としての義務を履行しようとしなかった場合、②親権を濫用する場合、③養子を虐待する場合、④アルコール又は麻薬の常習者の場合、⑤子の利益、子の意見を考慮すると取消が必要とされるその他の場合である（同141条）。

取消の訴えは、実親、養親、14歳に達した養子、後見・保佐機関、検察官が提起することができる（同142条）。

養子縁組が取り消されると、養親子間の権利義務関係が終了し、子の利益になる限りで父母及びその血族との権利義務関係が復活する。養子縁組が終了すると、子は父母に引き渡されるが、父母がいない場合、及び、それが子の利益に反する場合、子は後見・保佐機関に引き渡される。裁判所は、養子の名、父称、姓を維持するかどうかを判断する。10歳以上の養子の名、父称、姓を変更する場合は、本人の同意が必要とされる。裁判所は、元養親に対し養子に扶養料を支払うよう義務づけることができる（同143条）。養子が成年に達した場合、養親・養子・その時点で生存しており、親権を剥奪されておらず、行為能力者である実親の合意がない限り、養子縁組を取り消すことができない（同144条）。

---

一定の公務、活動に従事する権利の3年以下の剥奪を併科することができる（2011年12月7日最終改正）。



#### ケ 国際養子縁組の制限

外国人又は無国籍者による養子縁組が認められるのは、ロシア国内に居住するロシア国民の家族の下で養育できない場合、又は、国籍・住所地を問わず子の親族が養親となることができない場合に限られる（家族法典 124 条 4 項）。

なお、2012 年 12 月には、ロシア国籍の子を米国国民に養子縁組で引き渡すことなどを禁止する 2012 年連邦法律第 272 号<sup>55</sup>が制定された。この背景には、ロシアでの人権侵害事件（マグニツキー事件）を理由に米国が対ロシア制裁（「マグニツキー法」）を導入したため、ロシアが対米報復措置として同連邦法（通称「反マグニツキー法」）を定めたという経緯がある。

#### （2）養子縁組証明書の様式・記載事項

「養子（養女）縁組証明書（Свидетельство об усыновлении (удочерении)」を第4部に掲載した。

<sup>55</sup> 正式名称は、2012 年 12 月 28 日付「人の基本的権利及び自由並びにロシア連邦市民の権利及び自由の侵害に関わった者に対する対策措置に関する」連邦法律という。また、養子としてアメリカに渡り、夏に自動車の中に放置されて死亡した1歳児のドミトリー・ヤコブレフにちなんで「ディマ・ヤコブレフ法」とも呼ばれる。СЗ РФ. 2021. № 53. Ст. 7597.

## 5 未成年子に対する法定代理権に関する法制

### (1) 未成年子に対する法定代理権に関する法制

関連機関：後見・保佐機関

根拠法：「民法典」、「家族法典」「後見・保佐法<sup>56</sup>」

#### ア 概要

子の法定代理人となり得るのは、父母及び父母に代わる者、すなわち後見人、保佐人、養親、里親、保護施設（孤児院、養護施設）の長など<sup>57</sup>である。

ロシアにおける成人年齢は18歳であり、18歳未満の者は未成年の子とされる。子の権利と利益の保護は父母が責任を負い、父母は子の法定代理人となるのが原則であるが（家族法典64条）、父母の死亡や親権剥奪などの理由によって父母の監護を失った子については、その権利と利益は後見・保佐機関が保護する（同121条）。このような子は、養子縁組や里親<sup>58</sup>、パトロン家族<sup>59</sup>といった家庭内養育に委ねられるが、子を引き取る家庭が見つかるまでの間は保護施設に預けられる（家族法典123条1項、図1参照）。また、家庭内養育や保護施設に落ち着くまでの間は、後見・保佐機関が一時的に後見人又は保佐人としての義務を履行する（同123条2項）。

父母の監護なしに放置された子の年齢が14歳未満であれば後見人が、14歳以上18歳未満であれば保佐人が選任される（同145条2項、図2参照）。例えば、子が14歳未満であれば、その法律行為を代わって行うのは父母、養親、後見人であり（民法典28条）、子が14歳以上18歳未満であれば、自ら法律行為を行う際には、法定代理人である父母、養親、保佐人の書面の同意が必要とされる（民法典26条）。

<sup>56</sup> 正式名称は、2008年4月24日付「後見及び保佐に関する」連邦法律48号という。本報告書では、「後見・保佐法」と表記する。C3 PΦ. 2008. № 17. Cr. 1755; C3 PΦ. 2021. № 18. Cr. 3058.

<sup>57</sup> 佐藤史人（執筆・翻訳）「ロシア連邦における親権・監護権法制の概要」外務省調査委託『親権・監護権に係る関連法に関する調査』（2015年）、URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000077811.pdf>（2023年2月11日最終アクセス）。

<sup>58</sup> 里親は、未成年後見制度の1つであり、後見・保佐機関と養育者（里親）が交わす有償契約に基づき、里親が子の法定代理人、すなわち後見人又は保佐人となる（家族法典152条）。

<sup>59</sup> パトロン家族は、連邦構成主体が定める未成年後見制度の1つであり、後見・保佐機関、児童養護施設、養育者（パトロン家族）の三者間の有償契約に基づいて成立する。児童養護施設が後見人又は保佐人となるため、パトロン家族は法定代理人とはみなされない。

図1

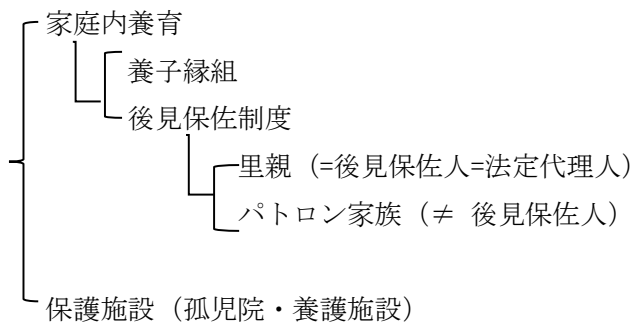


図2

対象	法定代理人	根拠法条
14歳以上18歳未満の未成年	親、養親、保佐人	民法典第1部26条 家族法典64条
14歳未満の未成年	親、養親、後見人	民法典第1部28条 家族法典64条
親の監護なしに放置された子が、養親の家庭若しくは後見・保佐制度による里親・パトロン家族に引き取られるまでの間、又は孤児院や養護施設に引き取られるまでの間	後見・保佐機関 (引き取られるまでの一時的な期間)	家族法典123条 後見・保佐法7条及び8条

出所：ロシア法令データベース ConsultantPlus (「法定代理人」一覧表より抜粋) <sup>60</sup>

## (2) 法定代理権を証する証明書の様式・記載事項

子の法定代理権を証する証明書は、父母の場合は出生証明書、後見人・保佐人の場合は後見人・保佐人選任決定書である。

後見・保佐機関は、「後見人・保佐人選任決定書 (акт органа опеки и попечительства о назначении опекуна или попечителя)」という様式で後見人・保佐人を選任し、選任後にこの文書を選任された者に交付する。後見人・保佐人選任決定書は、後見・保佐の根拠であり (後見・保佐法 11 条 6 項)、その様式は、連邦構成主体の法令によって定められる (未成年後見人等志望者の募集・登録・訓練規則 9 条<sup>61</sup>)。本報告書では、ケメロヴォ州政府決定の定める様式に基づく「後見人・保佐人選任決定書」を第4部に掲載した。

<sup>60</sup> Справочная информация: "Законные представители"// КонсультантПлюс: URL: [https://www.consultant.ru/document/cons\\_doc\\_LAW\\_99661/dc0b9959ca27fba1add9a97f0ae4a81af29efc9d/](https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_99661/dc0b9959ca27fba1add9a97f0ae4a81af29efc9d/) (дата обращения: 11.02.2023).

<sup>61</sup> 同規則は、2009年5月18日付ロシア連邦政府決定423号によって定められた。СЗ РФ. 2009. № 21. Ст. 2572.

## 6 国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む。）

### （1）国籍法制

関連機関：大統領、内務省、外務省

根拠法：「国籍法<sup>62</sup>」

#### ア 国籍の取得

国籍の取得事由には、（ア）出生、（イ）帰化、（ウ）再取得のほか、国籍法やロシアが締結した国際条約が規定するその他の事由がある（国籍法 11 条）。「その他の事由」に該当するものとして、国籍選択（同 17 条）のほか、父母の国籍の取得又は養子縁組に基づく実子又は養子の国籍変更（同 5 章）などがある（本報告書第 2 部第 3 章を参照）。

#### （ア）出生（国籍法 12 条）

出生によるロシア国籍の取得要件は、以下のとおりである。

(a)	父母の双方又は片親 <sup>63</sup> がロシア国籍を有すること。（子の出生地を問わない。）
(b)	父母の一方がロシア国籍を有し、他方は無国籍者であるか、行方不明者とされた者、又はその居所が知れないこと。（子の出生地を問わない。）
(c)	父母の一方がロシア国籍を有し、他方が外国人である場合、子がロシア国内で生まれたか、又はロシア国籍を取得しなければ無国籍となること。
(d)	ロシア国内に居住する父母が外国人又は無国籍者であり、ロシア国内で生まれた子に対し、父母の本国がその国籍を付与しないこと。

なお、ロシア国内にいる父母がともに知れない子は、その発見日より 6 か月以内に父母が判明しなければ、ロシア国民となる。

<sup>62</sup> СЗ РФ. 2002. № 22. Ст. 2031; СЗ РФ. 2023. № 1. Ст. 16.

<sup>63</sup> 本稿では、единственный родитель を片親と訳す。これは、父母の一方との親子関係が確認されていない子の他方の親（原則として、父子関係が確認されていない非嫡出子の母）のことである。

**(イ) 帰化**

帰化には、**a 普通帰化**と**b 簡易帰化**の二つがある。普通帰化は、大統領が許可し（国籍法 29 条 1 項 1 号）、簡易帰化は、内務省（同 30 条 6 号）又は外務省（同 31 条 6 号）が許可する。

**a 普通帰化の条件（国籍法 13 条）**

18 歳以上で行為能力を有する外国人及び無国籍者は、以下の条件を備える場合に帰化申請ができる（13 条 1 項）。

<b>(a)</b>	ロシア国内に原則として 5 年間継続して居住していること。（出国していた期間が 1 年間で 3 か月以内だった場合、居住期間は中断しなかったものとみなされる。）
<b>(b)</b>	ロシア連邦の憲法及び法令の遵守を宣誓すること。
<b>(c)</b>	合法的な生計手段を有すること。
<b>(d)</b>	ロシア語能力があること。

以下の者は、普通帰化の条件が緩和又は免除される。

<b>(e)</b>	居住条件が 1 年になる場合（13 条 2 項） ・学術、科学、文化の領域で高い業績をあげた者。ロシアの利益になる職業又は資格を有する者。 ・政治的庇護が認められた者。 ・連邦法律の定めにより難民認定された者。
<b>(f)</b>	普通帰化の全ての条件が免除される場合（13 条 3 項） ・ロシアに対する特別な功績を有する者
<b>(g)</b>	居住条件及び居住許可証の提出が免除される場合（13 条 4 項） ・ロシア連邦軍等において 1 年以上軍務につく契約を締結した外国人

**b 簡易帰化の条件（国籍法 14 条）**

国籍法 14 条は、13 条 1 項の定める普通帰化の条件の一部又は全部が免除される簡易帰化手続について定めている。

居住条件及び生計条件が免除される場合（1 項、2 項、2 項の 1、2 項の 2）

<b>(a)</b>	18 歳以上で行為能力を有し、かつてソ連国籍を有し、ソ連構成共和国に過去に居住し、現在も居住しているが、当該国の国籍を取得していない無国籍者。
<b>(b)</b>	ロシアに居住する外国人及び無国籍者で、以下の条件を備えるもの。 ① ロシア共和国において出生し、かつてソ連国籍を有していた者。 ② ロシアに居住するロシア国民と 3 年以上婚姻関係にある者。 ③ 行為能力を有する 18 歳以上のロシア国民の親。 ④ ロシア国民の親で、当該子の他方の親であるロシア国民がすでに死亡しているか、又は、裁判所の確定判決により行方不明者、行為無能力者若しくは制限行為能力者とされているか、親権を剥奪若しくは制限されているもの。

	<p>⑤ 裁判所の確定判決により行為無能力者又は制限行為能力者とされた18歳以上のロシア国民の親で、当該子の他方の親であるロシア国民が既に死亡しているか、又は、裁判所の確定判決により行方不明者、行為無能力者若しくは制限行為能力者とされているか、親権を剥奪若しくは制限されているもの。</p> <p>⑥ 2002年7月1日以後にロシアにおける教育機関において専門教育、高等教育などを修了し、ロシアにおいて帰化申請前に計1年以上労働に従事している者。</p> <p>⑦ 個人事業主であり、帰化申請の前年までに、ロシアにおいて政府が指定する企業活動に3年以上継続して従事している者。ただし、右の期間の納税額及び年金・社会保険の保険料納付額の合計は、100万ルーブル以上でなければならない。</p> <p>⑧ 投資家であり、ロシアにおいて政府が指定する企業活動を行うロシア法人の定款資本（資本金）に対する出資比率が帰化申請の前年まで3年以上継続して10%以上の者。ただし、当該法人の定款資本（資本金）は1億ルーブル以上でなければならない。右の期間、当該法人が負担した納税額及び年金・社会保険の保険料の総額は、毎年600万ルーブル以上でなければならない。</p> <p>⑨ ロシアにおいて、簡易帰化申請が認められる専門職に1年以上従事している者。</p> <p>⑩ 父母の少なくとも一方が、ロシア国籍を有し、ロシアに居住する者。</p> <p>⑪ ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、モルドヴァ共和国又はウクライナの国民。</p>
(c)	ロシアに住所を有する外国人及び無国籍者で、国籍法33条の1に基づきロシア語話者として認められたもの。
(d)	ロシアに住所を有し、又は一時滞在している外国人又は無国籍者で、ロシアに居住するロシア国民と婚姻関係にあり、共通の子を有するもの。

居住条件が免除され、居住許可証の提示が不要な場合（3項）

(e)	労働能力を有さず、旧ソ連構成共和国からロシアに移住し、2002年7月1日現在でロシアにおいて住民登録されている外国人及び無国籍者。
-----	---

居住条件、生計条件、言語条件が免除される場合（4項、7項、8項）

(f)	かつてソ連国籍を有し、旧ソ連構成共和国からロシアに移住し、2002年7月1日現在でロシアにおいて住民登録されているか、又はロシアにおける一時滞在許可証若しくは居住許可証を取得した外国人及び無国籍者で、2009年7月1日以前にロシア国籍の取得を申請しているもの。
(g)	「在外同胞のロシア連邦への自発的移住に対する支援供与に関する国家プログラム <sup>64</sup> 」の参加者及びその家族員で、連邦構成主体の一時滞在許可証又は居住許可証を取得し、当該連邦構成主体において居住登録を済ませているもの。
(h)	国籍法29条1項の1により大統領が指定した申請者の類型に該当する者。

<sup>64</sup> 旧ソ連諸国におけるロシア語系住民の保護を目的とし、また極東・シベリア地域への人口減少に歯止めをかける対策として、ロシア国内への移住を推進するため2006年に掲げられた国家政策の一つである。

居住条件、生計条件、言語条件が免除され、居住許可証の提示が不要な場合（5項）

(i) かつてソ連国籍を有し、ロシアに居住する独ソ戦の元兵士。

一般帰化の全ての条件が免除される場合（6項）

(j) 以下の者は、子又は行為無能力者の簡易帰化を申請することができる。  
① 子のロシア国籍取得について他方の親の同意を得たロシア国民。ただし、当該子がロシアに居住しているときは、他方の親の同意を必要としない。  
② ロシア国籍を有する片親。  
③ 子の後見人、保佐人又は行為無能力者の後見人でロシア国籍を有するもの。ただし、後見・保佐法12条1項及び13条1項が定める場合を除く。  
④ 行為無能力者を監督する教育施設、医療施設、社会福祉施設等の長。ただし、後見・保佐法11条4項の定める場合を除く。

なお、(j)①（父母の一方がロシア国民の子の簡易帰化）の場合、ロシア国籍を有する親は、住所地の権限を有する機関（国内の場合は内務省の地方機関、国外の場合は在外公館）に簡易帰化の申請書を提出する。審査期間中に子が成人年齢（18歳）に達した場合でも国籍法16条の定める帰化不許可事由に該当しない場合は、当該手続に従って審査が行われる（国籍法施行規則<sup>65</sup>17条）。

子がロシアに居住する場合、申請時に以下の文書を提出しなければならない。  
①子の出生証明書、子のパスポート（存在する場合）、②子がロシアに居住することを証明する文書（居住許可証など）、③国籍取得に関する子の同意書（子が14歳以上18歳未満の場合）（同18条）。

子がロシア国外に居住する場合、申請時に以下の文書を提出しなければならない。  
①子の出生証明書、子のパスポート（存在する場合）、②ロシア国籍を有しない外国人の親の身分証明書及び国籍証明書、又は、無国籍者の親の身分証明書、③子が国外に居住することを証明する文書、④国籍取得に関する子の同意書（子が14歳以上18歳未満の場合）（同19条）。

#### (ウ) 国籍の再取得（国籍法15条）

かつてロシア国籍を有していた外国人及び無国籍者は、普通帰化手続（国籍法13条1項）により国籍を再取得することができる。なお、その際の居住条件は3年に短縮される。かつてロシア国籍を有していた外国人及び無国籍者で、ロシア国籍を離脱し、現在ロシア国内に居住する者は、それぞれ自らが該当する普通帰化（同13条2項ないし4項）又は簡易帰化（同14条）の手続に従い、国籍を再取

<sup>65</sup> Положения о порядке рассмотрения вопросов гражданства РФ は、現行国籍法の制定にあわせ、2002年11月14日付大統領令1325号によって定められた国籍法の施行規則である。直訳は「国籍事務の審査手続に関する規程」であるが、本報告書では「国籍法施行規則」と訳す。СЗ РФ. 2002. № 46. Ст. 4571.

得することができる。

また、社会主義期に国籍を剥奪された者の国籍の再取得について定めた旧国籍法（1991年11月28日制定）の22条2項（1993年6月17日改正）は、今なお有効である。

#### イ 国籍の喪失（国籍法18条）

ロシア国籍は、国籍の離脱又は国籍法若しくはロシアが締結した国際条約の定めるその他の根拠（国籍選択（国籍法21条）など）に基づいてこれを喪失する（国籍法18条）。

#### ウ 国籍の離脱（国籍法19、20条）

ロシア国籍の離脱は、その者の自由な意思に基づいて行うことができる。ただし、国籍離脱申請を拒否する事由として、国に対する債務不履行がある場合、刑事事件被告人として訴追され、又は有罪判決が確定し、その執行が必要な場合、ほかの国籍を持たず、それを取得できる保証もない場合がある。

国籍離脱は、国内に居住する者はその者の申請に基づき大統領が許可し（普通手続）、国外に居住する者はその者の申請に基づき外務省が、ロシア国民と外国人の子又は父母が外国人若しくは片親が外国人の子は、その父母又は片親の申請に基づき内務省又は外務省が許可する（簡易手続）。

### （2）国籍証明書等の様式・記載事項

「ロシア国内パスポート（Паспорт гражданина РФ）」、「旅券（Заграничный паспорт）」を第4部に掲載した。



## 7 身分登録法制

### (1) 身分登録法制

所轄官庁：身分登録機関、司法省<sup>66</sup>

関連法令：「家族法典」「身分関係法」

ロシアにおいては、出生、婚姻、離婚、養子縁組、父子関係の確認、姓名父称の変更、死亡といった身分事項は、国家登録の対象となる（身分関係法3条）。国家登録は、連邦構成主体が設置する執行機関である身分登録機関が行う。同機関が設置されていない地方自治体には、国家登録の権限が付与される場合がある。また、父子関係の確認を伴わない出生及び死亡に関しては、国家登録関連事務の権限が「国家・地方自治体サービス提供多機能センター<sup>67</sup>」（以下「多機能センター」という。）に委ねられることもある（同4条）。

身分関係に関する国家登録が行われた事実を証明する文書として、種々の証明書が交付される。証明書は、身分登録機関又は多機能センターの長又は担当職員の署名及び同機関の公印を以て発給される（同8条）。

2018年10月1日より、全国民の身分関係の登録データを扱うオンライン情報システム「身分関係統一国家登録簿<sup>68</sup>」（ЕГР ЗАГС）の運用が開始された。各地の身分登録機関における身分関係の登録内容は、同システムに電子データで直ちに保存される。

### (2) 身分登録法制に関する証明書の様式・記載事項

「氏名変更証明書（Свидетельство о перемене имени）」、「死亡証明書（Свидетельство о смерти）」を第4部に掲載した。

<sup>66</sup> 司法省は、身分国家登録の政策立案及び監督を所管する。その根拠法令は、2023年1月13日付連邦大統領令10号である。СЗ РФ. 2023. № 3. Ст. 553.

<sup>67</sup> 住民に対する行政サービス向上などを目的に2000年代後半より各地で設置されるようになった公共機関である。См. История создания МФЦ// МФЦ Республики Мордовия:  
URL: <https://www.mfc13.ru/about/> (дата обращения: 11.02.2023).

<sup>68</sup> См. Государственный информационный ресурс// Реестр ЗАГС:  
URL: <https://zags.nalog.gov.ru/about/about-egr-zags> (дата обращения: 11.02.2023).

## 8 国際私法

### (1) ハーグ国際私法会議との関係

ロシアは2001年よりハーグ国際私法会議の構成国であり、「外国公文書の認証を不要とする条約」、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」（ハーグ条約）<sup>69</sup>など6つの条約の締約国となっている。

### (2) 法源

身分関係に関する抵触規則は、主に家族法典7章「外国人及び無国籍者が関わる家族関係に対する家族法の適用」に規定されている。また、財産関係に関する抵触規則を定める民法典第3部第6編「国際私法」にも、行為能力、未成年者の後見及び保佐、相続等、身分関係に関わる準拠法が定められている。ロシアの締結した国際条約にも抵触規則を定めるものがある。多国間条約では、「民事事件、家族事件及び刑事事件における法的援助及び法的関係に関する CIS 諸国のミンスク条約」（1993年）<sup>70</sup>、「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約」（1996年）がある。また、ロシアは、現旧社会主義国をはじめとする国々と身分関係に関する二国間条約を締結しており、そこには抵触規則も含まれている。

国際裁判管轄、外国判決の承認執行については、民事訴訟法典第5編に関連する規定がある。

### (3) 身分関係法制の準拠法

#### ア 婚姻の成立

ロシアは、婚姻の方式について婚姻挙行地法主義を採用する（家族法典156条1項、158条）。ただし、ロシア国内の外国の在外公館において成立した外国人同士の婚姻については、婚姻成立時に当事者の本国がロシアにおいて大使又は公使を任命している場合、相互主義を条件としてロシアにおいて有効とされる（同157条2項）。

婚姻の実質的成立要件の準拠法は、ロシアが挙行地の場合、各当事者の本国法が配分的適用される（同156条2項）。その際、ロシア国籍を持つ重国籍者にはロシア法が適用され、ロシア国籍を持たない重国籍者は、その複数の本国法から本人が準拠法を選択する（同156条2項）。無国籍者には、常居所地法が適用される（同156条4項）。これに対し、国外が挙行地の場合は、挙行地法が準拠法とされる（同158条）。

<sup>69</sup> ロシアは、2011年にハーグ条約に加わった（同年10月1日に国内において発効）。中央当局は、ロシア教育科学省であり、2014年5月5日には、同条約を実施するため、民事訴訟法典、執行手続法、執達吏法、探偵・警備業法が改正された。C3 PΦ. 2014. No 19. Ст. 2331.

<sup>70</sup> ロシアは、2002年の「民事事件、家族事件及び刑事事件における法的援助及び法的関係に関する CIS のキシナウ条約」には参加していないが、同条約はミンスク条約の刑事事件における法的援助に関する規定を改正するものであり、両条約の間で身分関係法制に関わる国際私法の規則に違いはない。

ロシア国内で成立した婚姻、及び国外で成立し、当事者の少なくとも一方がロシア国民の婚姻については、家族法典 14 条（重婚・近親婚・養親子間の婚姻・精神障害による行為無能力者との婚姻の禁止）が当事者双方に累積的適用される（同 156 条 2 項、158 条 1 項）。なお、後者（外国で成立し、当事者の少なくとも一方がロシア国民の婚姻）の場合に、婚姻意思（同 12 条）、婚姻適齢（同 13 条）に抵触する婚姻は有効なのか、それとも公序に違反するのかについては、学説上の争いがある<sup>71</sup>。

婚姻の無効に関する問題も、上記のルール（家族法典 156 条及び 158 条）によりその準拠法が決定される（同 159 条）。

## イ 離婚

ロシア国民と外国人若しくは無国籍者の婚姻、又は外国人同士の婚姻をロシアで解消する場合、法廷地法たるロシア法が適用される（同 160 条 1 項）。

## ウ 婚姻の効力

夫婦の身分上、財産上の権利義務には、夫婦の共通常居所地法が適用され、これがない場合には最後の共通常居所地法が、それも存在しない場合には、ロシア法が適用される（同 161 条 1 項）。

夫婦財産契約及び扶養料支払協定について、共通の国籍又は共通常居所地を有さない夫婦は、その準拠法を選択することができ、選択がされない場合には前述の 161 条 1 項が適用される（同 161 条 2 項）。

## エ 実親子関係

実親子関係（父子関係及び母子関係）の成立（存否の確認）に関する準拠法は、出生時の子の本国法である（同 162 条 1 項）。ロシア法は、この点について嫡出親子関係と非嫡出親子関係を区別しない。親子関係の存否の確認手続には、ロシア法が適用される（同 162 条 2 項）。

## オ 親子間の権利義務

親子間の権利義務関係には、共通常居所地法が適用される。もし共通常居所地がない場合、子の本国法が適用される（同 163 条 1 文及び 2 文）。また、子の本国法が適用される場合に、子が本国を居所としないときなど、本国法の適用が子にとって不都合なことがある。そこで、家族法典は、上記のルールに加え、扶養義務やその他の親子関係について請求する際に、原告（通常は、もう一方の親や子の後見人）は、子の常居所地法の適用を求めることができるものとした（同 163 条 3 文）。

成年の子の両親に対する扶養義務、及び、その他の家族員の扶養義務（未成年者

<sup>71</sup> Под отв. Ред. Дмитриева Г. К. Международное частное право: Учебник. 4-е изд. М., 2015.

又は労働能力のない成人を扶養するその兄弟姉妹の義務など家族法典 15 章の定める義務)については、共通常居所地法が適用される。共通常居所地がない場合は、扶養料の請求をする者の本国法が適用される (同 164 条)。

### カ 養親子関係

ロシア国内で外国人又は無国籍者が養親となり、ロシア国民が養子となる養子縁組及びその取消については、申請時の養親の本国法 (養親が無国籍者の場合は、その常居所地法) が準拠法となる (同 165 条 1 項)。また、養子の本国法であるロシア家族法典の一部<sup>72</sup>も累積的適用される (同 165 条 1 項)。

ロシア国民を配偶者とする外国人又は無国籍者が、国内でロシア国籍を有する子と養子縁組をする場合 (例えば、ロシア国民と結婚した外国人が、配偶者の子でロシア国籍を有する者と養子縁組をする場合)、ロシアが締結した国際条約に別段の定めがない限り、養子縁組は、ロシア法の定める手続に従って行われる (同 165 条 1 項)。

ロシア国民が外国人を養子にする場合は、子の法定代理人及び子の本国の権限を有する国家機関の同意が必要とされ、その国の法令に定めがある場合には、養子縁組に対する養子となる者の同意も必要とされる (同 165 条 1 項)。

養子縁組によりロシアの法令及びロシアの締結した国際条約の定める子の権利が侵害される可能性がある場合、養親の国籍のいかんに関わらず養子縁組をすることはできず、既に成立した養子縁組は、裁判手続によって取り消される (同 165 条 2 項)。

国外に居所を有するロシア国籍の子の養子縁組が、養親の本国の権限を有する国家機関によって行われる場合、当該養子縁組がロシアで有効となるためには、子がロシアを出国する前に、子又は両親 (その一方) が居所を有した連邦構成主体の執行機関から事前に養子縁組の許可を得ておかなければならない (同 165 条 4 項)。

### キ 外国家族法の適用が排除される場合

家族法典 166 条は、裁判所や関係機関において外国家族法の内容を確定する方法について定めているが (1 項)、その内容が確定できない場合 (2 項)<sup>73</sup>、又はその適用がロシアの公序に違反する場合には (同 167 条)、ロシア法が適用される。

<sup>72</sup> 家族法典 124 条ないし 126 条、127 条 (1 項 7 号を除く)、128 条、129 条、130 条 (5 段を除く)、131 条ないし 133 条。

<sup>73</sup> 実務では、独仏などと比べ、英語圏の家族法の法源を確定する際に困難が生じることが多いという。

Под ред. Ручкиной Г. Ф. Международное частное право: Учебник. М., 2020.

#### (4) 国際裁判管轄

民事訴訟法典 402 条 1 項は、国際裁判管轄に関する同法典 44 章に別段の定めがない限り、外国人が関わる事件の管轄には、同法典 3 章の定める国内の裁判管轄に関するルールが転用されるとし、同条 2 項では、被告たる法人がロシアにあるか、被告たる自然人がロシアに住所を有している場合にロシアの裁判所は管轄権を有すると定めている。

身分法制に関わる特則としては、扶養料又は認知を請求する際に原告がロシアに住所を有する場合（民事訴訟法典 402 条 3 項 3 号）、又は、離婚事件において原告がロシアに住所を有するか、若しくは夫婦の少なくとも一方がロシア国民の場合にも（同 402 条 3 項 8 号）、ロシアの裁判所は当該事件を審理することができるとしている。後者については、家族法典にも同旨の規定がある。すなわち、国外に住むロシア国民は、その配偶者の国籍を問わず、ロシアの裁判所において離婚することができる。また、右の場合に身分登録機関において離婚が可能な場合は、ロシアの外交代表部又は領事施設で離婚できる（家族法典 160 条 2 項）。これは、居所地法が離婚を認めないか、あるいはそれが著しく困難な場合にロシア国民の権利を保護するための規定であるとされ、他方配偶者にしかるべく期日が通知されていれば、その者がロシアでの裁判に欠席したとしても、離婚はロシアにおいて有効とされる<sup>74</sup>。また、家族法典によれば、ロシア法に基づき身分登録機関において親子関係の存否が確認できる場合、国外に住む両親は、少なくともその一方がロシア国民であれば、ロシアの外交代表部又は領事施設に親子関係の確認を請求することができる（同 162 条 2 項）。

ロシアの裁判所の専属管轄となる事件としては、ロシア国民と外国人又は無国籍者の離婚事件で夫婦がロシアに住所を有している場合がある（民事訴訟法典 403 条 1 項 3 号）。非訟事件では、養子縁組に関する事件の被告がロシア国民か又はロシアに住所を有する場合にも、事件はロシアの裁判所の専属管轄となる（同 403 条 2 項 2 号）。

#### (5) 外国判決の承認執行

ロシアでは広義の民事訴訟は、商事訴訟（企業・個人事業主間の経済紛争）と狭義の民事訴訟（商事訴訟以外の広義の民事訴訟）に区別される。このうち身分関係に関わる後者について、民事訴訟法典は、ロシアの締結した国際条約に定めのある場合に外国判決は承認執行されると規定する（民事訴訟法典 409 条）。そうした条約として、ミンスク条約のほか、36 の二国間条約がある<sup>75</sup>。現在のところロシアと日本の間にはかかる条約が存在しないため、日本の判決は一般的にはロシアにおいて承認執行されない<sup>76</sup>。

<sup>74</sup> Антокольская М. В. Семейное право: Учебник. 3-е изд. М., 2013. С. 418.

<sup>75</sup> Засемкова О. Ф. «Судейская конвенция» как новый этап на пути признания и приведения в исполнение иностранных судебных решений// Lex russica. № 10. 2019. С. 97.

<sup>76</sup> 商事訴訟では、日本の判決の執行が認められたことがある（2017年1月30日の連邦最高裁経済紛争部判

上記の例外をなすのが、「強制執行を必要としない外国裁判所判決」である。家族法典 160 条によれば、離婚地の実体法及び手続法に従ってなされた離婚は、ロシア国民同士のものであれ、ロシア国民と外国人又は無国籍者とのものであれ（3項）、外国人同士のものであれ（4項）、ロシアにおいて有効なものとして認められる。

民事訴訟法典 413 条ないし 415 条も、家族法典 160 条に対応する定めを置く<sup>77</sup>。「強制執行を必要としない外国裁判所判決」、すなわち、①法廷地国の国民の身分(статус)に関する事件、②ロシア国民と外国人の離婚又は婚姻無効確認に関する事件で、離婚時に少なくとも夫婦の一方がロシア国外に居住している場合、③ロシア国民同士の離婚又は婚姻無効確認事件で、裁判所が事件を審理する際に両者がロシア国外に居住している場合、④連邦法律の定めるその他の場合については（民事訴訟法典 415 条）、利害関係人が異議を申立てない限り、外国裁判所判決がロシアにおいて承認される（同 413 条）。民事訴訟法典 414 条（及び 412 条）は、承認拒否事由として、①判決が確定せず、又は執行力を有していない場合、②被告に口頭弁論期日及び場所が適時に通知されず、手続に参加する機会を奪われた場合、③ロシアの専属的管轄に属する事件、④同一の当事者、請求の趣旨、請求原因の確定判決がロシアに存在するか、又はそのような事件がロシアの裁判所に既に係属している場合、⑤判決の執行が、ロシアの主権を害し、ロシアの安全を脅かし、又はロシアの公序に反する場合を挙げる一方、前述の 409 条と異なり国際条約は承認拒否事由には含まれていない。

なお、個人の「身分」には様々な血縁関係が含まれるとして、民事訴訟法典を根拠に、養子縁組や認知に関する外国裁判所の判決も、離婚事件と同様、条約の有無に関わらずロシアにおいて承認されると説く学説もあるが<sup>78</sup>、家族法典は 160 条のほかに外国裁判所の判決の承認に関わる規定を置いていない。

---

決)。ただし、その判決理由には問題があり、将来にわたってこの判断が維持される保証はない。当該裁判につき、詳しくは、南純「日本・ロシア間における判決の承認・執行：ロシア連邦最高裁 2017 年 1 月 30 日決定を契機として」国際商事法務 46 巻 1 号（2018 年）を参照。

<sup>77</sup> Под общ. ред. Тумановой Л. В. Комментарий к гражданскому процессуальному кодексу РФ. 3-е изд. М., 2019.

<sup>78</sup> Костин А. А. Признание и исполнение иностранных судебных решений, определяющих статус гражданина (роль, место и значение абзаца 2 статьи 415 ГПК РФ и системе норм международного частного права)// Актуальные проблемы международного частного права и международного гражданского процесса. М., 2020.

### 第3章 身分法関係法制度の変遷に関する調査

本章では、1. 婚姻法制、2. 離婚法制、3. 実親子関係法制、4. 養子縁組法制、5. 国籍法制の歴史的変遷について確認する。

ロシアでは、伝統的に1、2は婚姻法、3、4は家族法（狭義）、1から4は家族法（広義）と呼ばれてきた。広義の家族法の主な関連法令と本章が用いる略称は、以下のとおりである（略称は、括弧内に表記）。

①	ロシア帝国法律集成第10巻第1部「民事法律集成」
②	1917年12月18日付「民事婚、子及び身分関係登録簿の管理に関する」全ロシア中央執行委員会及びロシア共和国人民委員会議の布告 <sup>79</sup> （17年布告）
③	1917年12月19日付「離婚に関する」全ロシア中央執行委員会及びロシア共和国人民委員会議の布告 <sup>80</sup> （離婚布告）
④	1918年「身分関係、婚姻法、家族法及び後見法に関する法典」（1918年9月16日全ロシア中央執行委員会採択） <sup>81</sup> （18年法典）
⑤	1926年11月19日付「婚姻、家族及び後見に関する法典」 <sup>82</sup> （26年法典）
⑥	1944年7月8日付「妊婦並びに多子及び独身の母に対する国家援助の拡大、母性及び児童の保護の強化並びに『母親英雄』称号、『名誉母親勲章』及び『母親功労賞』の創設に関する」ソ連最高会議幹部会令 <sup>83</sup> （44年幹部会令）
⑦	1968年6月27日付「ソ連及び連邦構成共和国の婚姻及び家族に関する立法の基本原則」（68年基本法） <sup>84</sup>
⑧	1969年7月30日付「ロシア共和国・婚姻及び家族に関する法典」 <sup>85</sup> （69年法典）
⑨	1995年12月29日付「ロシア連邦家族法典」（家族法典） <sup>86</sup>

<sup>79</sup> СЗ РСФСР. 1917. № 11. Ст. 160.

<sup>80</sup> СЗ РСФСР. 1917. № 10. Ст. 152.

<sup>81</sup> СУ РСФСР. 1918. № 76-77. Ст. 818.

<sup>82</sup> СУ РСФСР. 1926. № 82. Ст. 611.（1927年1月1日施行）

<sup>83</sup> Ведомости Верховного Совета СССР. 1944. № 37. この幹部会令に基づき、各共和国の家族法が改正された。

<sup>84</sup> Ведомости Верховного Совета СССР. 1968. № 27. Ст. 241.（1968年10月1日施行）

<sup>85</sup> Ведомости Верховного Совета РСФСР. 1969. № 32. Ст. 1086.（1969年11月1日施行）

<sup>86</sup> СЗ РФ. 1996. № 1. Ст. 16.（1996年3月1日施行）

## 1 婚姻法制

### (1) 概要

帝政期には宗教婚のみが認められていたが、十月革命直後に制定された17年布告は、民事婚を認め（17年布告前文）、宗教婚を私事とした（同1条註）。18年法典も、17年布告公布日前に成立したものを除く宗教婚の法律効果を否定した<sup>87</sup>。

26年法典は、いわゆる事実婚主義を採用し、登録婚を維持しつつ（26年法典2条）、その法律効果を、事実上の婚姻関係にある者にも及ぼした（同11条）。効果が及ぶのは、当事者双方が互いを夫婦と認めている場合か、生活実態に基づき裁判所が婚姻関係を認めた場合であり、そうした事実上の婚姻関係の証拠として、同法典は、①同居、②同居し、生計を一にすること、③同居し、第三者に対し夫婦として振る舞うこと、④文書（婚姻契約など）、⑤相互の物質的援助、⑥子の共同養育を挙げる（同12条）。また、事実婚関係にある者は、共同生活の開始の時点に遡って婚姻をいつでも登録できるものとされた（同3条）<sup>88</sup>。事実婚主義は第二次世界大戦中に廃され（44年幹部会令19条）<sup>89</sup>、ロシアは、法律婚主義に復した。68年基本法6条は、「身分登録国家机关において成立した婚姻のみが認められる」と定め、69年法典（17条）、家族法典（1条2項）も法律婚主義を採用する。

### (2) 形式的成立要件

17年布告から現在まで、法律婚は、当事者の申請に基づき身分登録機関で登録されることによって成立する<sup>90</sup>。

17年布告は、当事者は申請時に婚姻障害事由に該当せず自らの意思で婚姻する旨を誓約するものとし、18年法典はそうした誓約に加え、身分証明書の提出を当事者に求めた。26年法典は更に、当事者双方が相手方の健康状態について告知された旨を誓約し、併せて過去の登録婚及び事実婚の回数、子の数を明らかにすることを義務づけた。69年法典では、婚姻障害事由に該当しないことと、過去の婚姻歴及び子の有無を申請書において確認しなければならないとされた。現在も、身分関係法26条に基づき、婚姻申請書において、婚姻が相互の自発的合意によるものであり、婚姻障害事由に該当しない旨の誓約がされる<sup>91</sup>。また、家族法典15条3項は、一方当事者が性病又はエイズに感染していることを隠していた場合、相手方は裁判所に婚姻無効確認を求めるこ

<sup>87</sup> 1926年8月28日付ソ連内務人民委員部通達326号により、ロシアの一部の県における宗教婚が有効とされる期間が変更された。См. Под ред. Гусева Ю. М. Регистрация актов гражданского состояния: Сборник официальных материалов. М., 1974. С. 115-121.

<sup>88</sup> 遡及登録については、森下敏男『社会主義と婚姻形態』（有斐閣、1988年）91-93頁を参照。

<sup>89</sup> 26年法典に対する重要な改正として、このほかに1947年2月15日のソ連最高会議幹部会令によるソ連国民と外国人の婚姻の禁止がある。この状況は、新たな家族法典が制定される1969年まで続いた。См. Ведомости Верховного Совета СССР. 1947. № 10.

<sup>90</sup> 17年布告、18年法典における申請先は婚姻登録部ないし身分登録部であり、当事者は書面だけでなく口頭でも申請することができた。

<sup>91</sup> СЗ РФ. 1997. № 47. Ст. 5340.



とができるとしている。

69年法典は、婚姻登録に当たっていわゆる「熟慮期間」を設けた<sup>92</sup>。婚姻は、当事者が身分登録機関に申請した上で、その1か月後に当該機関において当事者の出席の下で登録される<sup>93</sup>。この1か月は、申請が真剣なものであるかをチェックし、軽率な婚姻を予防し、婚姻障害事由を確認するための期間であるとされた<sup>94</sup>。正当な理由がある場合、この期間は、短縮又は、3か月まで延長することができる。家族法典も、69年法典と同様、原則として1か月の「熟慮期間」を設けている。

### (3) 実質的成立要件

ロシアにおける婚姻の実質的成立要件<sup>95</sup>は、①当事者双方の合意（婚姻意思）が存在すること、②婚姻適齢に達していること、③重婚ではないこと、④近親婚ではないこと、⑤行為無能力者（精神障害）ではないことである。これらの諸要件は、いずれもその萌芽を17年布告にみることができる。ソビエト家族法は、これらのうち①②を婚姻の積極的要件、③から⑤を消極的要件（婚姻障害）として整理し、現行法もこの整理に従っている<sup>96</sup>。

#### ア 婚姻意思及び同性婚

家族法典は、婚姻意思について定めた12条1項において「男性と女性の相互の自発的合意」という文言を用いており、これは同性婚を認めない趣旨であると解されている<sup>97</sup>。一方、それ以前の諸法典は、明文では婚姻を男女に限定していない。1922年には、同性婚を承認した事例もあった。すなわち、自分を男性として登録していた女性がほかの女性との婚姻を登録したところ、「自然に反する関係」を結んだとして訴追されたが、裁判所は被告人を無罪とし、司法人民委員部はこの婚姻を「相互の同意によって締結されたものであるがゆえに合法である」と認めた<sup>98</sup>。ただし、これは例外的な事例にすぎず、更には、性的少数者に対する政策はその後反転し、「同性婚に関するいかなる議論もあり得なくなった」<sup>99</sup>。69年法典も、「婚姻する者の相

<sup>92</sup> 藤田勇『概説ソビエト法』（東京大学出版会、1986年）237頁。

<sup>93</sup> 正当な理由がある場合、「熟慮期間」は、短縮又は3か月を上限として延長することができる（69年法典14条2項）。

<sup>94</sup> Под ред. Брагуся С.Н. и Орловского П.Е. Комментарий к кодексу о браке и семье РСФСР. М., 1971. С. 32.

<sup>95</sup> 事実婚主義を採用した26年法典では「婚姻登録要件」と呼ばれており、この要件に反する婚姻は登録できないが事実婚として有効であると解する余地を残していた。この点につき、森下・前掲注（88）第2章第3節及び第4章を参照。

<sup>96</sup> Белякова А. М., Ворожейкин Е. М. Советское семейное право. М., 1974. С. 92. 26年法典以降にこのような特徴が見られる。

<sup>97</sup> Пчелинцева Л. М. Комментарий к Семейному кодексу РФ. 4-е изд. М., 2006. С. 67. なお、家族法典1条も、家族関係の規制は「男性と女性の婚姻（брачный союз）の自発性の原則」に従うと定めている。

<sup>98</sup> Healey, Dan (2001). *Homosexual Desire in Revolutionary Russia: The Regulation of Sexual and Gender Dissent*. University of Chicago Press. p. 68.

<sup>99</sup> Романовский Г. Б. Об однополых браках // Гражданин и право. 2013. № 7. С. 34.

互の合意」という文言を用いるものの、そこで「婚姻する者」として想定されたのは男性と女性であり<sup>100</sup>、同性婚を認めたわけではなかった<sup>101</sup>。

#### イ 婚姻適齢

婚姻適齢については、17年布告、18年法典は、帝政期と同様に男18歳、女16歳としたが、26年法典以降、婚姻適齢は男女とも18歳となった。他方で、17年布告が、ザカフカース地方に対する例外を定めるなど（男16歳、女13歳）、現在に至るまで法律又は下位法令は婚姻適齢に対する一定の逸脱を認めている<sup>102</sup>。

#### ウ 婚姻障害

17年布告以来、ロシアは一貫して一夫一妻制を採用し、重婚を禁止する。近親婚については、現在まで直系血族及び兄弟姉妹の婚姻が禁止されている。また、69年法典以降は、養親子関の婚姻も禁止されている。17年布告以来、精神障害が婚姻障害事由とされてきた。しかし、69年法典は、その対象を精神障害等により「裁判所によって行為無能力者とされた者」に限定し、家族法典も同旨の定めを置いている。

### (4) 夫婦の姓

17年布告、18年法典は、夫婦は婚姻時にいずれかの姓か、あるいは複合姓を選択するものとした。しかし、1924年に18年法典が改正され、夫婦別姓が認められる一方で、複合姓は認められなくなった<sup>103</sup>。これ以降、ロシアでは現在まで夫婦別姓が認められている。一方、複合姓は、家族法典によって再び認められるようになった。

### (5) 婚姻の無効

離婚布告は、婚姻の無効確認の訴えは地方裁判所の管轄であるとだけ定め、詳細は18年法典によって規定された<sup>104</sup>。同法典によれば、夫婦、当該婚姻により利益を侵害された者、国家権力の代表は、婚姻無効確認の訴えを裁判所に提起でき<sup>105</sup>、裁判所が無効を確認した場合、婚姻は成立時に遡って無効となる。婚姻無効制度は26年法典に

<sup>100</sup> Под ред. Брагуся С.Н. и Орловского П.Е. Комментарий к кодексу о браке и семье РСФСР. М., 1971. С. 33.

<sup>101</sup> 第3部収録のロシア有識者の回答を参照。

<sup>102</sup> 例えば、69年法典は、地区(市)のソビエト執行委員会が、例外的な場合に、2年を上限に婚姻適齢を引き下げることができると定めている。18年法典、26年法典に関しては、森下敏男「ソビエト婚姻法の生成と展開(上)」神戸法学雑誌33巻3号(1983年)412頁以下を参照。

<sup>103</sup> СУ РСФСР. 1924. № 79. Ст. 791.

<sup>104</sup> 18年法典は婚姻の無効事由を定めた第3章において近親婚を挙げていないが、これは立法上の瑕疵であり、実際には近親婚も無効だと解されていた。この点につき、森下・前掲注(102)420頁を参照。

<sup>105</sup> なお、婚姻登録前には、何人も婚姻障害事由が存在する旨を裁判所に申立てることができる(18年法典63条)。

よって一旦廃止されたが<sup>106</sup>、1944年の事実婚主義の廃止に伴って復活した<sup>107</sup>。

69年法典も、婚姻の実質的成立要件に違反する場合又は偽装婚の場合に婚姻は無効となると規定する。婚姻の無効は裁判所によって確認される。かかる訴えを提起できるのは、夫婦、当該婚姻により権利を侵害された者、後見・保佐機関及び検察官である。婚姻適齢に関する訴えについては、未成年の配偶者、その父母、後見・保佐機関、検察官が提訴できる。裁判中に未成年の配偶者が成年に達した場合であっても、本人又は検察官の請求により婚姻の無効を確認することができる。偽装婚については、婚姻無効確認事件の審理前に実際に家族が形成されていた場合、当該婚姻は偽装婚とはみなされない。また、婚姻無効確認請求事件の審理時まで婚姻障害事由が消滅した場合、その消滅時から裁判所は当該婚姻を有効と認めることができる。無効確認がされた婚姻は、その成立時から無効であったとみなされるが、婚姻障害があることを知らなかった配偶者は、婚姻時に選択した姓を引き続き名乗ることができ、婚姻時に出生した子の権利にも裁判の結果は影響しない。

家族法典も、婚姻無効制度に関する69年法典の内容を基本的に踏襲している。

<sup>106</sup> なお、26年法典は、婚姻登録前に婚姻障害事由が存する旨の申立てがあった場合、役職者は登録を停止し、申立人に対して証拠の提出を求める義務を負うものとした（26年法典135条）。

<sup>107</sup> 1949年9月16日付ソ連最高裁判所総会決定は、婚姻無効確認に関する事件は、通常の訴訟手続によって審理されると定める。Рясенцев, Уакз. соч., С. 140.

## 2 離婚法制

### (1) 婚姻解消事由

18年法典以来、ロシアにおける婚姻解消 (прекращение брака) 事由は、①配偶者の死亡、②失踪宣告、③離婚 (развод, расторжение брака) である。

### (2) 概要

初期ソビエト家族法は、一方当事者の意思によりいつでも離婚できる単意離婚の原則を採用した<sup>108</sup>。離婚布告は、離婚の訴えは地方裁判所に提起されると定めることによつて、離婚事件に対する教会裁判所の管轄を否定するとともに（裁判離婚）、離婚に関する夫婦の合意がある場合、夫婦は裁判所に離婚を申請できるほか、婚姻登録部に届け出ることによって婚姻を解消することもできるとした（協議離婚）。夫婦が離婚について合意に至らない場合は裁判所が関与することになるが、裁判官は、夫婦の一方の離婚の意思を確認すれば、離婚の決定を言い渡すことができるものとされた。18年法典も、離婚事由として夫婦双方の合意又はその一方の離婚の意思を挙げるなど、離婚布告とほぼ同内容の定めを置いた<sup>109</sup>。

26年法典も、単意離婚原則を維持し、離婚事件を裁判所の管轄から外して、離婚は全て身分登録機関が扱うこととした。子の養育など離婚に関わる事項について夫婦の合意がある場合、この合意は離婚時に離婚登録簿に記録され、そうした合意に至らない場合、子の養育や財産の分割等に関わる紛争は、裁判所が解決した。26年法典によれば、離婚は一方当事者の意思によって成立し、他方配偶者には離婚が登録された旨の通知がなされるだけであった。しかし、1936年の法改正によつて、「家族及び家族の義務に対する軽率な態度と闘うために」離婚手続の際に夫婦が身分登録機関に共同で出頭するよう義務づけられるようになり<sup>110</sup>、44年幹部会令によつて、単意離婚原則それ自体が廃された。更に協議離婚も廃止され、離婚は裁判所が必要と認める場合にのみ可能となった。裁判所には、離婚原因を解明し、夫婦の関係を修復するための措置を講じることが義務づけられ、夫婦双方が合意していたとしても裁判所は離婚を拒否することができた。

69年法典は、協議離婚を復活させた。未成年の子がいない夫婦が離婚について合意している場合、離婚は身分登録機関において行われる<sup>111</sup>。身分登録機関は、離婚の動

<sup>108</sup> 森下・前掲注(102) 427頁。

<sup>109</sup> 18年法典は、上訴手続を定めるなど、必ずしも「離婚の完全な自由」を認めていないようにみえる条文を有していたが、当時の判例、多数説によれば、一方の側から離婚の申請がなされたとき、裁判所は離婚の動機に介入したり、離婚を拒否したりすることはできないものとされた。森下・前掲注(102) 431-433頁。

<sup>110</sup> C3 CCCP. 1936. № 34. Ст. 309.

<sup>111</sup> 他方配偶者が行方不明者とされた場合、精神障害などにより行為無能力者とされた場合、3年以上の自由剥奪刑が確定した場合、離婚は、一方配偶者の申請によつて身分登録機関において行われる(69年法典39条)。この単意離婚の制度は、現行の家族法典19条2項に引き継がれている。

機を解明せず、夫婦関係の修復も試みない<sup>112</sup>。一方、身分登録機関で離婚できない場合には、裁判離婚によることになる。裁判所は、離婚の動機を解明し、必要な場合には審理を中断して、夫婦関係を修復するための措置を講じるものとされ、裁判所は、夫婦の共同生活及び家族のさらなる維持が不可能であることを確認した場合に、離婚を認めるものとされた（69年法典33条3項）。

現行の家族法典も、69年法典の内容を基本的には踏襲し<sup>113</sup>、協議離婚と裁判離婚とを定める。ただし、69年法典では、裁判離婚の際に、裁判所は離婚の動機を解明する義務を一般的に負ったのに対し、家族法典は、未成年の子がある夫婦が、離婚について合意している場合には、裁判所は、離婚の動機を解明せず、婚姻を解消すると定めている（23条1項）。また、69年法典は、身分登録機関における離婚の登録及び離婚証明書の交付は、夫婦により離婚の申請がなされた日から3か月以降に行われると規定した（38条2項）。この期間は、離婚の妥当性について検討する「熟慮期間」とされる。これに対し家族法典は、この期間を1か月とし、裁判離婚の場合も、離婚は申請がなされてから1か月が経過するまでは成立しないと定めている。

### （3）離婚の成立日・再婚

ロシアには、日本の再婚禁止期間に相当する制度はない。69年法典は、離婚の成立日に関する規定を置き、身分登録機関における離婚の場合も裁判離婚の場合も「身分関係登録簿に離婚が登録された時」に離婚が成立するとし（40条）、それ以降は原則として再婚が認められる。ただし、一方配偶者の申請によって離婚がなされる場合、離婚が登録されてから他方配偶者が離婚証明書を受領するまでの間、他方配偶者は新たな婚姻を登録することができない（69年法典152条2項）。家族法典の場合、身分登録機関における離婚の場合は、69年法典と同様に身分関係登録簿に登録された日が離婚日となるが、裁判離婚の場合は、離婚判決の確定日が離婚日となる（家族法典25条1項）。離婚証明書を受領するまで新たな婚姻ができない点は、69年法典と同様である（同25条2項）。

### （4）離婚後の姓

26年法典、69年法典、家族法典は、離婚時に夫婦は現在の姓を保持するか、あるいは婚姻時に姓を改めた者については、旧姓に復するかを決めるものとしている（また、26年法典は、夫婦が離婚後の姓について決めない場合、両者は旧姓に復するとした）。

<sup>112</sup> Под ред. Брагуса С.Н. и Орловского П.Е. Комментарий к кодексу о браке и семье РСФСР. М., 1971. С. 69.

<sup>113</sup> 例えば、両法典とも、妻が妊娠中か、子の出産後1年以内は、妻の同意なく夫は離婚に関する訴えを提起することができないと規定する。

### 3 実親子関係法制

#### (1) 嫡出子の親子関係

17年布告のもとで、嫡出子と非嫡出子の平等が宣言され、準正制度も廃止された。また、同布告は、非嫡出子の父母の確定手続について定める一方で、嫡出子に関する規定を持たなかったが、同布告の下で婚姻中に妻が出産した子は、夫の子と推定される一方、利害関係人はいつでもそれを争うことができた<sup>114</sup>。

18年法典は、「真実の出生関係 (действительное происхождение)」が家族の基礎をなし、婚内と婚外の血縁関係の間にいかなる区別も認めないと宣言し (18年法典133条)、父性推定の制度を否定した。子の父母、その一方、又は子の監護者は、子の出生に関する届出義務を負い、父母はいずれも、子が自分から真に生まれた旨の確認書を提出しなければならない。この手続に嫡出子・非嫡出子の区別はなく、母の夫も、確認書を提出しないかぎり、父であるとは認められなかった。出生登録簿に記載された者は、父及び母とみなされる一方、利害関係人は登録内容を裁判で争うことができた。

26年法典は、子の父及び母は、出生登録簿に記載されるとだけ定め (26年法典26条)、18年法典と異なり、確認書に言及しない。しかし、1927年2月24日付内務人民委員部訓令は、身分登録機関に対し、登録婚をしていない父母から生まれた子については、出生登録時に父に対して確認書の提出を要求するよう指示した。このように、26年法典では、登録婚中の妻の夫は、確認書を提出せずとも、子の父であると推定された<sup>115</sup>。18年法典と同様、利害関係人は、裁判により登録の真実性を争うことができる。また、利害関係人の間に争いがない場合、身分登録機関は、上級機関の許可に基づき登録内容を補正することができた (同115条)<sup>116</sup>。

69年法典は、嫡出子の出生は父母の婚姻の記録によって確認されると定めており (69年法典47条2項)、妻が子を出生した場合、夫が子の父であると推定される<sup>117</sup>。嫡出推定は、父の死、離婚、婚姻の無効確認から10か月以内に出生した子にも及ぶ (同149条)。母子関係は、子の出生を身分登録機関に届け出ることで確定するが<sup>118</sup>、母子関係を確認する方法として、医療施設の発行する証明書、出産が医療施設外で行われた場合には証人の誓約書がある。

子の父又は母として登録された者は、登録内容を知り又は知り得べき時から1年以内であれば登録内容を争うことができる (同49条5項)。また、26年法典と同様、利害関係人に争いがない場合には、身分登録機関において登録内容を補正することがで

<sup>114</sup> 森下敏男「ソビエト親子法の生成と展開 (一)」神戸法学雑誌34巻4号 (1985年) 838頁。

<sup>115</sup> 森下・前掲注 (114) 840頁。

<sup>116</sup> 例えば、父の欄が空白になっており、真実の父が父たることを認め母もそれを確認したとき、あるいは、父の欄に真実の父以外の者が記載されており、真実の父、母、父として記載されている者の間で争いがないときである。森下・前掲注 (114) 843頁。

<sup>117</sup> Рясенцев В. А. Семейное право. М., 1971. С. 158. 婚姻証明書を有する母は、身分登録機関において夫が父であることを証明する必要がない。

<sup>118</sup> Рясенцев В. А. Семейное право. М., 1971. С. 156-157.

きた。

家族法典においても、夫婦から出生した子は、母の夫の子であると推定され、嫡出推定は、婚姻解消、婚姻の無効確認及び夫の死から 300 日以内に出生した子にも及ぶ（家族法典 48 条 2 項）。嫡出子の出生は、父母の一方のみが届け出ることによって登録できる（同 51 条 1 項、身分関係法 17 条 1 項）。親子関係は、父又は母として登録された者、真実の父又は母、成年に達した子などにより、いつでも裁判で争うことができる（家族法典 52 条）<sup>119</sup>。

なお、家族法典では、51 条 4 項ないし 6 項、52 条 3 項に生殖補助医療に関する定めが置かれている<sup>120</sup>。

## （2）非嫡出子の親子関係

17 年布告は、非嫡出子の出生登録の手続について以下のように定めた。すなわち、父母が共同で出生届をし、父及び母である旨の確認書を提出した者は、子の父及び母として登録される。父が右の届出をしない場合、父子関係は、母、後见人又は子の訴えに基づき、裁判所が確認する。

18 年法典の任意認知の手続については既に述べた。一方、父が子を認知しない場合、妊娠した未婚の女性又は夫以外の子を妊娠した妻は、出産の 3 か月前までに住所地の身分登録部に父について届け出ることができ、父とされた者は、その旨を通知された時から 2 週間以内に父子関係を否認する訴えを提起しなければ、子を認知したものとみなされた（18 年法典 141 条）。

26 年法典の任意認知の手続も、前述のとおりである。また、母は、妊娠中又は出生後に住所地の身分登録機関に父について届け出る権利を有し（26 年法典 28 条）、父とされた者は、その旨を通知されてから 1 か月以内に身分登録機関に否認を申立てなければ、その者は子の父として登録された。更に、通知後の 1 年間、父とされた者は、父子関係否認の訴えを提起することができる（同 29 条）。通知後 1 年を過ぎると父子関係は最終的に確定し、登録補正を求めることもできなくなる。なお、26 年法典 30 条は、母は子の出生後に父子関係確認の訴えを提起できると規定したが、これは、29 条により父とされた者が 1 か月以内に否認した場合に、母が裁判所に訴えることができるとする規定である<sup>121</sup>。

44 年幹部会令により、任意認知及び強制認知の手続が廃止された<sup>122</sup>。これにより、非嫡出子の父子関係を確認するすべが失われ、この状況は 68 年基本法施行まで続いた。例外として、1945 年 3 月 14 日付ソ連最高会議幹部会令により、事実上の父が母と婚姻

<sup>119</sup> 69 年法典 49 条 5 項と異なり、家族法典 52 条に出訴期限に関する制限はない。См. Пчелинцева Л. М. Комментарий к Семейному кодексу РФ. 4-е изд. М., 2006. С. 239.

<sup>120</sup> 2011 年 11 月 21 日付「ロシア連邦における国民の健康保護の基本原則に関する」連邦法律 55 条により、ロシアでは代理母出産が認められている。

<sup>121</sup> 森下・前掲注（114）852 頁。

<sup>122</sup> Антокольская М. В. Семейное право: Учебник. 3-е изд. М., 2013. С. 113.

した場合に限り、父子関係が認められるようになった<sup>123</sup>。

69年法典は、任意認知及び強制認知を復活させた。非嫡出子の親子関係は、父母が身分登録機関に共同で届け出ることによって確定する（69年法典47条3項）。非嫡出子について右の届出がされない場合は、父母の一方、子の後見人（保佐人）、扶養者、成年に達した子の訴えにより、裁判所が父子関係を確定する（強制認知）（同48条1項）。48条2項は、裁判所が父子関係を確定する際に考慮すべき事実として、①子の出生前に母と被告が同居し、生計を一にしていること、②母と被告が共同で子を養育若しくは扶養していたこと、又は、③被告が父子関係を認めていたことを確実に証明する証拠があることの3点を列挙し、認知の訴えが認められる余地を狭めていた。

家族法典も、69年法典と同様の任意認知の процедуруを規定している（家族法典48条3項1号、身分関係法50条）。また、妻が死亡したり、行為無能力者であったり、親権を剥奪されている場合、父は、単独で身分登録機関に父子関係確認の届出をすることができるが、その際には後見・保佐機関の同意が必要とされる（家族法典48条3項1号、身分関係法51条）。任意認知は、原則として子の出生後になされるが、父が危篤であったり、軍に召集される場合には胎児認知ができる（家族法典48条3項2号、身分関係法50条3項）。成年に達した子を認知する場合は、子の同意が必要とされる（家族法典48条4項）。

非嫡出子の母子関係は、母の届出により確定する（同51条1項、2項）。母子関係は、医療施設の発行する証明書などによって確認される（同48条1項）。

父母の一方（父が任意認知を拒む場合、母が共同の届出を拒む場合など）、後見人、保佐人、扶養者、成年に達した子の訴えにより、裁判所は父子関係を確定することができる（強制認知）。家族法典49条は、裁判所が父子関係を確定する際は、出生を確実に証明する「任意の」証拠を考慮に入れると規定し、前述の69年法典48条2項に起因する問題を解消した。

父子関係が確認されない非嫡出子の父の登録欄には、母の姓並びに母が指示した名及び父称を記載することができる<sup>124</sup>（同51条3項、身分関係法17条3項）。また、身分関係法17条3項により、母が希望すれば、父の登録欄を空欄にすることもできる。

<sup>123</sup> Ведомости Верховного Совета СССР. 1945. № 15.

<sup>124</sup> 出生登録簿には、その点についての特別の記載がなされる。Антокольская М. В. Семейное право: Учебник. 3-е изд. М., 2013. С. 249.



### (3) 実親子関係に関わる証明書

#### ア 出生証明書の記載事項の変遷

出生証明書 (свидетельство о рождении)は、14歳未満のロシア国民の身分証明書である<sup>125</sup>。また、出生証明書は、親子関係証明書でもある<sup>126</sup>。例えば2017年5月16日付「親子関係確認事件を審理する際の裁判所による法令の適用に関する」ロシア連邦最高裁判所総会決定16号1条4項は、以下のように定める<sup>127</sup>。

「家族法典 51 条 1 項及び 2 項に従い身分登録機関によってなされた母及び（又は）父に関する登録、並びに右の登録に基づいて発行された出生証明書は、右の文書に記載された者から子が出生した事実を確認する。」<sup>128</sup>

ただし、出生証明書に父の名が記載されていたとしても、当該子の父子関係が法的に認められているとは限らない。なぜなら、（認知されていない非嫡出子など）父子関係が認められない子の出生登録簿の父欄は、母の希望により身分関係法 17 条 3 項に従って空欄にすることもできるが、家族法典 51 条 3 項に従って母の姓、母が指定する父称、名を記載することもできるからである。後者の場合、母が任意に決めた架空の名が出生登録簿及び出生証明書に記載される<sup>129</sup>。このように、ロシアには、法的に父子関係が確認できる出生証明書（家族法典 51 条 1 項及び 2 項に基づくもの）と父子関係を確認できない出生証明書（家族法典 51 条 3 項に基づくもの）が存在する。両者は、外見上完全に同じものであり、記載事項から区別することはできない。出生証明書が家族法典 51 条 3 項に基づいて作成されたという事実は、出生登録簿及び身分関係統一国家登録簿に記録されるものの、身分関係法 6 条 8 項によりこの情報は公開されない<sup>130</sup>。

以上のように、家族法典 51 条 3 項に基づく出生証明書には、母が申請した情報により父の欄が埋められた事実は記載されていない。そこで、このような場合に子の父子関係が確認されていないことを証明するための文書として、身分登録機関は「出生登録事項証明書(справка о рождении) 2 号様式」と呼ばれる証明書を発行している<sup>131</sup>。そこには出生証明書の記載事項に加えて、「父に関する情報は、母の申請に

<sup>125</sup> 1995年7月17日付ロシア連邦政府決定713号5条を参照。СЗ РФ. 1995. № 30. Ст. 2939. 2002年8月14日に同決定が改正されるまで、出生証明書は16歳未満の子の身分証明書であった。

<sup>126</sup> 出生登録簿と出生証明書は、特定の者から子が出生したことを証明する文書である。ロシアの代表的な教科書におけるその旨の記載につき、69年法典は、Рясенцев В. А. Семейное право. М., 1971. С. 156、家族法典は、Пчелинцева Л. М. Семейное право России. 6-е изд. М., 2010. С. 255; Антокольская М. В. Семейное право: Учебник. 3-е изд. М., 2013. С. 239を参照。

<sup>127</sup> Постановление Пленума Верховного Суда РФ от 16.05.2017 N 16.

<sup>128</sup> 家族法典 51 条 1 項は、嫡出子の父母の登録、同条 2 項は、任意認知及び強制認知に基づく非嫡出子の登録について定める。

<sup>129</sup> 架空の父の情報が出生証明書に記載されることにつき、Пчелинцева Л. М. Семейное право России. 6-е изд. М., 2010. С. 282を参照。

<sup>130</sup> 第3部収録のロシア有識者の回答を参照。

<sup>131</sup> 2号様式の雛形は、2018年10月1日付司法省令200号が定めている。

基づいて記載された」ことが記されており、この文書は、母がひとり親向けの手当の受給申請をする場合などに利用されている。なお、この文書は、2018年10月23日までは「出生登録事項証明書 25号様式」と呼ばれ、そこには上記とほぼ同旨の内容が記載されていた<sup>132</sup>。

ちなみに、家族法典 48条1項が定める「医療機関において母から子が出生したことを確認する文書」を「出生診断書」(медицинское свидетельство о рождении)といい、これは、日本の戸籍法 49条3項の定める出生証明書に相当する。

ロシアの出生証明書の記載事項は、身分関係法 23条によって規制されている<sup>133</sup>。23条は、これまでに2回微修正されている。その変遷は以下のとおりである。

表1 身分関係法 23条の定める出生証明書の法定記載事項の変遷

制定時 (1997年11月15日)	2016年6月23日改正	2017年12月29日改正
子の姓、父称、出生日及び出生地	子の姓、父称、出生日及び出生地	子の姓、父称、出生日及び出生地
父母(その一方)の姓、名、父称、国籍	父母(その一方)の姓、名、父称、 <u>出生日</u> 、国籍	父母(その一方)の姓、名、父称、出生日、国籍
出生登録日及び登録番号	出生登録日及び登録番号	出生登録日及び登録番号
出生の国家登録地(身分登録機関の名称)	出生の国家登録地(身分登録機関の名称)	出生の国家登録地(身分登録機関 <u>又は多機能センター</u> の名称)
出生証明書の交付日	出生証明書の交付日 <u>及び交付地(身分登録機関の名称)</u>	出生証明書の交付日及び交付地(身分登録機関 <u>又は多機能センター</u> の名称)
父母(その一方)の民族籍(父母が希望する場合)	父母(その一方)の民族籍(父母が希望する場合)	父母(その一方)の民族籍(父母が希望する場合)

※改正部分は太字で表記した。

<sup>132</sup> 25号様式は、1998年10月31日付ロシア連邦政府決定1274号によって雛形が定められており、前述の2018年司法省令200号によって廃止された。СЗ РФ. 1998. № 45. Ст. 5522.

<sup>133</sup> 現在、身分関係法が記載事項を定める証明書は、①出生証明書、②婚姻証明書、③離婚証明書、④養子縁組証明書、⑤認知証明書、⑥氏名変更証明書、⑦死亡証明書の7種が存在する。

次に、出生証明書の様式の変遷を確認する。出生証明書の様式はこれまで以下の法令によって規制されてきた。

①	1935年11月2日付ソ連人民委員会議決定 2440号
②	1946年1月8日付ロシア人民委員会議決定 35号（1946年5月1日施行）
③	1969年6月2日付ソ連閣僚会議決定 410号（1970年1月1日施行）
④	1992年10月11日付ロシア連邦政府決定 774号（1993年1月1日施行） <sup>134</sup>
⑤	1998年7月6日付ロシア連邦政府決定 709号（1999年第1四半期に施行） <sup>135</sup>
⑥	2014年6月25日付ロシア司法省令 142号（2015年7月1日施行）
⑦	2017年6月30日付ロシア司法省令 116号（2018年1月1日施行）
⑧	2018年6月19日付ロシア司法省令 123号（2018年7月13日施行）
⑨	2018年8月13日付ロシア司法省令 167号（2018年10月1日施行）

出生証明書の様式を初めて統一したのは、文書①である。文書①の規制対象は、出生証明書のみであったが、文書②は、出生証明書に加え、婚姻証明書、死亡証明書の様式も定めている。69年法典 143条は、身分に関わる証明書の様式等はソ連閣僚会議が定めると規定し、同条に基づく文書③は、前述の証明書のほか、養子縁組証明書、氏名変更証明書、離婚証明書の様式も定めた。なお、後述する認知証明書が身分関係に関する証明書の様式に現れるのは、文書④からである。

上記の文書のうち、文書②のみが様式の雛形を添付しておらず、様式を実際に確認することができないため、以下では文書②を除いた出生証明書の様式における記載事項の変遷を確認する。

<sup>134</sup> САПП РСФСР. 1992. № 18. Ст. 1463.

<sup>135</sup> СЗ РФ. 1998. № 28. Ст.3359.

表2 出生証明書の様式の記載事項の変遷

	文書① (1935)	文書③ (1969)	文書④ (1992)	文書⑤ (1998)	文書⑥ (2014)	文書⑦ (2017)	文書⑧ (2018)	文書⑨ (2018)
子の姓・名・ 父称、出生日、 出生地	○	○	○	○	○	○	○	○
出生登録日及び 登録番号	○	○	○	○	○	○	○	○
父母の姓・名・ 父称	○	○	○	○	○	○	○	○
父母の民族籍		○	○	任意	任意	任意	任意	任意
父母の国籍				○	○	○	○	○
父母の出生日						○		○
出生登録地/ 機関名*	○	○	○	○	○	○	○	○
証明書交付地/ 機関名*								○
証明書の交付日		○	○	○	○	○	○	○
交付機関の公印	○	○	○	○	○	○	○	○
交付機関の長の 署名	○	○	○	○	○	○	○	○
交付機関書記の 署名	○							
通し番号**	○	○	○	○	○	○	○	○
バーコード(QRコード)						○		○

\* 文書⑨では、機関のコード番号も記載される。

\*\* 文書③から通し番号は、組(серия)と番号(номер)によって構成される。

## イ 認知証明書

認知証明書（父子関係証明書）(свидетельство об установлении отцовства)は、任意認知又は強制認知がなされた場合に、身分登録機関によって交付される。認知証明書は、父と子の関係を確認する文書であり、出生証明書の父欄を変更する場合などに必要とされる。

認知証明書の記載事項は、身分関係法 56 条によって規制される。その内容は以下のとおりである（太字で表記された部分は、2016 年 6 月 23 日の法改正によって追加された文言である）。

- ・父として認められた者の姓、名、父称、出生日及び出生地、国籍、民族籍（認知登録簿に記載のある場合）
- ・子の姓、名、（認知前及び認知後の）父称、出生日及び出生地
- ・子の母の姓、名、父称、出生日及び出生地、国籍、民族籍（認知登録簿に記載のある場合）
- ・認知日及び登録番号
- ・認知の国家登録地（認知を国家登録した身分登録機関の名称）
- ・**認知証明書の交付日及び交付地**

次に、認知証明書の様式の変遷を確認する。認知証明書の様式は、前述の文書④以降に規定されている。認知証明書の様式の記載事項の変遷は以下のとおりである。

表3 認知証明書の様式の記載事項の変遷

	文書④ (1992)	文書⑤、 ⑥ (1998, 2014)	文書⑦ (2017)	文書⑧ (2018)	文書⑨ (2018)
父母の姓、名、父称*	○	○	○	○	○
父母の国籍		○	○	○	○
父母の民族籍**		○	○	○	○
父母の誕生日、出生地		○	○	○	○
子の姓、名、父称、誕生日*	○	○	○	○	○
子の出生地		○	○	○	○
子の認知後の姓、名、父称*		○	○	○	○
認知日・登録番号	○	○	○	○	○
登録地／機関名***	○	○	○	○	○
交付日	○	○	○	○	○
交付地／機関名***		○	○	○	○
交付機関の公印	○	○	○	○	○
交付機関の長の署名	○	○	○	○	○
通し番号 (組・番号)	○	○	○	○	○
バーコード (QRコード)			○		○

\* 文書⑨では、「父称」の後に「(存在する場合)」の語が付される。

\*\* 文書④から文書⑧までは、「(認知登録簿に記載のある場合)」の語が付されていた。

\*\*\* 文書⑨では、関係する機関のコード番号も記載される。

## 4 養子縁組法制

### (1) 概要

革命後の養子縁組法制は、「親の監護のない子は施設へ」という方針から出発し、その後「親の監護のない子にも家庭を」の方針へと転換した<sup>136</sup>。18年法典は、前述の「真実の親子関係」原則の採用、養子縁組が子の搾取の偽装形態になることへの懸念などから、養子制度を廃止した<sup>137</sup>。しかし、内戦、飢饉などで親の監護のない子とそれを養育する者が増加したことから養子制度の意義が見直され、1926年3月1日の18年法典改正によって養子制度が復活した<sup>138</sup>。

同年11月に制定された26年法典は、3章で養子縁組について規定し、養子縁組は「もっぱら子のため」になされ、養子となり得るのは未成年者のみであると規定した(26年法典57条)。それ以来、家族法典に至るまで、ロシアにおいて養子となり得るのは未成年者のみであり<sup>139</sup>、子の利益の保護が養子縁組の唯一の目的であるとされる。更に、現在の家族法典は、親の監護のない子に対する家族養育優先の原則を定め(同123条1項)、養子縁組を、「親の監護のない子を世話する優先的な形態」として位置づけている(同124条1項(1998年6月27日改正))。

26年法典、69年法典では、養子縁組は、後見・保佐機関が決定した。これに対し家族法典では、養子縁組は、子との養子縁組を望む者の申立てに基づき、非訟事件手続により裁判所によって成立する(同125条1項)。

### (2) 養親適格

1926年改正18年法典及び26年法典は、養親不適格者として、聖職者、帝政期の警察職員、精神障害者、利得罪・名誉毀損罪で有罪となった者、親権を剥奪された者、養子との利益が相反する者、未成年者を挙げた(26年法典58条)。これに対し、69年法典は、親権を剥奪された者、行為無能力者、制限行為能力者を除く成年の国民は養親になることができるとした(69年法典99条)。家族法典も、成年の男女は養親となることができると定める一方で、法令の定める疾病に罹患した者など養子縁組ができない者の対象を69年法典に比べて広げている(家族法典127条1項)。また、家族法典124条は、外国人及び無国籍者がロシア国民の養親となることができるとして、子をロシア国民の家庭の中で養育し、あるいは当該子の親族の養子とすることが不可能な場合を挙げる。当該規定は、1995年の69年法典改正によって導入された条文(同

<sup>136</sup> 稲子宣子『ソ連における子どもの権利』(日本評論社、1991年)178-179頁。

<sup>137</sup> 同上133-134頁。18年法典183条は、同法典施行後に行われた養子縁組にはいかなる法律効果も生じないと定めている。

<sup>138</sup> СУ РСФСР. 1926. № 13.Ст. 101.

<sup>139</sup> 家族法典は、養子が未成年者であることに加え、婚姻していない養親と養子の年齢差が、16歳以上であることを要求する。ただし、正当な理由があれば裁判所はこれを短縮することができる(家族法典128条)。

98条3項)の内容を基本的に踏襲したものである<sup>140</sup>。

### (3) 養子縁組の同意

26年法典は、養子縁組には、父母(又は、後見人若しくは保佐人)の同意が必要とされるとした(26年法典61条)。養親となる者に配偶者がいる場合は、その配偶者の同意が(同62条)、養子となる者が10歳以上の場合は、当該子の同意も必要とされる(同63条)。また、1968年の法改正により、父母の同意なしに養子縁組が可能となる条件が定められた<sup>141</sup>。

69年法典も、養子縁組に、親権を剥奪されていない父母の同意を要求する(69年法典100条1項)。ただし、父母が行為無能力者又は行方不明者の場合は、その限りではない(同条2項)。また、父母が、子の養育への参加を拒み、子と一年以上同居せず、後見・保佐機関の警告を無視して養育又は扶養に参加せず、親としての関心と配慮を払わない場合にも、父母の同意は必要とされない(同101条)。子が後見(保佐)の下にある場合は、後見人(保佐人)の同意が必要である(同102条)。養子となる者が10歳以上の場合は、当該子の同意が必要である(同103条1項)。ただし、子が養子縁組の申請前から養親の家族の中で生活し、養親を自分の実親とみなしている場合には、養子となる者の同意は必要とされない(同条2項)。養親となる者に配偶者がいる場合は、その配偶者の同意が必要とされる(同104条1項)。

家族法典も、養子縁組に対する父母の同意(家族法典129条、131条)、養子となる10歳以上の者の同意(同132条)、配偶者がいる者が養親となる場合には配偶者の同意(同133条)を、養子縁組の成立要件としている。

### (4) 実親としての養親の登録

独ソ戦を背景として、1943年に養親を実親として登録することが可能になった<sup>142</sup>。69年法典によれば、養親の申請によって養親を実親として登録する際に、養子となる者が10歳以上の場合には、その者の同意が必要とされる。ただし、前述の103条2項に該当する場合は、その限りではない(69年法典106条)。

更に、69年法典は、養子縁組の秘密保護に関する規定を設けた(同110条)。養子縁組の秘密を守るため、養親の申請により子の出生地、出生日(変更可能なのは6か月以内)を変更することができる。また、養親の同意なしに養子縁組に関する情報を伝え、あるいは養親が実親でないことが明らかになるような身分関係登録簿の謄本を交付することは禁止され、養親の意思に反して養子縁組の秘密を漏らした者は、法的責任を負う。養子縁組の秘密を漏らした者の刑事責任は、当時のロシア刑法典124条の1が定めた。養子の真実の出生登録簿は、養子縁組の登録を行った身分登録機関に保

<sup>140</sup> СЗ РФ. 1995. № 11. Ст. 939.

<sup>141</sup> Ведомости Верховного Совета РСФСР. 1968. № 7. Ст. 257.

<sup>142</sup> Ведомости Верховного Совета СССР. 1943. № 34.

管されており、本人はこれを閲覧することができる<sup>143</sup>。

家族法典も、養子の出生日（変更可能なのは3か月以内）、出生地の変更（家族法典135条）、実親としての養親の登録（同136条）、養子縁組の秘密保護（同139条）に関する規定を有している。

### （5）養子縁組の効果

26年法典によれば、養親子間には、出生による血族と同等の関係が生じる（26年法典64条）。他方で、26年法典には養子縁組後の養子と実親の関係に関する定めがなく、ロシアの裁判所は養子と実親及びその血族の関係はいかなる場合にも断絶しないとす

る立場を取っていた。しかし、1950年10月13日付ソ連最高裁判所総会決定は、養子と実親の関係は養子縁組によって終了するという解釈を示した<sup>144</sup>。  
69年法典によれば、養子縁組によって養子及びその卑属は、養親だけでなく養方の血族との間で出生による血族と同等の関係が生じる一方で（69年法典108条1項）、養子と実方血族との関係は終了する（同条2項）。家族法典の定める親族関係も、69年法典とほぼ同様である。

### （6）養子の氏名

26年法典は、養子縁組の成立時に、養子の姓、父称を変更することができるとした（26年法典60条）。これに対し、69年法典は、養親の申請に基づき、養子の姓、父称だけでなく、名も変更できると規定した（69年法典105条1項）。ただし、養子となる者が10歳以上の場合、前述の103条2項の場合を除いて、その者の同意が必要とされる（同105条2項）。家族法典も69年法典の内容を基本的に踏襲しているが、養子の姓、父称、名が養子縁組の判決によって変更される点は、69年法典までと異なる（家族法典134条5項）。

### （7）養子縁組の無効・取消

26年法典は、養子縁組の取消制度を設けた。養子縁組が父母の不在中かあるいは父母の同意を得ずになされ、子を父母に返すことが子の利益になる場合、後見・保佐機関は、父母の申請に基づき、養子縁組を取り消すことができる（10歳以上の養子の場合、その同意が必要とされる）（26年法典65条）。また、子の利益のため、任意の者又は機関は、養子縁組の取消の訴えを提起することができる（同66条）。

69年法典では、養子縁組は、裁判手続により、無効、取消によって終了する。69年法典112条は、養子縁組が偽装であった場合など養子縁組が無効となる5つの条件を定め、養子縁組によって権利を侵害された任意の者、後見・保佐機関、検察官は養子

<sup>143</sup> 稲子・前掲注（136）162頁。

<sup>144</sup> Судебная практика Верховного Суда СССР. 1950. № 12. С. 6-7.



縁組の無効確認の訴えを提起することができるとした。無効確認がなされると養子縁組はその成立時から無効とされ、子と実親及びその血族との法的関係が復活する。

養子縁組は、子の利益がそれを必要とする場合、又は、必要な同意を得ずに行われた場合であってそれが養子の利益に反する場合に、取り消すことができる（69年法典113条）。養子縁組は、その取消に関する裁判所の判決が法的効力を生じたときに終了する。裁判所に取消の訴えを提起できるのは、後見・保佐機関及び検察官のみであり、養子縁組を取り消すべきだと考えるその他の者は、右の機関にその旨を通知する（同115条）。また、父母の同意が必要でありながらその同意を得ずに養子縁組がなされた場合、父母は取消の訴えを提起することができ、父母に子を返すことが子の利益に合致すると裁判所が認めた場合に養子縁組は取り消される（同114条）。養子縁組の取消を求める訴えを提起した時点で養子が成年に達していた場合は、父母、養親及び養子がいずれも取消について合意しない限り、養子縁組を取り消すことはできない（同116条）。

家族法典は、養子縁組の無効確認制度を廃止した。養子縁組は、裁判手続によらなければ取り消すことができない。69年法典では「子の利益がそれを必要とする場合」とだけ規定されていた養子縁組の取消事由がより詳しくなり、①養親が親としての義務を履行しようとしめない場合、②親権を濫用する場合、③養子を虐待する場合、④アルコール又は麻薬の常習者の場合、⑤子の利益、子の意見を考慮すると取消が必要とされるその他の場合、の5つに整理された（家族法典141条）。取消の訴えの提訴権者は、父母、養親、14歳に達した養子、後見・保佐機関、検察官である（同142条）。

## 5 国籍法制

### (1) 国籍法の法源

国籍に関わる法源と訳語をまず確認する。ロシア<sup>145</sup>で国籍を表す単語として一般に用いられる *гражданство* は、文脈によっては「市民権」と訳し得るが<sup>146</sup>、本章では「国籍」と訳し、ロシア国籍保持者は「ロシア国民」、ソ連国籍保持者は「ソ連国民」と表記する。ロシアの主な国籍関連法令及び本章で用いる略称は、以下のとおりである（略称は、括弧内に表記）。

①	ロシア帝国法律集成第9巻「身分に関する法律集成」
②	1924年10月29日付連邦国籍に関する規程 <sup>147</sup> （24年規程）
③	1930年6月13日付ソ連国籍に関する規程 <sup>148</sup> （30年規程）
④	1931年4月22日付ソ連国籍に関する規程 <sup>149</sup> （31年規程）
⑤	1938年8月19日付「ソ連国籍に関する」ソ連法律 <sup>150</sup> （38年法）
⑥	1978年1月12日付「ソ連国籍に関する」ソ連法律 <sup>151</sup> （78年法）
⑦	1990年5月23日付「ソ連国籍に関する」ソ連法律 <sup>152</sup> （90年法）
⑧	1991年11月28日付「ロシア共和国国籍に関する」ロシア共和国法律 <sup>153</sup> （91年法）
⑨	2002年5月31日付「ロシア連邦国籍に関する」連邦法律 <sup>154</sup> （02年法）

帝政ロシアでは、身分に関する法律集成が国籍法の役割を果たし、帰化については1864年2月10日付法律が規制した。革命期には、国籍に関するまとまった法令を見ることはなく、初の体系的法令は、ソ連結成後の1924年に制定された。これ以降、国籍はソ連レベルで規制された。一方、ソ連構成共和国は、体系的な国籍法を持たなかったが、共和国法も部分的に連邦国籍や共和国籍について規制した<sup>155</sup>。ソ連は、1938年

<sup>145</sup> ロシアの国名は、革命後はロシア社会主義連邦ソビエト共和国であり、1936年憲法制定時にロシア・ソビエト連邦社会主義共和国となり、ソ連が崩壊した1991年12月25日にロシア連邦になった。

<sup>146</sup> 国籍と市民権は同一の意味で用いられることもあるが、前者は、ほかの国家との関係で自国民を示す基準となる概念であり、後者は、対内的な国内法上の問題に関する概念である（木棚照一『逐条註解国籍法』（日本加除出版、2003年）51頁）。早川弘道は、国籍を「国家構造」の章において定めた1936年ソ連憲法とは異なり、1977年ソ連憲法は国籍を「国家と個人」の章で定めることにより、*гражданство* を「市民権」として位置づけていると指摘する（早川弘道『ソビエト政治と民族』（成文堂、1994年）317頁）。

<sup>147</sup> СЗ СССР. 1924. № 23. Ст. 201-202.

<sup>148</sup> СЗ СССР. 1930. I. № 34. Ст.367.

<sup>149</sup> СЗ СССР. 1931. № 24. Ст. 195-196.

<sup>150</sup> Ведомости Верховного Совета СССР. 1938. № 11.

<sup>151</sup> Ведомости Верховного Совета СССР. 1978. № 49. Ст. 816.

<sup>152</sup> Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР. 1990. № 23. Ст. 435.（1991年1月1日施行）

<sup>153</sup> Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР. 1991. № 6 Ст. 243. 91年法は、1993年6月17日、1995年2月6日、2002年5月13日に改正され、02年法制定後も、18条の一部、19条の一部、20条、41条は現在まで有効である。

<sup>154</sup> СЗ РФ. 2002. № 22. Ст 2031; СЗ РФ. 2023. № 1. Ст. 16. 02年法は、これまで35回改正されており、2023年2月10日現在で最終改正は2022年12月28日である。

<sup>155</sup> 例えば、1926年ロシア家族法典はロシア国籍について規制したほか（8条、35条）、1969年ロシア家族法典は、ソ連国籍について規制している（160条）。

に国籍を規制する初の法律を定めたが、極めて簡素なものにすぎず、ソビエト国籍法が完成を見たのは、78年法によってである。

国籍法制の転換は、90年法に始まる。同法は、恣意的な国籍剥奪を禁止し（90年法前文）、共和国籍は共和国の国籍法が規制するとした（同5条）。1991年9月のソ連人権宣言（5条）<sup>156</sup>、同年11月のロシア人権宣言（5条）<sup>157</sup>は、いずれも国籍剥奪の禁止を宣言した。1991年11月にはロシア国籍法（91年法）が制定され、ソ連解体後の1992年2月6日に公布、即日施行された。その後、1993年12月のロシア憲法制定を経て、現在のロシア国籍法が2002年5月に制定され、同年7月1日に施行された（02年法）。02年法は、ロシア国籍及び旧ソ連国籍の存否は、その存否に関わる事実が発生した日に有効であった法令によって決定されると規定する（02年法4条7項）。

## （2）国籍の変遷

ロシア帝国で国籍は、臣籍(подданство)と呼ばれた。革命によって、身分制を前提とし、被統治者の資格を意味する臣籍は一掃され、ロシア国籍(российское гражданство)が設けられた<sup>158</sup>。1922年のソ連結成後は、「単一の連邦国籍」たるソ連国籍と連邦共和国籍とが存在したが、共和国籍はシンボリックな意味しか持たなかった<sup>159</sup>。ペレストロイカ期になると中央からの遠心的・分離的傾向が強まり、ソ連国籍、連邦共和国籍に加えて自治共和国籍の存在が認められ（90年法、91年法）、いくつかの（自治）共和国は自らの国籍を設けた<sup>160</sup>。

1993年ロシア憲法6条は、ロシア国籍はその取得事由を問わず単一、平等であると規定し、「ロシア連邦における国籍」を連邦の管轄事項とする一方で（憲法71条3号）、共和国籍については沈黙したが、共和国籍が憲法上許容されるとする声は根強くあった。しかし、2001年12月6日の連邦憲法裁判所決定250号は、共和国籍の憲法上の存立可能性を否定した<sup>161</sup>。02年法も、ロシア連邦国籍のみを定めている。

<sup>156</sup> Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР. 1991. № 37. Ст. 1083.

<sup>157</sup> Ведомости Съезда народных депутатов РФ и Верховного Совета РФ. 1991. № 52. Ст. 1865.

<sup>158</sup> 革命直後はロシア市民権(российское право гражданства)と呼ばれたが、やがてロシア国籍(российское гражданство)の語が定着した。

<sup>159</sup> 例えば、共和国籍の変更手続は法令に定められておらず、共和国の選挙は国籍ではなく、常居所に基づいて行われた。Под ред. Визера Б. Комментарий к Конституции РФ. т. 1. М., 2018. С. 121.

<sup>160</sup> 1990年5月24日のロシア憲法改正により、ロシア内の自治共和国の名称は、「自治共和国」から「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国を構成する共和国」に変わった。

<sup>161</sup> Определение КС РФ от 6 декабря 2001 г. № 250-О, п. 3.4.

### (3) ソ連解体に伴う国籍問題の調整

91年法13条1項は、従前の共和国籍のいかんを問わず、91年法施行日（1992年2月6日）にロシアに居住するソ連国民を、自動的にロシア国民として認定した。一方、それまでロシア国民であったとしても、1992年2月6日にほかの共和国に居住している者は、それ以後、ロシア国民としては認められない。91年法は、13条により国籍を取得できなかった者を主な対象として、「登録手続による国籍取得」という手続を設けた（91年法18条）。18条に該当する者は<sup>162</sup>、内務省又は在外公館に届け出ることにより国籍を取得した。

1996年5月16日、連邦憲法裁判所は、1992年2月6日にロシアに居住していなかった者に対してその意思を問わずロシア国籍の喪失を認定する上述の制度に関する憲法判断を示した。連邦憲法裁判所は、これが国籍剥奪を禁止する憲法6条に違反するうえ、91年法の施行日を基準とする取扱いの差異は差別に当たるとし（憲法19条違反）、新規の国籍取得手続を定める18条（4号）は、①ロシアで出生し、②旧ソ連国民であり、③ロシア国籍から離脱する意思を表明せず、④かつて旧ソ連構成共和国に居住し、⑤ほかのソ連構成共和国の国民にならず、⑥ロシアに居住するためにロシアに戻った者に適用される限りにおいて、違憲であると判示した<sup>163</sup>。こうして、新規に国籍を取得せずともロシア国民として認められる者の範囲が、若干拡大した<sup>164</sup>。

<sup>162</sup> 18条により国籍登録ができる者は、以下のとおりである。配偶者か、本人の直系尊属にロシア国民がいる者（1号）、出生時に父母の少なくとも一方がロシア国民で、出生により他国籍を取得した14歳以上18歳未満のもの（2号）、元ロシア国民の父母の子として父母の国籍喪失後に出生した14歳以上18歳未満の者（3号）、ロシア以外の1991年9月1日現在のソ連構成共和国に居住するソ連国民で、その共和国の国民ではなく、91年法の施行日から3年以内にロシア国籍取得の意思を示したもの（4号）、91年法の施行日にロシアを含む現旧ソ連構成共和国に居住する無国籍者で、91年法の施行日から1年以内にロシア国籍取得の意思を示したもの（5号）、外国人又は無国籍者で、住所のいかんを問わず、本人又はその直系尊属の少なくとも一人が出生によりロシア国籍（臣籍）を取得し、かつ91年法の施行日から1年以内にロシア国籍取得の意思を示したもの（6号）。1993年6月17日に18条4号が改正され、その対象は「旧ソ連構成共和国に居住し、1992年2月6日以降にロシアに移住した旧ソ連国民で91年法の施行日から3年以内にロシア国籍取得の意思を示したもの」になった（ロシアへの移住が要件に加わった）。新たな文言からは、居住国の国籍を取得した者も申請ができるようになったかのようにも見えるが、国籍法施行規則（1993年12月27日改正）は、18条4号にいう「旧ソ連国民」とは「旧ソ連構成共和国の国民ではない者」をいうと規定しており、この点に実質的な変更はない。1995年2月6日の国籍法改正により、4号の定める意思表示の期限が「2000年12月31日」に延長された。

<sup>163</sup> Постановление КС РФ от 16 мая 1996 г. N 12-П.

<sup>164</sup> 13条の射程を拡大した類例として、1993年6月17日付「ロシア国籍法改正法律の施行に関する」ロシア最高会議決定がある。同決定は、ロシアを常居所とするソ連国民で、91年法施行前に、労働、公務、教育、療養のために出国し、同法施行日後にロシアに帰国した者（2条）、ソ連軍又はロシア軍に忠誠を誓い、外国領にあるロシア管轄の軍部隊にあり、同法施行後に軍務のためロシアに帰国した軍人（3条）は、13条1項によりロシア国民として認定されるとの立法者意思を示した。Ведомости Съезда народных депутатов РФ и Верховного Совета РФ. 1990. № 29. Ст. 1113.

## (4) 国籍制度の変遷

### ア 国籍の取得

#### (ア) 出生による国籍取得

##### a 血統主義

父母がいずれもロシア国民（ソ連国民）の子は、ロシア（ソ連）国籍を取得する<sup>165</sup>。

片親がロシア国民（ソ連国民）の子（父母の一方がロシア国民（ソ連国民）で他方が知れない子）は、ロシア（ソ連）国籍を取得する<sup>166</sup>。

ロシア国民（ソ連国民）と外国人の子の場合、1918年ロシア家族法典（147条）、24年規程（4条2項、3項）<sup>167</sup>、78年法（12条）<sup>168</sup>、91年法（15条2項）<sup>169</sup>、02年法（12条1項3号）は、それぞれ異なるルールを定める。子が血統主義によりロシア国民となる場合もあるが、子の国籍が（父母のいずれの本国の国籍になるかが）父母の合意（選択）によって決まる場合、子が出生によりロシア国籍を取得しない場合もある。例えば、現行の02年法によれば、ロシア国外で出生した子は、無国籍者にならない限り、出生によりロシア国籍を取得しない（02年法12条1項3号）。

<sup>165</sup> 24年規程4条1項、30年規程・31年規程7条、78年法11条、90年法14条、91年法14条、02年法12条1項1号。

<sup>166</sup> 78年法12条3項、90年法15条3項、02年法12条1項1号。

<sup>167</sup> 24年規程は、父母の居所によって異なるルールが適用されるとするのに対し、30年規程、31年規程は、子は父母の居所のいかんを問わずソ連国籍を取得すると定める。しかし、1926年制定のロシア家族法典35条（当該条文は、26年家族法典が失効する1970年まで有効であった）、1968年ソ連家族法基本法30条2項は、24年規程と同様の定めを置いている。

<sup>168</sup> 90年法15条は、78年法12条とほぼ同旨だが、子の国籍に関する両親の合意は書面でなければならぬとする。

<sup>169</sup> 91年法15条2項に基づくロシア国籍の取得が、我が国の国籍法11条1項の「自己の志望によって」国籍を取得した場合に該当するとした判例として、東京地判平成28年6月24日（Westlaw Japan 文献番号2016WLJPCA06248002）及びその控訴審の東京高判平成29年4月18日（Westlaw Japan 文献番号2017WLJPCA04186020）がある（最一決平成29年12月7日は前記控訴審判決を支持）。また、本稿執筆者は未確認だが、法務省民事局によれば、同旨の判決として、東京高判令和4年11月10日があるという。

表4 ロシア国民と外国人の間に出生した子の国籍取得に関するルールの変遷

18年家族法典	24年国籍規程	78年国籍法	91年国籍法	02年国籍法
父母は、将来生まれてくる子の国籍について事前に合意し、婚姻時に身分登録部に申請する。合意がない場合、成人まで当該子はロシア国民とみなされる。	父母の少なくとも一方の居所がソ連の場合、子はソ連国籍を取得する。	子が国内で出生したか、国外で出生したが父母の少なくとも一方の住所地がソ連の場合、子はソ連国籍を取得する。	子の国籍は、出生地を問わず父母の合意によって決まる。ただし、父母の合意がない場合は、子がロシアで出生したか、無国籍になるときに、子はロシア国籍を取得する。	子が国内で出生した場合、又は、外国で出生したが無国籍となる場合に、子はロシア国籍を取得する。
	父母の居所が国外の場合、子の国籍は父母の合意によって決まる。	子が国外で出生し、父母の住所地が国外の場合、子の国籍は父母の合意によって決まる。		子が国外で出生した場合（で無国籍にならない限り）、子はロシア国籍を取得しない。

ロシア国民（ソ連国民）と無国籍者の子は、出生地を問わずロシア（ソ連）国籍を取得する<sup>170</sup>。

#### b 生地主義

ロシア（ソ連）で出生した子は、父母が無国籍者であったり、親の国籍を取得できないなどの理由で無国籍となる場合、ロシア（ソ連）国籍を取得する<sup>171</sup>。

ロシア（ソ連）にいる父母がともに知れない子は、ロシア（ソ連）国籍を取得する<sup>172</sup>。

#### (イ) 帰化

1930年代まで、勤労階級に属する外国人の帰化は、地方ソビエト（あるいは県の執行委員会など）によって許可されるなど、帰化手続は階級的、分権的な性格を有していた。しかし、38年法（3条）以降、帰化制度は一般化、集権化され、ソ連最高会議幹部会又は申請者が居住する共和国の最高会議幹部会が帰化を許可するようになった。一方、帰化条件については、78年法（15条）まで特段の定めが置かれていなかったが、90年法（18条）は、ソビエト国家の暴力的転覆を訴えた者は帰化申請を却下されると定めるなど、わずかながら帰化条件を明確にし、91年法は、帰化条件として、能力条件、居住条件を規定した（91年法19条）。91年法は、19条で普通帰化、簡易帰化に関する定めを置き、18条では元ソ連国民、元ロシア国民に届出により国籍を付与する登録制度を設けた。帰化は大統領が決定し（同33条）、登録は、国内の申請者の場合は内務省が、国外の申請者の場合は

<sup>170</sup> 78年法12条3項、90年法15条3項、91年法15条1項、02年法12条1項2号。

<sup>171</sup> 78年法13条、90年法16条、91年法17条1項、2項、02年法12条1項3号、4号。

<sup>172</sup> 78年法14条、90年法17条、91年法16条1文、02年法12条2項。

外務省が行う（同35条、36条）。

02年法13条は、普通帰化の条件として、①能力条件、②居住条件、③憲法遵守条件、④生計条件、⑤言語条件を定めている。2020年改正までは、重国籍防止条件も存在した<sup>173</sup>。14条は簡易帰化について定める。普通帰化は大統領が（02年法29条）、簡易帰化は国内の申請者の場合は内務省が（同30条）<sup>174</sup>、国外の申請者の場合は外務省・在外公館が許可する（同31条）。一方、02年法には、91年法が定めた登録（届出）による国籍取得手続は規定されていない（ただし、91年法18条の一部は現在も有効であるため、登録による国籍取得手続そのものが廃止されたわけではない。）。

2018年の法改正により、大統領は、人道目的で、簡易帰化により国籍を取得できる申請者の類型を大統領令で規定できるようになった（02年法14条8項、29条）。

#### （ウ）その他の国籍取得事由

上記以外の国籍取得事由として、①国籍の再取得<sup>175</sup>、②国籍選択（оптация）がある（91年法21条、02年法17条）。②は、国境の変更により、ロシア領になった地域の住民が、国際条約に基づきロシア国籍の取得を選択する場合である。

### イ 国籍の喪失

#### （ア）国籍離脱

革命直後には、国籍離脱は認められていなかった。例外的に、18年（家族）法典103条は、国籍が異なる者の婚姻時に一方配偶者が自らの国籍を他方配偶者のものに変更することを認めており、この規定によってロシア国籍からの離脱が可能であった。

24年規程は、国籍離脱に関する一般的な規則を設けた。国籍離脱には、国の許可が必要とされる（31年規程まではソ連又は共和国の中央執行委員会、38年法以降はソ連最高会議幹部会）。78年法は、国籍離脱拒否事由を初めて規定した（78年法17条）<sup>176</sup>。90年法の定める離脱拒否事由（90年法21条）も78年法と同様だが、離脱の許可は、ソ連大統領又は共和国の最高会議幹部会若しくは最高役職者が与

<sup>173</sup> 02年国籍法は、2020年4月24日の法改正まで、14条1項4号において、他国の国籍離脱を当該国家の権限を有する機関に申立てることを帰化条件としていた。

<sup>174</sup> 02年法制定時には国内の国籍事務は内務省の所管であった。しかし、出入国管理行政が内務省から独立した連邦移民庁に委ねられたことより、2006年の国籍法改正で国籍事務は連邦移民庁(ФМС РФ)の所管となった。しかし、その後、同庁は廃止され、2018年の法改正によって、上記の事務は再び内務省の所掌するところとなった。

<sup>175</sup> 24年規程10条、30年規程・31年規程15条、78年法19条、90年法19条、91年法20条、02年法15条。

<sup>176</sup> 78年法の定める離脱拒否事由は、①国家に対する未履行の義務があること、②国家、協同組合、社会団体、市民に対する債務があること（扶養義務に関わる金銭債務など）、③被告人又は刑罰が未執行の既決囚、④国籍離脱が国家保安上の利益を損う者である。

えるものとされた。

91年法(23条)は、父母の一方、配偶者又は子が外国籍を有し、本人も当該国籍を取得し、離脱拒否事由<sup>177</sup>に該当しない者に対して、内務省又は外務省に登録することによる国籍離脱を認めるとともに(簡易手続)、それ以外の場合には大統領に国籍離脱を申請する旨を定めた(普通手続)。02年法(19条)は、①国内に居住する者は、大統領に国籍離脱を申請し(普通手続)、②外国に居住する者は在外公館において、③ロシア国民と外国人の子又は父母が外国人若しくは片親が外国人の子は、その父母又は片親が内務省において国籍離脱を申請するとした(簡易手続)。離脱拒否事由は、①国家に対する債務が未履行の場合、②被告人又は既決囚で刑罰が未執行のもの、③他国籍を保持していないか、保持する保証がない場合、である(02年法20条)。

#### (イ) 国籍剥奪

憲法6条3項は、国籍剥奪を禁止し、02年法も国籍剥奪規定を持たない。しかし、ロシア(ソ連)では、革命後長らく国籍剥奪が認められていた(法令②～⑥)。しかし、ペレストロイカ期には国籍剥奪及びその実務への批判が高まり、90年法は国籍の恣意的剥奪を禁止し(90年法前文、23条)、91年ソ連人権宣言とロシア人権宣言に至って、国籍剥奪そのものの禁止が宣言され、91年法は国籍剥奪規定を持たない初の国籍法となった。02年法も同様である。ただし、2017年改正により、国籍剥奪に類似する制度が22条に設けられた。同条によれば、帰化者がテロ犯罪を行った場合、帰化申請時に憲法遵守条件に関する虚偽報告を行ったものとみなされ、帰化決定が取り消される。

なお、91年法20条2項は、自由意思によらずに剥奪された国籍の回復(восстановление)に関する規定を置き、旧国籍法の下で国籍を剥奪された者に対し、登録手続による国籍再取得の途を開いた(旧国籍法施行規則9条)。同項は、現在もなお現行法として有効である。

#### (ウ) 国籍選択

国境の変更により、ロシア国民が、国際条約に基づき国籍を変更(ロシア国籍から離脱)する場合である(91年法22条1項3号、02年法21条)。

<sup>177</sup> 91年法によれば、①ロシアの自然人若しくは法人に対する債務がありながら、ロシアが司法共助に関する条約を締結していない国に居住しているか、あるいは移住しようとしている場合、②国家に対する(納税、兵役などの)義務が未履行の場合に、離脱申請は拒否され得る(23条2項)。また、③緊急の兵役又は代替役務の召集通知を受け、その期間が終了していない者、④被告人、既決囚で刑罰が未執行のものも、国籍離脱が認められない(23条3項)。



### ウ 父母の国籍の変更・養子縁組に伴う子の国籍の得喪

ロシア国民（ソ連国民）と外国人（又は無国籍者）の婚姻（又はその解消）は、両者の国籍を変更せず、一方配偶者が国籍を変更しても、他方配偶者にはその影響が及ばない<sup>178</sup>。これに対し、父母の国籍の変動や国籍が異なる者同士の養子縁組に際して、実子・養子は、それらの事由に基づきロシア国籍を取得（又は離脱）することができる。78年法以降の国籍法は、そうした国籍の得喪に独自の章を割り当てている<sup>179</sup>。

例えば、現行の02年法5章は、①父母双方又は片親のロシア国籍の得喪に伴う子の国籍の得喪（02年法24条）、②父母の一方のロシア国籍の得喪に伴う子の国籍の得喪（同25条）、③国籍が異なる者の間の養子縁組に伴う養子の国籍の得喪（同26条）、④成年被後見人及び未成年被後見人のロシア国籍の取得（同27条）について定めている。以下では、24条、25条、26条の一部について概観する。

父母の双方又は片親のロシア国籍取得に基づく子のロシア国籍の取得は（02年法24条1項）、父母共同（又は片親）の申請によって行われる<sup>180</sup>。申請方法は、父母（片親）の帰化申請書の所定の欄に子の情報を記載することである。子が14歳以上18歳未満の場合は、国籍取得に関する子の同意書の提出が求められるが（同9条2項）、これは任意の形式で良く、特定の様式は定められていない（国籍法施行規則5条）。

父母の双方が外国人であり、そのうち一方のロシア国籍取得に伴って子にロシア国籍を取得させる場合、子がロシアに居住するときは、ロシア国籍を取得した親がその旨を申請し、子がロシア国外に居住するときは、父母が共同で申請することで、子はロシア国籍を取得することができる（02年法25条1項及び2項）。申請は、父母の一方の帰化申請書の所定の欄に子の情報を記載することによって行われ、子が14歳以上18歳未満の場合は、任意の形式による子の同意書も提出しなければならない。

前述のとおり、24条1項、25条1項及び2項に基づき子にロシア国籍を取得させるためには、父母の双方又はその一方（あるいは片親）が帰化申請をする際に、その申請書の該当部分に必要な事項を記載しなければならない。帰化申請書には、①一般的なもの（普通帰化及び簡易帰化の申請書。様式は、国籍法施行規則付録1号に記載）と②簡易帰化を在外公館に申請する際の申請書（様式は、国籍法施行規則付録2号に記載）とがあり、いずれも申請者の情報の記載欄の直前に、子の情報を記載する欄が設けられている。子の国籍取得に関わる①と②の記載内容はほぼ同一であり、相違点は①に記載されている「国籍を再取得させる」（восстановить в

<sup>178</sup> 24年規程5条、30年規程・31年規程8条、38年法5条、78年法4条、90年法7条、91年法6条、02年法8条。

<sup>179</sup> 24年規程6条、30年規程・31年規程9条ないし11条、38年法6条、78年法4章、90年法4章、91年法4章、02年法5章。

<sup>180</sup> 第3部収録のロシア有識者の回答も参照。

гражданстве)という文言が②に欠けているだけであるため、以下では①の該当箇所のみを訳出する。

帰化申請書（国籍法施行規則付録1号）の該当部分

原文

Одновременно со мной прошу принять в гражданство (восстановить в гражданстве) Российской Федерации моих несовершеннолетних детей, подопечных (сын, дочь, фамилия, имя, отчество (при наличии), число, месяц, год и место рождения, гражданство) <sup>4</sup>	
Сведения о другом родителе указанных детей (фамилия, имя, отчество (при наличии), гражданство, место жительства)	

(中略)

<sup>4</sup> Если супруги одновременно обращаются по вопросу приобретения гражданства Российской Федерации, дети вписываются в заявление одного из родителей.

訳文

私と同時に私の未成年の子、被後見人にロシア連邦国籍を与える（国籍を再取得させる）よう求める（息子、娘、姓、名、父称（存在する場合）、生年月日及び出生地、国籍） <sup>4</sup>	
当該子の他方の親の情報（姓、名、父称（存在する場合）、国籍、住所地）	

(中略)

<sup>4</sup> 夫婦が同時にロシア連邦国籍の取得を申請する際は、子の情報は父母の一方の申請書に記載される。

帰化申請書の上記の記載事項は、これまで微妙に変化してはいるものの、基本的な内容は変わっていない。

02年法26条2項によれば、ロシア国民が養親となる場合、ロシア国民の夫婦の双方が養親となる場合、ロシア国民と無国籍者の夫婦の双方が養親となる場合、養子は、その住所地を問わずロシア国民である養親の申請に基づき養子縁組の日からロシア国籍を取得する<sup>181</sup>。この場合の申請書の様式は国籍法施行規則付録7号に規定されている。

02年法26条3項によれば、ロシア国民と外国人の夫婦が養親となる場合、養子は、その住所地を問わず養親の共同の申請に基づき「簡易手続」（02年法14条の簡易帰化手続）によりロシア国籍を取得することができる。養子の帰化申請書の様式は、国籍法施行規則付録3号に規定されている。また、02年法26条4項によれば、養子縁組の日から1年以内に26条3項に基づく養親の帰化申請書が提出されず、かつ養親子がロシアに居住する場合、子は養子縁組の日からロシア国籍を取得したものとみなされる。この場合、特別の手続は不要であり、養子は自動的にロシア国籍を取得する。

---

<sup>181</sup> 第3部収録のロシア有識者の回答も参照。

## (5) 国籍証明書

国籍法は、91年法以来、国籍証明書に関する定めを置いており、以下では、その変遷を確認する。

### ア 91年法における国籍証明書

91年法10条は、国籍証明書として、ロシア市民の（軍人）身分証とロシア国内パスポートを挙げる。国内パスポートとは、旅券のことではなく、帝政期から存在する国内における身分証明書である。しかし、91年法制定時には、ソ連国内パスポート<sup>182</sup>に代わるべきロシア国内パスポートはいまだ存在しなかった。そこで、91年法10条は、上記の文書が取得されるまでは、「出生証明書その他本人の国籍に関する記載のある書類」も国籍証明書になるとした。1992年4月10日付国籍法施行規則（2000年5月17日改正）<sup>183</sup>は、そのような証明書として以下の5つを挙げる。

①	ロシア国籍を証する記載のあるソ連国内パスポート
②	国籍臨時証明書が添付されたソ連国内パスポート
③	1992年2月6日にロシアを常居所とすることを確認する居住許可のスタンプのあるソ連国内パスポート
④	国籍臨時証明書が添付された出生証明書
⑤	国籍臨時証明書が添付された軍人身分証明書（軍隊手帳）

①、②、④、⑤は、いずれも内務省が発給し、その様式は1992年12月9日付ロシア連邦政府決定950号（以下、「92年決定」）が規定し<sup>184</sup>、発給事由や手続等は、92年決定に基づく1993年5月5日付内務省令210号が規定した<sup>185</sup>。①は、子が16歳に達した場合や国内パスポートを紛失した場合に新たに発行されたソ連国内パスポートを指し、そこに92年決定付録4号の定める国籍を証する文言が記載された。一方、②④⑤にみられる「国籍臨時証明書」は<sup>186</sup>、国内パスポート、出生証明書、軍人身分証明書に添付するために発給された国籍証明書であり、交付申請に基づいて発給

<sup>182</sup> 1974年8月28日付「ソ連におけるパスポート制度に関する」規程によれば、パスポートには、姓、名、父称、出生日、出生地、民族籍（父母の民族籍。父母の民族籍が異なる場合は、16歳で初めてパスポートが発給される際に、本人の希望でいずれかを選ぶ）が記載されるほか、身分行為（婚姻の成立及び解消）、兵役、居住登録（転入・転出）が記録される。一方、共和国籍は記載事項に含まれない。СП СССР. № 19. Ст. 109.

<sup>183</sup> Ведомости Съезда народных депутатов РФ и Верховного Совета РФ. 1992. № 17. Ст. 952.

<sup>184</sup> Собрание актов Президента и Правительства Российской Федерации. 1992. № 24. Ст. 2109. 同決定には以下の国籍臨時証明書の様式が定められている。ソ連国内パスポート（付録1号）、出生届（付録2号）、軍人身分証明書（付録3号）、新規に発行されるソ連国内パスポートに記載される文言（付録4号）。

<sup>185</sup> Бюллетен нормативных актов министерств и ведомств РФ. 1993. № 8. 同省令は、2003年4月18日付内務省令257号によって廃止されたが、その末尾に記載された国籍取得事由と国籍証明書に関する対照表（1994年6月30日、2001年3月2日に改正）は、90年代における国籍の証明方法を理解する上で有益である。

<sup>186</sup> 正式には、「ロシア連邦国籍に属することを証明する挿入紙」（92年規程）ないしは「ロシア連邦国籍の存在を証明する挿入紙」（02年規程）という。

された。なお、出生証明書に添付される国籍臨時証明書は 2007 年に発給を終了し、それ以後は国籍に関する証明事項が出生証明書に直接記載される（スタンプが付される）ようになった（後述の⑩）。

### イ 現在有効な国籍証明書

02 年法下で現在有効な国籍証明書は、以下の文書である<sup>187</sup>。

⑥	ロシア国内パスポート
⑦	旅券、外交旅券、公用旅券
⑧	国籍臨時証明書が添付された軍人身分証明書（軍隊手帳） <sup>188</sup>
⑨	父母、その一方又は片親のロシア国籍に関する情報が記載された出生証明書
⑩	権限を有する機関の役職者によって記入されたロシア国籍を証する記載のある出生証明書（通称「スタンプ」のある証明書）

文書⑥は、14 歳以上のロシア国民の国内における身分証明書であり、詳細は後述する。⑦は、いずれも国外渡航用の旅券である。

14 歳未満の子の国籍を国内で証明する基本文書は、出生証明書であり、⑨は、血統主義により国籍を取得した子（ロシア国民と外国人の子として外国で生まれ、無国籍になる場合を除く。）及び養子縁組により国籍を取得した子（の一部）の、⑩は、後発的国籍取得など⑨の対象外の事由により国籍を取得した子の国籍の存在を証明する<sup>189</sup>。

⑥⑦は、所持者の子に関する情報が記載され、権限を有する機関の役職者の署名及び公印によって認証された場合には、子の国籍証明書となる（国籍法施行規則 45 条の 2）。更に、所定の手続で発行され、現在も有効な国籍臨時証明書が添付された出生証明書は、⑨⑩と同じ場合に国籍証明書となる（同 45 条の 1）<sup>190</sup>。

文書⑧は、前述の文書⑤と同一のものである。

<sup>187</sup> 02 年法 10 条及び 2002 年 11 月 14 日付国籍法施行規則 45 条（2006 年 11 月 3 日改正）C3 PΦ. 2002. № 46. Cr. 4571. 02 年法 10 条は、国籍証明書として、ロシア国内パスポート及び本人の国籍に関する記載のあるその他の文書を挙げ、現行の国籍法施行規則 45 条はそれらに該当するものとして本稿記載の諸文書を挙げる。

<sup>188</sup> 軍人身分証明書は職業軍人の、軍隊手帳は徴兵された兵士の身分証明書である。ソ連では、軍人身分証明書は国内パスポートの代わりに発給されたが、現在では軍人も国内パスポートを所持している。

<sup>189</sup> ⑩の様式は、当初は 2008 年 3 月 19 日付連邦移民庁令 64 号（付録 8 号）によって、現在は 2019 年 9 月 16 日付内務省令 623 号（付録 9 号）によって定められている。

<sup>190</sup> 2006 年 11 月 3 日に国籍法施行規則が改正され、その施行日（2007 年 2 月 6 日）をもって出生証明書に添付される国籍臨時証明書の交付は終了した。それ以後は、出生証明書に国籍取得に関する情報が直接記載される。

## ウ 国内パスポート

ここでは、ロシアにおいて最も一般的な国籍証明書である国内パスポートについて特に取り上げる。ロシア国内パスポート（文書⑥）は、「ロシア国内におけるロシア国民の身元を確認する基本文書」、すなわち、国内の身分証明書である（「ロシア連邦市民パスポートに関する」規程<sup>191</sup>）。国内パスポートは、ロシアに住む14歳以上の全てのロシア国民に発給され（1997年国内パスポート規程1条）、20歳及び45歳の時に更新される（同7条）。現在の必要記載事項は、姓、名、父称、性別、出生日、出生地、住所、兵役であり、本人の希望により、身分事項（婚姻の成立及び解消、子）なども記載することができる（同4条、5条）。

社会主義期は、前述のようにソ連国内パスポートが存在していた。ソ連国内パスポートは、身分関係を記録し、居住登録を通じて住民の移動を管理する手段であり、1974年以降に農村に居住する住民にも交付されるようになったことで、全国民の身分証明書となった。前述のとおり、ソ連崩壊後も、1997年にロシア国内パスポートができるまで身分証明書として用いられ、国籍臨時証明書が添付されているか、あるいは国籍を証する記載がある場合には、国籍証明書の役割も果たした。1997年10月以降、ソ連国内パスポートは、ロシア国内パスポートに切り替わっていった<sup>192</sup>。

国内パスポートが全国民の身分証明書となった1974年以降、国内パスポートの様式を定める法令として、以下の二つがある。

①	「ソ連におけるパスポート制度に関する規程」（1974年8月28日ソ連閣僚会議決定677号により制定） <sup>193</sup>
②	「ロシア連邦市民パスポートの用紙に関する様式」（1997年7月8日付ロシア連邦政府決定828号により制定） <sup>194</sup>

<sup>191</sup> СЗ РФ. 1997. № 28. Ст. 3444. 同規程は、1997年7月8日付ロシア連邦政府決定828号によって定められた。2023年2月10日現在で最終改正は2021年7月15日である。

<sup>192</sup> 1974年ソ連パスポート規程によれば、国内パスポートは、ソ連国民が16歳になると発給され、その後は本人が25歳と45歳になった際に写真を貼り替えなければならず、写真が交換されないパスポートは無効となる。1997年以降、45歳になった者のソ連国内パスポートの写真の貼替えが拒否され、ロシア国内パスポートへの交換が進んだ。一方で、1974年パスポート規程は、国内パスポートの有効期限を定めておらず、上記の理由などによってロシア国内パスポートに交換されない限りは、無効とならない。したがって、ロシアには現在でも有効なソ連国内パスポートを保持する者が存在する。

<sup>193</sup> СП СССР. 1974. № 19. Ст. 109.

<sup>194</sup> СЗ РФ. 1998. № 28. Ст. 3444.

## 第4章 ソ連及びロシアにおける身分関係法制の変遷

### 1 ソ連及びロシアにおける身分法制の変遷

まず以下の表に、調査開始時に把握していた件名を挙げ、本文には調査結果として件名和訳、ロシア語表記、解説を挙げた。なお、調査の結果、下記表と本文とで情報が大きく異なる場合がある。

(1) 家族法関連	
ア	民事婚、子及び身分事項登録簿の実施に関する布告（1917年12月18日制定）
イ	身分事項・婚姻法・家族法及び後見に関する法典（1918年10月22日制定）
ウ	婚姻、家族及び後見に関する法典（1926年）
エ	ソ連邦最高会議幹部会令（1944年7月8日制定）
オ	ソ連邦最高会議幹部会令（1945年5月14日制定）
カ	結婚と家族に関するソ連と連邦構成共和国の基本法（1968年10月1日施行） <sup>195</sup>
キ	ロシア婚姻・家族法典（1969年7月30日制定） <sup>196</sup>
ク	ロシア連邦家族法典（1996年3月1日施行） <sup>197</sup>
ケ	改正ロシア連邦家族法典（2008年6月30日改正）
(2) 市民権・国籍法関連	
コ	ソ連法律（1921年12月15日制定）
サ	ソビエト市民権に関する法律（1924年10月29日法律第202号）
シ	ソビエト連邦国籍法（1931年4月22日）
ス	ソビエト連邦市民権法（1938年8月19日法律第198号）
セ	ソビエト連邦国籍に関する法律（1978年12月1日）
ソ	ロシア連邦旧国籍法（1991年11月28日制定、1993年6月17日改正）
タ	ロシア連邦国籍法（2002年法律第62号、2014年4月20日改正）

<sup>195</sup> 邦訳として、宮崎昇訳「ソ連邦および加盟共和国婚姻および家族についての立法の基礎」法務資料413号（1970年）がある。

<sup>196</sup> 邦訳として、宮崎昇訳「ロシア共和国婚姻家族法典」法務資料413号（1970年）がある。

<sup>197</sup> 邦訳として、森下敏男訳「邦訳：ロシア連邦新家族法典（一九九五年）」神戸法学雑誌46巻2号（1996年）、原隆訳「ロシア連邦家族法典（邦訳）全（退職記念号）」札幌法学9巻2号（1998年）がある。

## (1) 家族法関連

### ア 民事婚、子及び身分関係登録簿の管理に関する布告（1917年12月18日制定）

**Декрет ВЦИК, СНК РСФСР от 18 декабря 1917 г. “О гражданскомъ браке, о детяхъ и о веденіи книгъ актовъ состоянія”<sup>198</sup>**

1917年の十月革命後、全ロシア中央執行委員会及びロシア共和国人民委員会議が発布した布告である。ロシア帝政期の教会婚と決別するため、身分登録機関に登録された婚姻（民事婚）にのみ法的効力を認めた（1条）。婚姻障害事由は、不適齡婚、近親婚、重婚及び精神疾患患者との婚姻（2条）であり、婚姻が自発的な意思によることが求められた（3条）。嫡出子及び非嫡出子の同権が定められ、非嫡出子の父を確定するための手続も導入された（10条）<sup>199</sup>。なお、本布告の翌日に定められた離婚に関する布告も、帝政ロシア期の不自由な離婚制度から脱却し、協議離婚を認めるという点で、本布告とならんで画期的なものだった<sup>200</sup>。

本法は、後項ウ。「婚姻、家族及び後見に関する法典（1926年）」の施行に伴い、全ロシア中央執行委員会及びロシア共和国人民委員会議決定（1927年3月7日付）により失効した<sup>201</sup>。

### イ 身分関係、婚姻法、家族法及び後見法に関する法典（1918年9月16日制定）

**Кодекс законов об актахъ гражданского состоянія, брачном, семейном и опекунском правѣ от 16 сентября 1918 г.<sup>202</sup>**

ソ連及びロシアにおける家族法分野の最初の法典である。本法は、第1編「身分関係」（1章から3章）、第2編「婚姻法」（4章から8章）、第3編「家族法」（9章から13章）、第4編「後見法」（14章から17章）の計246条、及び精神疾患の検査に関する附則により構成される。

本法により帝政期に設けられていた婚姻に関する制限が廃止され、家族生活における夫婦の同権が定められた<sup>203</sup>。また、非嫡出子の父子関係確定に関する手続を、前項ア。「民事婚、子及び身分関係登録簿の管理に関する布告」よりも簡素化した。具体的には、未婚の妊婦は出産の3か月前に身分登録機関に胎児の父について届け出、その者が登録機関より通知を受けてから一定期間内に裁判所に提訴しない限り父子関係が確定した（3編1章）<sup>204</sup>。また、養子縁組が年少労働の搾取に利用され

<sup>198</sup> СУ РСФСР. 1917. № 11. Ст. 160.

<sup>199</sup> 河本和子「第二次世界大戦中のソ連における結婚と離婚 社会主義による自由および道徳」立教法学 106号（2022年）を参照。

<sup>200</sup> 稲子宣子「家族法の改革」藤田勇編『体制転換期のロシアの法改革』（法律文化社、1998年）263-288頁を参照。

<sup>201</sup> СУ РСФСР. 1927. № 25. Ст. 164.

<sup>202</sup> СУ РСФСР. 1918. № 76-77. Ст. 818.

<sup>203</sup> 佐藤・前掲注（57）1-8頁を参照。

<sup>204</sup> 稲子・前掲注（200）を参照。



ることへの懸念から、養子制度が廃止された（183条）<sup>205</sup>。

本法は後項ウ。「婚姻、家族及び後見に関する法典（1926年）」の施行に伴い、全ロシア中央執行委員会及びロシア共和国人民委員会議決定（1927年3月7日付）により失効した<sup>206</sup>。

#### ウ 婚姻、家族及び後見に関する法典（1926年11月19日制定）

**Кодекс законов о браке, семье и опеке (утв. постановлением ВЦИК РСФСР от 19 ноября 1926 г.)**<sup>207</sup>

前項イ。「身分関係、婚姻法、家族法及び後見法に関する法典（1918年）」に続く、家族法分野の第2の法典である。本法は、第1編「婚姻について」（1章から4章）、第2編「子、両親、及び他の血族との相互関係について」（5章から7章）、第3編「後見及び保佐について」（8章から11章）、第4編「身分関係の登録」（12章及び13章）の計143条により構成される。

本法においては、ソ連初期に見られた「家族消滅論<sup>208</sup>」を背景に、事実婚主義（12条）や片方の配偶者の意思による一方的な離婚の成立（18条）、母の届出のみによる父子関係の確定（2編1章）といった急進的な制度が採用された。また、革命後の動乱で大量に生じた孤児や浮浪児を事実上の養子として育てる家庭が増大し、こうした事実上の養子縁組を公認する必要が生じたため、1926年3月の法改正により前項イに養子縁組に関する条文が挿入された。しかし、それから1年を待たずして前項イは失効したことから、その内容を受け継いだ本法が養子制度を復活させた法典として紹介されることもある（2編3章）<sup>209</sup>。

本法は、1970年1月16日付のロシア共和国最高会議幹部会令により失効<sup>210</sup>した。

<sup>205</sup> 同上を参照。

<sup>206</sup> СУ РСФСР. 1927. № 25. Ст. 164.

<sup>207</sup> СУ РСФСР. 1926. № 82. Ст. 612.

<sup>208</sup> 森下敏男「初期ソビエトにおける家族消滅論と自由恋愛論」ソ連・東欧学会年報10号（1981年）を参照。

<sup>209</sup> 稲子・前掲注（200）を参照。

<sup>210</sup> Ведомости Верховного Совета РСФСР. 1970. № 4. Ст. 49.

エ 「妊婦並びに多子及び独身の母に対する国家援助の拡大、母性及び児童の保護の強化並びに『母親英雄』称号、『名誉母親勲章』及び『母親功労賞』の創設に関する」ソ連最高会議幹部会令（1944年7月8日制定）

**Указ Президиума Верховного Совета СССР от 8 июля 1944 г. “Об увеличении государственной помощи беременным женщинам, многодетным и одиноким матерям, усилении охраны материнства и детства, об установлении высшей степени отличия - звания “Мать-героиня” и учреждении ордена “Материнская слава” и медали “Медаль материнства”**<sup>211</sup>

本法は、膨大な戦死者数がソ連の人口動態に深刻な影響を与える中、人口喪失の危機を回避するために制定された。冒頭には、戦時中及び戦後に多くの家庭が直面する困窮に対応すべく、「妊婦、多子母<sup>212</sup>、独身の母に対する国家援助を拡大するとともに、多子を奨励し、母性及び児童の保護を強化する」ことが目的として掲げられている。

家族法の観点からは、①事実婚を廃止し、登録された婚姻のみが法的効力を有するという法律婚主義への回帰（19条）が見られ、②裁判所による厳格な離婚手続の導入（22～27条）によって離婚へのハードルが高まり、③非嫡出子の父子関係確認制度が廃止（20～21条）され、非嫡出子のカテゴリーが復活したことが特徴である。これらの改正は、革命直後に急速に改革された婚姻制度が、30年代以降の自由規制の強化の中で大きく反動化したことを示している<sup>213</sup>。加えて、戦場に赴く将兵が妻に対して抱く不安に対処するために離婚法を厳格化し、嫡出か否かを問わず一人でも多くの子を生まれようとした点に着目すれば、国家の人口政策的意図に基づく戦時立法の性格を帯びていたとも言える<sup>214</sup>。

本法の直近の改正は1995年8月24日であり、現在も多子母及び独身の母に国家的扶助を提供し、妊婦への特典並びに母性及び児童の保護を強化するための法として効力を有している。

<sup>211</sup> Ведомости Верховного Совета СССР. 1944. № 37.

<sup>212</sup> この幹部会令で国家扶助の対象となる「多子母」とは、第三子以降を出産した母である（1944年7月8日付ソ連最高会議幹部会令1条）。

<sup>213</sup> 河本・前掲注（199）を参照。

<sup>214</sup> 稲子・前掲注（200）を参照。

オ 法定相続人及び指定相続人に関するソ連最高会議幹部会令（1945年3月14日制定）

**Указ Президиума Верховного Совета СССР от 14 марта 1945 г. “О наследниках по закону и по завещанию”**

本法は、戦死者の増大に伴い、相続権の制限を緩和する政策の一環として制定された。法定相続人及び遺言に基づく相続人について規定した本法において、兄弟姉妹間の法定相続が初めて認められた。

本法は、1964年8月21日付のソ連最高会議幹部会令により失効した<sup>215</sup>。

カ ソ連及び連邦構成共和国の婚姻及び家族に関する立法の基本原則（1968年6月27日制定）

**Закон СССР от 27 июня 1968 г. “Об утверждении Основ законодательства СССР и союзных республик о браке и семье”**

本法は、ソ連最高会議が1968年6月27日に制定し、同年10月1日より施行した新たな婚姻・家族基本法であり、連邦構成共和国の家族法の基礎となった。

婚姻の手続は、当事者が身分登録機関に申請書を提出してから1か月の期間を経過した後に行われるようになった（9条）。その目的は、知り合ってからすぐに結婚した夫婦の離婚率が高いという社会問題に鑑み、一定の熟慮期間を設ける点にある。また、条件付きの協議離婚が復活した（14条）点も注目に値する。更に、非嫡出子の父を確定する手続も復活し（16条）<sup>216</sup>、外国人による養子縁組も認められた（34条）。

本法に基づき、後項キ.「ロシア共和国・婚姻及び家族に関する法典」が翌69年に制定された。

本法は、後項ク.「ロシア連邦家族法典（1995年12月29日制定）」により失効した。

キ ロシア共和国・婚姻及び家族に関する法典（1969年7月30日制定）

**Кодекс о браке и семье РСФСР от 30 июля 1969 г. (КоБС РСФСР)**

本法は、前項カ.「ソ連及び連邦構成共和国の婚姻及び家族に関する立法の基本原則」に基づき制定された、ソ連及びロシアにおける第3の家族法典である。本法は、前文、第1編「総則」（1章及び2章）、第2編「婚姻」（3章から6章）、第3編「家族」（7章から13章）、第4編「身分関係」（14章及び15章）、第5編「婚姻及び家族に関するソビエト立法の外国人及び無国籍者への適用並びに国際条約及び協定を締結した外国の婚姻及び家族に関する法律の適用」（章立てなし、7か条）の計166条により構成される。

本法は、裁判手続による父子関係の確認を認めた（48条）ほか、身分登録機関に

<sup>215</sup> Ведомости Верховного Совета СССР. 1964. № 34. Ст. 401.

<sup>216</sup> 稲子・前掲注（200）を参照。

における協議離婚を可能とする（38条）<sup>217</sup>など、従来のイデオロギー色が濃厚な家族法に修正を加えた。これにより、ソ連及びロシアの家族法制が西欧諸国のものと概ね共通の基盤に立ったとみなされた。

後項ク。「ロシア連邦家族法典」が1996年3月1日に施行されたことに伴い、同日付で第4編以外は失効した。第4編も、翌97年11月15日付の連邦法律143号により失効した。

#### ク ロシア連邦家族法典（1995年12月29日制定）

##### **Семейный кодекс Российской Федерации от 29 декабря 1995 г. № 223-ФЗ**

ソ連からの体制転換後に制定された、ロシアにおける第4の家族法典である。本法は、前項キ。「ロシア共和国・婚姻及び家族に関する法典」（69年）の主な内容を継承した現行法である。

家族法は、「社会全体の発展により条件づけられる絶え間ない進化の途上にあり」<sup>218</sup>、実際にこれまで計50度の改正を経ている。直近では2022年12月19日に改正された。

#### ケ 「ロシア連邦家族法典115条の改正に関する」連邦法律（2008年6月30日制定）

##### **Федеральный закон от 30 июня 2008 г. № 106-ФЗ “О внесении изменения в статью 115 Семейного кодекса Российской Федерации”**

上述のように、前項ク。「ロシア連邦家族法典」は1996年に施行されて以降現在に至るまで50度の改正を経験している。本改正は、その中の軽微な改正の一つであり、前項ク。「ロシア連邦家族法典」115条の規定を一部変更するものである。

<sup>217</sup> 佐藤・前掲注（57）を参照。

<sup>218</sup> Ковалева Ю. В. Кодифицированное регулирование семейных правоотношений// Российский судья. № 12. 2008. С. 14.

## (2) 市民権・国籍法関連

### コ 特定のカテゴリーに属する海外在留者の市民権<sup>219</sup>喪失に関する布告（1921年12月21日制定）

**Декрет ВЦИК, СНК РСФСР от 15 декабря 1921 г. “О лишении прав гражданства некоторых категорий лиц, находящихся за границей”**

全ロシア中央執行委員会及びロシア共和国人民委員会が1921年12月21日に発布した布告である。本法によれば、国外に5年を超えて居住し特定の条件を満たさない者、1917年十月革命後に国外に逃れた者、ソビエト政権に敵対する軍などの反革命組織で自発的に従軍していた者などは市民権を喪失する。

### サ 連邦国籍に関する規程（1924年10月29日制定）

**Положение о Союзном Гражданстве от 29 октября 1924 г.**

1924年10月29日、ソ連中央執行委員会により制定された規程である。本法は、同年1月に制定された1924年基本法（憲法）における「単一連邦国籍」<sup>220</sup>について規定している。出生による国籍取得、一般的な帰化手続のほか、移住国からの帰還者や国籍喪失者などに対する取扱い（8条、10条）についても規定する。加えて、労働者階級に属する在留外国人はソ連国民と同様の政治的権利を享有し（2条）、ソ連領内の者は外国籍を証明しない限りはソ連国民とみなす（3条）といった画期的な規定が含まれていた。

本法は、1930年6月13日に制定された「ソ連国籍に関する規程<sup>221</sup>」に伴い、同日に廃止された。

### シ ソ連国籍に関する規程（1931年4月22日制定）

**Положение о Гражданстве СССР от 22 апреля 1931 г.**

1931年4月22日、ソ連中央執行委員会及びソ連人民委員会によって制定された規程である。子の国籍や外国人の国籍取得、喪失した国籍の回復などについて、従来の規程を具体化しその詳細を規定している。国籍離脱の許可及び国籍剥奪の決定は、ソ連又は連邦構成共和国の中央執行委員会幹部会がこれを行う（14条、17条）。

本法は、後項ス、『ソ連国籍に関する』ソ連法律が最高会議において採択されたことに伴い、1939年6月2日付のソ連最高会議幹部会令により失効した。

<sup>219</sup> 「国籍」を指す用語として定着しているロシア語の гражданство は、元は英語の citizenship（市民権）に対応する語であった。これには、ソビエト形成当時の市民がプロレタリア政権の「半国家」の下、いざれば死滅すべき国家の成員として「市民権」を有するものとされ、国際法上での「国籍」を認められていたという歴史的背景が関連している。だがその後の社会・共産主義路線の展開とともに гражданство はソビエト法においても実体的に「国籍」を指すようになった。こうした事情に鑑み、本節においても гражданство を「国籍」と訳出している。小森田・前掲注（7）、283頁を参照。

<sup>220</sup> 同上。

<sup>221</sup> СЗ СССР. 1930. № 34. Ст. 366.

ス 「ソ連国籍に関する」ソ連法律（1938年8月19日制定）

**Закон СССР от 19 августа 1938 г. “О гражданстве Союза Советских Социалистических Республик”**

外国人の国籍取得、国籍離脱、身分行為に伴う国籍の扱い、父母の国籍の変動に伴う子の国籍の得喪、無国籍者の定義などについて簡潔に規定した法律である。

本法に基づき、最高会議幹部会に国籍離脱に関する許可権限が与えられた（4条）。また、同幹部会令又は裁判所の判決による国籍剥奪（7条）の仕組みが設けられた<sup>222</sup>。

本法は、1979年7月1日に後項セ.「『ソ連国籍に関する』ソ連法律」が施行されたことに伴い失効した。

セ 「ソ連国籍に関する」ソ連法律（1978年12月1日制定）

**Закон СССР от 01 декабря 1978 г. “О гражданстве СССР”**

ソ連最高会議の1978年12月1日付決議に基づき、翌79年7月1日より施行された法律である。ソビエト国籍法制の社会主義的近代化を図ったとされる新国籍法だが、国籍喪失原因、離脱、剥奪（16条から18条）について詳細に規定するなど、旧国籍法制からの権力抑圧的な特質を依然として維持していた。

本法は、1991年1月1日に新たな「ソ連国籍法」が施行されたことに伴い、同日に失効した。

ソ 「『ロシア共和国国籍に関する』ロシア共和国法律の改正及び追加に関する」ロシア連邦法律（1993年6月17日制定）（ロシア連邦旧国籍法）

**Закон РФ от 17 июня 1993 г. № 5206-I “О внесении изменений и дополнений в Закон РСФСР “О гражданстве РСФСР”**

1991年11月28日に制定され、翌92年2月6日に公布・施行<sup>223</sup>された「ロシア共和国国籍に関する」ロシア共和国法律の改正法<sup>224</sup>である。本法は、ソ連解体後の国号変更に伴い、ロシアの国名を「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国」から「ロシア連邦」に書き換えるとともに、登録手続による国籍取得や国籍の再取得に関する手続の一部を改正した。例えば、本法に先立ち、80年代末より国籍を剥奪された者の権利回復（申請に基づく国籍の回復）が進められ、1991年制定時の旧国籍法22条2項は「失効した1967年2月17日付ソ連最高会議幹部会令818号その他のソ連最高会議幹部会令により自由な意思表示なく国籍を剥奪された者」の国籍の回復（再取得）について規定した。その後、92年4月の憲法改正により、「何人も国籍の取得及び離脱に対する権利を有する」（36条）ことが明文化され<sup>225</sup>、1993年のこの法改正

<sup>222</sup> 小森田・前掲注（7）284頁。

<sup>223</sup> Ведомости Съезда народных депутатов РФ и Верховного Совета РФ. 1992. № 6. Ст. 243.

<sup>224</sup> Ведомости Съезда народных депутатов РФ и Верховного Совета РФ. 1993. № 29. Ст. 1112.

<sup>225</sup> СЗ РФ. 2002. № 22. Ст. 2031.

によって22条2項の対象は、「国籍を剥奪され、又はその自由な意思表示によらずに喪失した元ロシア国民」というより一般的な表現に改められた。

タ 「ロシア連邦国籍に関する」連邦法律（2002年5月31日制定、2014年4月20日改正）（ロシア連邦新国籍法）

**Федеральный закон от 31 мая 2002 г. № 62-ФЗ “О гражданстве Российской Федерации”**

- 「ロシア連邦国籍に関する」連邦法律及び他のロシア連邦法令の改正及び追加に関する連邦法律71号（2014年4月20日制定）

- 「ロシア連邦国籍に関する」連邦法律の改正及び追加に関する連邦法律72号（2014年4月20日制定）

- **Федеральный закон от 20 апреля 2014 г. № 71-ФЗ “О внесении изменений в Федеральный закон “О гражданстве Российской Федерации” и отдельные законодательные акты Российской Федерации”**

- **Федеральный закон от 20 апреля 2014 г. № 72-ФЗ “О внесении изменений в статьи 14 и 27 Федерального закона “О гражданстве Российской Федерации”**

2002年5月31日、ロシア連邦旧国籍法を全面改正し、現行法であるロシア連邦新国籍法が制定された。その後、同法は現在に至るまで30回以上改正されている。本項で示した改正法は、その一つである。同日付の改正法は2件あり、それぞれに連邦法律71号、同72号と番号が付されている。71号は、簡易国籍取得（帰化）手続などの対象となる、ロシア語話者と認められる外国人及び無国籍者について、72号は、後見又は保佐の対象となる子や行為無能力者についてそれぞれ詳細に規定した。

直近の改正は、2022年9月24日になされた。右改正によれば、ロシア軍などの軍組織と1年以上の従軍契約を結んだ外国人は、一定のロシア国内居住期間及び居住許可証の提示がなくともロシア国籍の取得申請が可能となる。

## 第3部 専門家への聴取結果

### 1 聴取日時

報告書作成にあたって留意すべき事項及び本報告書の作成の過程で生じた不明点について、報告書執筆者より聴取先に事前に質問を送り、2023年2月7日及び8日に書面で回答を得た。

### 2 聴取先

ロシア国内の大学教員（家族法）に実情を聴取した。

### 3 内容

まず、ロシア家族法の歴史的沿革について話をうかがった。回答者からは、革命前後での家族法の転換に係わって、嫡出子と非嫡出子の地位に関する次のような指摘があった。すなわち、帝政ロシアにおいては、ロシア帝国法律集成第10巻第1部「家族の権利義務について」に準正(легитимация)が規定されており、非嫡出子はおっばら子の父の意思に基づき行政手続によって嫡出子となったが、1917年12月18日の布告以後は、新しい制度である「父子関係の確認」(установление отцовство)へと変わった(本報告書の第2部では、この概念は原則として「認知」と訳した)。また、現行の家族法典では、「子の出生関係の確認」(установление происхождения ребенка)という用語も用いられるとのことであった。17年布告は、第2部第3章記載のとおり、嫡出子と非嫡出子の平等を宣言したが、上記の回答からは、それに伴って準正制度もその意義を失い、廃止されたことが確認できる。

また、1944年のソ連最高会議幹部会令によりソビエト家族法は、重大な転換を遂げた。同法により、事実婚主義、協議離婚、認知制度がいずれも廃止される一方、多産の母が顕彰されるようになった。このように家族法に一大転換をもたらした幹部会令の背景については、独ソ戦終了後を展望して出生率の向上をはかった「純人口統計学的」な立法であるとの評価が示された。

1995年に現行の家族法典が制定されて以後、同法典の改正数は2023年2月8日現在で50回を数える。しかし、回答者によれば、改正が必要な条文は少なくないものの、これまで家族法典における重大な改正はなく、立法府の怠慢はロシア連邦最高裁判所の総会決定によって補われているとのことであった。

また、ロシア家族法の歴史の中で、同姓婚が認められたことがあるかを確認したところ、認められたことはないとの回答があった。すなわち、社会主義期の諸法典には、異性婚を義務付ける定めが存在しないが、それは同性婚が許可されていたからではなく、同性婚があり得ることに誰も思い至らなかったからである。1993年から1994年に現行の家族法典の法案が起草された際には、すでに状況が変わっており、立法者は、



婚姻が男性と女性の間で成立することについて断り書きをする必要があると考えたとのことであった（家族法典1条3項、12条1項、2020年改正憲法72条）。

続いて、現行の身分関係法制における個々の制度に関する質問を行った。まず、家族法典48条2項における嫡出推定について質問した。同項によれば、ロシアは、懐胎主義を採るわが国と異なり、出生主義を採るとともに、離婚、婚姻の無効確認、夫の死亡から300日以内に母から出生した子にも嫡出推定が及ぶとする。ロシアには、再婚禁止期間が存在しないため、我が国よりも容易に嫡出推定が競合し得るが、回答者によれば、かかる場合には、子の出生（登録）時に母の夫であった者が優先される一方で、元夫は現在の夫の父子関係不存在確認を請求することができるとのことであった。

父子関係が確認されている子の出生証明書と、父子関係が確認されていない子の出生証明書の見分け方について確認したところ、両者は完全に同じものであり、区別することはできない、出生証明書が家族法典51条3項に基づくものであることは、「身分関係統一国家登録簿」（ЕГР ЗАГС）又は、届出人が身分登録機関に出頭して出生登録がなされた場合には出生登録簿からのみ知ることができるとの回答があった。回答者によれば、身分関係法22条に基づき父の情報を登録する根拠となった文書に関する情報が出生登録簿に記載されることになっており、家族法典51条3項に基づく登録の場合にも、その情報は出生登録簿、身分関係統一国家登録簿に記録される。ただし、身分関係法6条8項により、この情報は公開されないとのことであった。

家族法と国籍法の関係では、現行の国籍法12条1項などに規定され、本報告書で「片親」と訳されている *единственный родитель* の意味について確認的に質問をした。これに対し、同概念は「父子関係が確認されていない非嫡出子」の母を想定したものであるとの回答があった。また、回答者からは、あわせて、母が親権を剥奪された場合、行為無能力者とされた場合、死亡した場合、所在が知れない場合などの父も、「片親」に該当するとの解釈が示された。

父母の双方又は片親のロシア国籍の取得に伴う子の国籍の取得について定める現行国籍法24条1項について、父母（片親）が子の国籍取得を申請しないという選択が法的に可能かどうかについて質問した<sup>226</sup>。これに対し、自動的に国籍の変更は生じず、申請をする必要があることから、国籍取得を申請しないことは理論的には可能であるとの回答があった。

現行国籍法26条2項は、ロシア国民が養親となる場合、ロシア国民の夫婦双方が養親となる場合、ロシア国民と無国籍者の夫婦の双方が養親となる場合に、養子は養親

<sup>226</sup> 日本の国籍法は、重国籍の発生防止を目的として、自己の志望によって外国籍を取得した場合（子の場合は法定代理人の志望により当該子に外国籍を取得させた場合）、外国籍を取得した者は、自動的に日本国籍を喪失すると定める（11条1項）。本件の場合、子が申請をせずに自動的にロシア国籍を取得したのか、それとも自己（法定代理人）の意思で申請書を提出してロシア国籍を取得したのかによって、日本の国籍法11条1項の適用の有無が左右されることから、上記の質問を行った。

の申請に基づきロシア国籍を取得するとされる。同条についても、養親が申請をしないことが可能かどうか尋ねたが、回答者からは、そのような選択をした場合、家族法典 141 条 2 項<sup>227</sup>の定める養子縁組取消事由に該当するおそれがあるため、そのようなリスクを冒すべきではないとの回答があった。別言すれば、養子にロシア国籍を取得させることが、ロシア国民が外国人を養子にするための事実上の条件になっているということであろう。

国際私法に関しても確認的に質問を行った。ミンスク条約の日本人への適用可能性について確認したところ、回答者からは、同条約 1 条はこの条約が「締約国の領域に居住する者」に及ぶと規定されているとの回答があった。

---

<sup>227</sup> 同項は、「裁判所は、子の利益に従い、子の意見を考慮し、その他の事由に基づき養子縁組を取り消すことができる」と定める。

## 第4部 資料編

種類	和訳及び原語表記	根拠法	補足
(1) 婚姻証明書	婚姻証明書 Свидетельство о заключении брака	身分関係法 30条	様式の出典：2018年8月13日付ロシア連邦司法省令167号付録1号
(2) 離婚証明書	離婚証明書 Свидетельство о расторжении брака	身分関係法 38条	様式の出典：2018年8月13日付ロシア連邦司法省令167号付録1号
(3) 親子関係を証明する文書	出生証明書 Свидетельство о рождении	身分関係法 23条	実親子関係証明書であり、14歳未満のロシア国民の身分証明書でもある。 様式の出典：2018年8月13日付ロシア連邦司法省令167号付録1号
(4) 親子関係を証明する文書	出生診断書 Медицинское свидетельство о рождении	家族法典 48条	医療機関において母から子が出生したことを確認する文書。 様式の出典：2021年10月13日付ロシア連邦保健省令987n号付録1号
(5) 親子関係を証明する文書	認知証明書 Свидетельство об установлении отцовства	身分関係法 56条	様式の出典：2018年8月13日付ロシア連邦司法省令167号付録1号
(6) 養子縁組証明書	養子（養女）縁組証明書 Свидетельство об усыновлении (удочерении)	身分関係法 43条	様式の出典：2018年8月13日付ロシア連邦司法省令167号付録1号
(7) 法定代理権を証する証明書	後見人・保佐人選任決定書 Акт о назначении опекуна или попечителя	後見・保佐法6条	子の法定代理権を証する証明書（父母以外）。国内統一の様式はなく、連邦構成主体の法令が規制する。
(8) 国籍証明書	ロシア国内パスポート Паспорт гражданина РФ	国籍法施行規則45条	根拠法・様式の出典：1997年7月8日付ロシア連邦政府決定828号
(9) 国籍証明書	旅券 Заграничный паспорт	国籍法施行規則45条	根拠法：2005年10月19日付ロシア連邦大統領令1222号 様式の出典：2005年11月18日付ロシア連邦政府決定687号
(10) 身分登録法制に関する証明書	氏名変更証明書 Свидетельство о перемене имени	身分関係法 62条	様式の出典：2018年8月13日付ロシア連邦司法省令167号付録1号
(11) 身分登録法制に関する証明書	死亡証明書 Свидетельство о смерти	身分関係法 68条	様式の出典：2018年8月13日付ロシア連邦司法省令167号付録1号

(1) 婚姻証明書<sup>228 229</sup>

Приложение N1 к приказу Министерства юстиции Российской Федерации от 13.08.2018 N 167

Место  
для нанесения  
штрихового кода

Изображение Государственного герба  
Российской Федерации

**СВИДЕТЕЛЬСТВО  
О ЗАКЛЮЧЕНИИ БРАКА**

\_\_\_\_\_  
(фамилия)

\_\_\_\_\_  
(имя, отчество (при наличии))

\_\_\_\_\_  
(гражданство)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_ Г. \_\_\_\_\_  
(дата рождения) (национальность)

\_\_\_\_\_  
(место рождения)

И \_\_\_\_\_  
(фамилия)

\_\_\_\_\_  
(имя, отчество (при наличии))

\_\_\_\_\_  
(гражданство)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_ Г. \_\_\_\_\_  
(дата рождения) (национальность)

\_\_\_\_\_  
(место рождения)

заклучили брак \_\_\_\_\_,  
(число, месяц, год)

о чем \_\_\_\_\_ года \_\_\_\_\_ месяца \_\_\_\_\_ числа  
составлена запись акта о заключении брака N \_\_\_\_\_

После заключения брака присвоены фамилии: \_\_\_\_\_  
мужу \_\_\_\_\_  
жене \_\_\_\_\_

Место государственной регистрации \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым  
произведена государственная регистрация акта гражданского состояния)

Место выдачи свидетельства \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым выдано  
свидетельство о государственной регистрации акта гражданского состояния)

Дата выдачи “ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_ Г.

м.п.

Руководитель  
(уполномоченный работник) \_\_\_\_\_  
Серия, номер

<sup>228</sup> 身分関係法 30 条。

<sup>229</sup> ロシアでの生年月日の表記は、特に指定がない限り、日/月/年 (DD/MM/YYYY) の順となる。以下同。

(1) 婚姻証明書 対訳

2018年8月13日付 ロシア連邦司法省令167号 付録1号

ロシア連邦国章

バーコード  
貼付欄

婚姻証明書

\_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_  
(国籍)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_  
(生年月日) (民族籍)

\_\_\_\_\_  
(出生地)

と、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_  
(国籍)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_  
(生年月日) (民族籍)

\_\_\_\_\_  
(出生地)

は、 \_\_\_\_\_ に婚姻を締結し、

\_\_\_\_\_  
(年月日)

本件に関する婚姻の記録 第 \_\_\_\_\_ 号が

\_\_\_\_\_  
年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 に作成された

婚姻後の姓は、以下のとおり：

夫 \_\_\_\_\_

妻 \_\_\_\_\_

国家登録地 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録を

行った機関のコード及び名称)

証明書発行地 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録に関する証明書

を発行した機関のコード及び名称)

発行日 “ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_ 年

押印欄

長 \_\_\_\_\_

(権限を有する職員)

\_\_\_\_\_  
組、番号

(2) 離婚証明書<sup>230</sup>

Приложение N1 к приказу Министерства юстиции Российской Федерации от 13.08.2018 N 167

Изображение Государственного герба  
Российской Федерации

Место  
для нанесения  
штрихового кода

**СВИДЕТЕЛЬСТВО  
О РАСТОРЖЕНИИ БРАКА**

\_\_\_\_\_ (фамилия)

\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))

\_\_\_\_\_ (гражданство)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г. \_\_\_\_\_ (национальность)

\_\_\_\_\_ (дата рождения)

\_\_\_\_\_ (место рождения)

и \_\_\_\_\_ (фамилия)

\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))

\_\_\_\_\_ (гражданство)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г. \_\_\_\_\_ (национальность)

\_\_\_\_\_ (дата рождения)

\_\_\_\_\_ (место рождения)

расторгли брак, о чем \_\_\_\_\_ года \_\_\_\_\_ месяца \_\_\_\_\_ числа  
составлена запись акта о расторжении брака N \_\_\_\_\_  
После расторжения брака присвоена фамилия: \_\_\_\_\_  
ему (ей): \_\_\_\_\_  
Брак прекращен \_\_\_\_\_  
(число, месяц, год)

на основании \_\_\_\_\_  
Место государственной регистрации \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым  
произведена государственная регистрация акта гражданского состояния)

Место выдачи свидетельства \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым выдано  
свидетельство о государственной регистрации акта гражданского состояния)

Свидетельство выдано \_\_\_\_\_  
(фамилия)

\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))

м.п. Дата выдачи “ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г.

Руководитель  
(уполномоченный работник) \_\_\_\_\_  
Серия, номер

<sup>230</sup> 身分関係法 38 条。

(2) 離婚証明書 対訳

2018年8月13日付 ロシア連邦司法省令167号 付録1号

ロシア連邦国章

バーコード  
貼付欄

離婚証明書

\_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_  
(国籍)

“ ” \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_  
(生年月日) \_\_\_\_\_ (民族籍)

\_\_\_\_\_  
(出生地)

と、 \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_  
(国籍)

“ ” \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_  
(生年月日) \_\_\_\_\_ (民族籍)

\_\_\_\_\_ は  
(出生地)

婚姻を解消し、本件に関する離婚の記録 第 \_\_\_\_\_ 号が  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に作成された  
離婚後の姓は、以下のとおり：  
男性 (女性) \_\_\_\_\_  
婚姻は \_\_\_\_\_ に基づき  
\_\_\_\_\_ に終了した  
(年月日)

国家登録地 \_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録を  
行った機関のコード及び名称)

証明書発行地 \_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録に関する証明書を  
発行した機関のコード及び名称)

証明書発行者 \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

押印欄

発行日 “ ” \_\_\_\_\_ 年

長  
(権限を有する職員) \_\_\_\_\_  
組、番号

(3) 出生証明書<sup>231</sup>

Приложение N1 к приказу Министерства юстиции Российской Федерации от 13.08.2018 N 167

*Изображение Государственного герба  
Российской Федерации*

*Место  
для нанесения  
штрихового кода*

**СВИДЕТЕЛЬСТВО  
О РОЖДЕНИИ**

---

(фамилия)

---

(имя, отчество (при наличии))

родился(лась) \_\_\_\_\_

(число, месяц, год)

место рождения \_\_\_\_\_

---

о чем \_\_\_\_\_ года \_\_\_\_\_ месяца \_\_\_\_\_ числа  
составлена запись акта о рождении N \_\_\_\_\_

Отец \_\_\_\_\_

(фамилия)

---

(имя, отчество (при наличии))

---

(гражданство)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г. \_\_\_\_\_

(дата рождения) (национальность (вносится по желанию отца))

Мать \_\_\_\_\_

(фамилия)

---

(имя, отчество (при наличии))

---

(гражданство)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г. \_\_\_\_\_

(дата рождения) (национальность (вносится по желанию матери))

Место государственной регистрации \_\_\_\_\_

(код и наименование органа, которым  
произведена государственная регистрация акта гражданского состояния)

---

Место выдачи свидетельства \_\_\_\_\_

(код и наименование органа, которым выдано  
свидетельство о государственной регистрации акта гражданского состояния)

---

Дата выдачи “ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г.

*м.п.* \_\_\_\_\_

Руководитель  
(уполномоченный работник) \_\_\_\_\_

Серия, номер \_\_\_\_\_

<sup>231</sup> 身分関係法 23 条。



(3) 出生証明書 対訳

2018年8月13日付 ロシア連邦司法省令167号 付録1号

ロシア連邦国章

バーコード  
貼付欄

出生証明書

\_\_\_\_\_ (姓)  
 \_\_\_\_\_ は  
 \_\_\_\_\_ (名、(存在する場合) 父称)  
 \_\_\_\_\_ に  
 \_\_\_\_\_ (年月日)  
 出生地 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ において出生し、  
 本件に関する出生の記録 第 \_\_\_\_\_ 号が  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 に作成された  
 父 \_\_\_\_\_ (姓)  
 \_\_\_\_\_ (名、(存在する場合) 父称)  
 \_\_\_\_\_ (国籍)  
 “ \_\_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ (生年月日) \_\_\_\_\_ (民族籍、父の希望により記入)  
 母 \_\_\_\_\_ (姓)  
 \_\_\_\_\_ (名、(存在する場合) 父称)  
 \_\_\_\_\_ (国籍)  
 “ \_\_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ (生年月日) \_\_\_\_\_ (民族籍、母の希望により記入)  
 国家登録地 \_\_\_\_\_ (身分関係の国家登録を  
 行った機関のコード及び名称)  
 証明書発行地 \_\_\_\_\_ (身分関係の国家登録に関する証明書を  
 発行した機関のコード及び名称)

発行日 “ \_\_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ 年  
 押印欄  
 長  
 (権限を有する職員) \_\_\_\_\_  
 組、番号

(4) 出生診断書<sup>232</sup>

Приложение N1 к приказу Министерства здравоохранения Российской Федерации от 13.10.2021 N 987н

Наименование медицинской организации (индивидуального предпринимателя, осуществляющего медицинскую деятельность)  адрес места нахождения _____  Код по ОКПО _____ Номер и дата выдачи лицензии на осуществление медицинской деятельности: _____	Код формы по ОКУД _____  Медицинская документация Учетная форма N 103/У Утверждена приказом Минздрава России от " " _____ 2020 г. N _____
---	---

**МЕДИЦИНСКОЕ СВИДЕТЕЛЬСТВО О РОЖДЕНИИ**

СЕРИЯ \_\_\_\_\_ N \_\_\_\_\_

Дата выдачи " " \_\_\_\_\_ 20\_\_ г.

- |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1. Рождение ребенка: число _____ месяц _____ год _____ час. _____ мин. _____<br>Мать _____<br>2. Фамилия, имя, отчество<br>(при наличии) _____<br>_____<br>3. Дата рождения <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table><br>число _____ месяц _____ год _____<br>4. Документ, удостоверяющий<br>личность: _____ серия _____<br>номер _____ кем и когда выдан _____<br>_____<br>5. СНИЛС _____<br>6. Полис ОМС _____<br>7. Регистрация по месту жительства<br>(пребывания) :<br>субъект Российской Федерации _____<br>район _____<br>город _____<br>населенный пункт _____<br>улица _____ дом _____<br>стр. _____ корп. _____ кв. _____ |  |  |  |  |  |  |  |  | 13. Которым по счету<br>ребенок был рожден<br>у матери _____<br><br>Ребенок _____<br>14. Фамилия ребенка _____<br>_____<br>15. Место рождения:<br>субъект Российской<br>Федерации _____<br>район _____<br>город _____<br>населенный пункт _____<br>улица _____ дом _____<br>стр. _____ корп. _____ кв. _____<br>16. Местность: городская   1  <br>сельская   2  <br>17. Роды произошли:<br>в стационаре   1  <br>дома   2   в другом месте   3  <br>неизвестно   4 |
|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

<sup>232</sup> 家族法典 48 条。

10. Образование: профессиональное:  
 высшее | 1 | неполное высшее | 2 |  
 среднее профессиональное | 3 |  
 общее: среднее | 4 | основное | 5 |  
 начальное | 6 | не имеет  
 начального образования | 7 |  
 неизвестно | 8 |
11. Занятость: работала | 1 | проходила  
 военную или приравненную к ней  
 службу | 2 | студентка | 3 |  
 не работала | 4 | прочее | 5 |
12. Срок первой явки  
 к врачу (фельдшеру, \_\_\_\_\_  
 акушерке) \_\_\_\_\_
18. Пол: мужской | 1 | женский | 2 |
19. Масса тела ребенка при рождении  
 (г) \_\_\_\_\_
20. Длина тела ребенка при рождении  
 (см) \_\_\_\_\_
21. Ребенок родился:  
 при одноплодных родах | 1 |  
 при многоплодных родах | 2 |  
 которыми по счету \_\_\_\_\_  
 число родившихся детей \_\_\_\_\_

-----линия отреза-----

**КОРЕШОК МЕДИЦИНСКОГО СВИДЕТЕЛЬСТВА О РОЖДЕНИИ  
 К УЧЕТНОЙ ФОРМЕ N 103/У**

СЕРИЯ \_\_\_\_\_ N \_\_\_\_\_

Дата выдачи " \_ " \_\_\_\_\_ 20\_\_ г.

1. Ребенок родился: число \_\_\_\_ месяц \_\_\_\_\_ год \_\_\_\_ час. \_\_\_\_ мин. \_\_\_\_
2. Фамилия, имя, отчество (при наличии) матери \_\_\_\_\_
3. Дата рождения матери: число \_\_\_\_ месяц \_\_\_\_\_ год \_\_\_\_\_
4. Регистрация по месту жительства (пребывания) матери ребенка:  
 субъект Российской Федерации \_\_\_\_\_  
 район \_\_\_\_\_ город \_\_\_\_\_  
 населенный пункт \_\_\_\_\_ улица \_\_\_\_\_  
 дом \_\_\_\_\_ стр. \_\_\_\_\_ корп. \_\_\_\_ кв. \_\_\_\_
5. Местность: городская | 1 | сельская | 2 |
6. Пол: мужской | 1 | женский | 2 |

22. Лицо, принимавшее роды: врач | 1 | фельдшер, акушерка | 2 | другое лицо | 3 |

23. \_\_\_\_\_ (должность медицинского работника, \_\_\_\_\_ (подпись) \_\_\_\_\_ (фамилия, имя, отчество  
заполнившего медицинское свидетельство о рождении) \_\_\_\_\_ (при наличии))

Руководитель медицинской организации, индивидуальный предприниматель, осуществляющий медицинскую деятельность (подчеркнуть)

\_\_\_\_\_ (Печать) \_\_\_\_\_ (подпись) \_\_\_\_\_ (фамилия, имя, отчество  
(при наличии))

-----линия отреза-----

7. Роды произошли: в стационаре | 1 | дома | 2 | в другом месте | 3 |

неизвестно | 4 |

8. \_\_\_\_\_ (должность медицинского работника, \_\_\_\_\_ (подпись) \_\_\_\_\_ (фамилия, имя, отчество  
заполнившего медицинское свидетельство о рождении) \_\_\_\_\_ (при наличии))

9. Получатель \_\_\_\_\_  
(фамилия, имя, отчество (при наличии) и отношение к ребенку)

Документ, удостоверяющий личность получателя (вид, серия, номер, кем выдан)

\_\_\_\_\_ СНИЛС получателя (при наличии) \_\_\_\_\_

"\_\_" \_\_\_\_\_ 20\_\_ г. \_\_\_\_\_  
(подпись)

(4) 出生診断書 対訳<sup>233</sup>

2021年10月13日付 ロシア連邦保健省令 987n号 付録1号

医療機関（医療活動を行う個人事業主）名称 所在地住所 全ロシア企業及び機関分類（OKPO）コード 医療活動許可証の番号及び発行日	全ロシア経営書類分類（OKUD）における 様式コード 医療書類 登録様式第 103/U 号 ロシア連邦保健省令 2020 年*月*日付第**号 にて承認済み
---	---

## 出生診断書

組 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

発行日 “ \_\_\_\_\_ ” 20 \_\_\_\_\_ 年

1. 子の出生日時：日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 \_\_\_\_\_

母

2. 姓、名、（存在する場合）父称

13. 第 \_\_\_\_\_ 子

3. 生年月日

□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---

日 月 年

子

4. 身分証明書： \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_

番号 \_\_\_\_\_ 発行機関及び発行日 \_\_\_\_\_

14. 子の姓 \_\_\_\_\_

5. 個人保険口座番号（SNILS） \_\_\_\_\_

6. 強制医療保険（OMS）証書 \_\_\_\_\_

7. 居住（滞在）登録地：

ロシア連邦構成主体 \_\_\_\_\_

地域 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_

居住区 \_\_\_\_\_

通り \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 建物 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 号室

15. 出生地：

ロシア連邦構成主体 \_\_\_\_\_

地域 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_

居住区 \_\_\_\_\_

通り \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 建物 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 号室

8. 地域：都市部 | 1 | 農村部 | 2 |

9. 家族状況：婚姻中 | 1 |

非婚姻 | 2 | 不明 | 3 |

16. 地域：都市部 | 1 | 農村部 | 2 |

17. 出産場所：病院 | 1 | 家 | 2 |

その他の場所 | 3 | 不明 | 4 |

<sup>233</sup> Приказ Министерства здравоохранения Российской Федерации от 13.10.2021 № 987н// Официальный интернет-портал правовой информации: URL: <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202111290003> (дата обращения: 11.02.2023).

10. 学歴：  
専門：高等 | 1 | 高等中退 | 2 |  
中等専門 | 3 |  
一般：中等 | 4 | 基本 | 5 | 初等 | 6 |  
初等教育なし | 7 | 不明 | 8 |
11. 職業：就業中 | 1 | 軍またはこれに準じる  
ものに従事 | 2 |  
学生 | 3 | 無職 | 4 | その他 | 5 |
18. 性別：男 | 1 | 女 | 2 |
19. 出生時の子の体重  
(g) \_\_\_\_\_
20. 出生時の子の身長  
(cm) \_\_\_\_\_
21. 子の出生：  
単胎出産 | 1 |  
多胎出産 | 2 | 第 \_\_\_ 子 \_\_\_ 子中

12. 医師（准医師、助産師）の初診時期

\_\_\_\_\_

-----切り取り線-----

出生診断書 登録様式 第103/U号 用 控え  
組 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
発行日 “ \_\_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ 20\_\_\_\_年

1. 子の出生日時：日 \_\_\_ 月 \_\_\_ 年 \_\_\_ 時 \_\_\_ 分 \_\_\_
2. 母の姓、名、（存在する場合）父称 \_\_\_\_\_
3. 母の生年月日：日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_
4. 子の母の居住（滞在）登録地：  
ロシア連邦構成主体 \_\_\_\_\_  
地域 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_  
居住区 \_\_\_\_\_ 通り \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 建物 \_\_\_ 棟 \_\_\_ 号室
5. 地域：都市部 | 1 | 農村部 | 2 |
6. 性別：男 | 1 | 女 | 2 |

裏面

22. 出生立会者：医師 | 1 | 准医師、助産師 | 2 | その他 | 3 |

23. \_\_\_\_\_  
 (出生診断書を記入した医療従事者の職名) (署名) (姓、名、(存在する場合) 父称)

医療機関の長、医療活動を行う個人事業主 (下線を引く)

\_\_\_\_\_  
 (印) (署名) (姓、名、(存在する場合) 父称)

-----切り取り線-----

7. 出産場所：病院 | 1 | 家 | 2 | その他の場所 | 3 | 不明 | 4 |

8. \_\_\_\_\_  
 (出生診断書を記入した医療従事者の職名) (署名) (姓、名、(存在する場合) 父称)

9. 受取人 \_\_\_\_\_  
 (姓、名、(存在する場合) 父称、子との続柄)

受取人の身分証明書類 (種類、組、番号、発行機関)

\_\_\_\_\_  
 (存在する場合) 受取人の個人保険口座番号 (SNILS) \_\_\_\_\_

" " 20 年

\_\_\_\_\_  
 (署名)

(5) 認知証明書<sup>234</sup>

Приложение N1 к приказу Министерства юстиции Российской Федерации от 13.08.2018 N 167

Изображение Государственного герба  
Российской Федерации

Место  
для нанесения  
штрихового кода

**СВИДЕТЕЛЬСТВО  
ОБ УСТАНОВЛЕНИИ ОТЦОВСТВА**

\_\_\_\_\_ (фамилия)  
\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))  
\_\_\_\_\_ (гражданство)  
“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г. \_\_\_\_\_ (национальность)  
\_\_\_\_\_ (дата рождения) \_\_\_\_\_ (место рождения)  
признан отцом ребенка, которому при государственной регистрации рождения  
присвоены:  
\_\_\_\_\_ (фамилия)  
\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))  
“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г. \_\_\_\_\_ (место рождения)  
\_\_\_\_\_ (дата рождения) \_\_\_\_\_ (место рождения)  
Мать \_\_\_\_\_ (фамилия)  
\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))  
\_\_\_\_\_ (гражданство)  
“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г. \_\_\_\_\_ (национальность)  
\_\_\_\_\_ (дата рождения) \_\_\_\_\_ (место рождения)  
После установления отцовства ребенку присвоены: \_\_\_\_\_ (фамилия)  
\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))  
Запись акта об установлении отцовства N \_\_\_\_\_  
составлена: \_\_\_\_\_ год \_\_\_\_\_ месяц \_\_\_\_\_ число  
Место государственной регистрации \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым  
произведена государственная регистрация акта гражданского состояния)  
Место выдачи свидетельства \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым выдано  
свидетельство о государственной регистрации акта гражданского состояния)

м.п.

Дата выдачи “ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ г.

Руководитель  
(уполномоченный работник) \_\_\_\_\_  
Серия, номер

<sup>234</sup> 身分関係法 56 条。



(5) 認知証明書 対訳

2018年8月13日付 ロシア連邦司法省令167号 付録1号

ロシア連邦国章

バーコード  
貼付欄

認知証明書

\_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_  
(国籍)

“ ” \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_  
(生年月日) (民族籍)

\_\_\_\_\_ は  
(出生地)

“ ” \_\_\_\_\_ 年に \_\_\_\_\_  
(生年月日) (出生地)

\_\_\_\_\_ において出生し  
出生の国家登録時に \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

の母が付与された子の父として認められた  
母 \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_  
(国籍)

“ ” \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_  
(生年月日) (民族籍)

\_\_\_\_\_  
(出生地)

認知後の、子の氏名 \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

認知の記録 第 \_\_\_\_\_ 号は、  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に作成された  
国家登録地 \_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録を  
行った機関のコード及び名称)

証明書発行地 \_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録に関する証明書  
を発行した機関のコード及び名称)

発行日 “ ” \_\_\_\_\_ 年

押印欄  
長  
(権限を有する職員) \_\_\_\_\_  
組、番号

(6) 養子(養女)縁組証明書<sup>235</sup>

Приложение N1 к приказу Министерства юстиции Российской Федерации от 13.08.2018 N 167

Изображение Государственного герба  
Российской Федерации

Место  
для нанесения  
штрихового кода

**СВИДЕТЕЛЬСТВО  
ОБ УСЫНОВЛЕНИИ (УДОЧЕРЕНИИ)**

Ребенок \_\_\_\_\_  
(фамилия)

\_\_\_\_\_  
(имя, отчество (при наличии))

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ Г. \_\_\_\_\_  
(дата рождения) (место рождения)

Усыновители (удочерители) \_\_\_\_\_  
(фамилия)

\_\_\_\_\_  
(имя, отчество (при наличии))

\_\_\_\_\_  
(гражданство)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ Г. \_\_\_\_\_  
(дата рождения) (национальность)

и \_\_\_\_\_  
(фамилия)

\_\_\_\_\_  
(имя, отчество (при наличии))

\_\_\_\_\_  
(гражданство)

“ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ Г. \_\_\_\_\_  
(дата рождения) (национальность)

После усыновления (удочерения) ребенку присвоены: \_\_\_\_\_  
(фамилия)

\_\_\_\_\_  
(имя, отчество (при наличии))

и указаны: “ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ Г. \_\_\_\_\_  
(дата рождения) (место рождения)

о чем \_\_\_\_\_ года \_\_\_\_\_ месяца \_\_\_\_\_ числа  
составлена запись акта об усыновлении (удочерении) N \_\_\_\_\_

Место государственной регистрации \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым

произведена государственная регистрация акта гражданского состояния)

Место выдачи свидетельства \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым выдано

свидетельство о государственной регистрации акта гражданского состояния)

Дата выдачи “ \_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ Г.

М.П.

Руководитель  
(уполномоченный работник) \_\_\_\_\_

Серия, номер

<sup>235</sup> 身分関係法 43 条。

(6) 養子（養女）縁組証明書 対訳

2018年8月13日付 ロシア連邦司法省令167号 付録1号

ロシア連邦国章

バーコード  
貼付欄

養子（養女）縁組証明書

子 \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_ (名、(存在する場合) 父称)

“\_\_\_\_” \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_  
(生年月日) (出生地)

養親 \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_ (名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_ (国籍)

“\_\_\_\_” \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_  
(生年月日) (民族籍)

及び \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_ (名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_ (国籍)

“\_\_\_\_” \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_  
(生年月日) (民族籍)

養子（養女）縁組後、子には氏名 \_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_ が付与され  
(名、(存在する場合) 父称)

出生日が“\_\_\_\_” \_\_\_\_\_年、出生地が \_\_\_\_\_ と表記され、  
(生年月日) (出生地)

本件に関する養子（養女）縁組事項の記録第 \_\_\_\_\_ 号が  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に作成された

国家登録地 \_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録

を行った機関のコード及び名称)

証明書発行地 \_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録に関する証明書

を発行した機関のコード及び名称)

発行日 “\_\_\_\_” \_\_\_\_\_ 年

押印欄

長 \_\_\_\_\_  
(権限を有する職員)

組、番号

(7) 後見人・保佐人選任決定書<sup>236</sup>

※ロシア共通の様式はない。ここでは例としてケメロヴォ州の様式を掲載する。

**Акт о назначении (или отказе  
в назначении) гражданина опекуном (попечителем)**

« \_\_\_\_ » \_\_\_\_\_ « \_\_\_\_ г.» N \_\_\_\_\_

Выдан гражданину \_\_\_\_\_  
(фамилия, имя, отчество)

Пол \_\_\_\_\_ Дата рождения \_\_\_\_\_  
(число, месяц, год рождения)

Место рождения \_\_\_\_\_  
(республика, край, область, населенный пункт)

Гражданство \_\_\_\_\_

Семейное положение \_\_\_\_\_

Место жительства и (или) место пребывания \_\_\_\_\_

(с указанием почтового индекса)

Номер контактного телефона (факса) \_\_\_\_\_  
(с указанием междугородного кода)

Документ, удостоверяющий личность, \_\_\_\_\_  
(вид документа)

Серия \_\_\_\_\_ Номер \_\_\_\_\_

(кем и когда выдан)

Заключение от \_\_\_\_\_ о возможности быть опекуном  
(дата и номер заключения)

(попечителем) подготовлено: \_\_\_\_\_

(наименование органа опеки и попечительства)

(указывается решение, принятое в заключении, о возможности или невозможности данного  
гражданина быть опекуном (попечителем))

Информация о ребенке, в отношении которого гражданин подал заявление о назначении его  
опекуном (попечителем):

Пол \_\_\_\_\_ Дата рождения \_\_\_\_\_  
(число, месяц, год рождения)

Место рождения \_\_\_\_\_  
(республика, край, область, населенный пункт)

Гражданство \_\_\_\_\_

Место жительства и (или) место пребывания \_\_\_\_\_

(с указанием почтового индекса)

Документ, удостоверяющий личность, \_\_\_\_\_  
(при наличии) (вид документа)

Серия \_\_\_\_\_ Номер \_\_\_\_\_

(кем и когда выдан)

На Ваше заявление от « \_\_\_\_ » \_\_\_\_\_ » \_\_\_\_ г.» сообщаем, что принято решение:

(указывается решение о назначении с указанием срока исполнения обязанностей  
опекуном (попечителем) либо об отказе в назначении опекуном (попечителем))

(с указанием причины отказа)

(фамилия, инициалы и подпись руководителя органа опеки и попечительства)

<sup>236</sup> Постановление Коллегии Администрации Кемеровской области от 22 июля 2009 г. N 320.

## (7) 後見人・保佐人選任決定書 対訳

## 後見人（保佐人）選任（選任拒否）決定書

«\_\_\_\_\_» \_\_\_\_\_ «\_\_\_\_\_年» \_\_\_\_\_号

以下の者に対し、\_\_\_\_\_

(姓、名、父称)

性別 \_\_\_\_\_ 出生日 \_\_\_\_\_

(生年月日)

出生地 \_\_\_\_\_

(共和国、地方、州、居住地)

国籍 \_\_\_\_\_

配偶者の有無 \_\_\_\_\_

住所及び（又は）居所 \_\_\_\_\_

(郵便番号を記入すること)

電話番号（FAX） \_\_\_\_\_

(国番号を記入すること)

身分証明書 \_\_\_\_\_

(種類)

組 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

(発行者及び発行日)

\_\_\_\_\_に、後見人（保佐人）となる資格があることを

(認定日及び認定番号)

以下の機関が認めた： \_\_\_\_\_

(後見・保佐機関名)

(後見人（保佐人）となる資格を認めた決定を記載すること)

右の者が後見人（保佐人）の選任を申請した子の情報

性別 \_\_\_\_\_ 出生日 \_\_\_\_\_

(生年月日)

出生地 \_\_\_\_\_

(共和国、地方、州、居住地)

国籍 \_\_\_\_\_

住所及び（又は）居所 \_\_\_\_\_

(郵便番号を記入すること)

身分証明書、 \_\_\_\_\_

(存在する場合)

(種類)

組 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

(発行者及び発行日)

«\_\_\_\_\_» \_\_\_\_\_ » \_\_\_\_\_年»の申請に対し、以下のように決定する：

(後見人（保佐人）の選任又は選任拒否に関する決定を記載すること。選任する場合は、その期間も記載すること)

(選任を拒否する場合はその理由を記載すること)

(後見・保佐機関の長の姓、イニシャル及び署名)

(8) ロシア国内パスポート<sup>237</sup>

<b>РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ</b>	
Паспорт выдан _____	
_____	
_____	
Дата выдачи _____	Код подразделения _____
_____	
Личный код _____	
_____	
М.П. Личная подпись _____	

※写真	Фамилия _____
	_____
	Имя _____
	_____
	Отчество _____
	_____
Пол _____	Дата рождения _____
Место рождения _____	_____

※機械読み取り部
----------

<sup>237</sup> 1997年7月8日付ロシア連邦政府決定828号及びロシア国民への聞き取りをもとに作成した。

(8) ロシア国内パスポート 対訳

ロ シ ア 連 邦	
<p>国内パスポートは _____                      _____                      _____により発行された                      発行日 _____ 区分コード _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">_____</p> <p style="text-align: center;">個人コード</p> <p>※国内パスポートを発行した機関の部署長の署名欄                      _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">_____</p> <p style="text-align: center;">押印箇所 個人署名</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">※国内パスポートの組、番号</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed gray; width: 150px; height: 100px; margin-right: 20px; text-align: center; line-height: 100px;">※写真</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p>姓 _____</p> <p>名 _____</p> <p>父称 _____</p> <p>性別 _____ 生年月日 _____</p> <p>出生地 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> </div>	<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">※国内パスポートの組、番号</p>
<div style="border: 1px dashed gray; width: 100%; height: 80px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">※機械読み取り部</p> </div>	

【註記】

- ・上記※部分は、法令の定める様式に記載はないが<sup>238</sup>、実際のパスポートには記載されていることを、ロシア国民の保持する現物から確認した。
- ・「押印箇所」には、発行機関（内務省）の公印が押される。
- ・※国内パスポートの組、番号（серия, номер паспорта）は、凸版印刷で印字される<sup>239</sup>。組は2つの2桁の数字（4数字）、番号は6桁の数字からなる。
- ・保持者が同一人物であっても「ロシア国内パスポート」と「旅券」には、それぞれ異なる番号が付される<sup>240</sup>。

<sup>238</sup> Постановление Правительства РФ от 08.07.1997 N 828.

<sup>239</sup> Там же.

<sup>240</sup> ロシア国民への聞き取りによる（2022年12月10日聞き取り実施）。

(9) 旅券<sup>241</sup>

<p>※ロシア連邦国章</p>				
<p><b>РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ</b> <b>RUSSIAN FEDERATION</b></p>				
<p>Подпись владельца Holder's signature</p>	<p>※本人署名記入欄</p>	<p><b>RUS</b></p>		
<p><b>РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ /RUSSIAN FEDERATION</b></p>				
<p>ПАСПОРТ/PASSPORT</p>	<p>Тип/Туре Р</p>	<p>Код государства/ выдачи</p>	<p>Code of issuing State</p>	<p>Номер паспорта/ Passport No.</p>
<p>※写真</p>	<p>Фамилия/ Surname</p>			
	<p>Имя/Given names</p>			
	<p>Гражданство/Nationality <b>РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ /RUSSIAN FEDERATION</b></p>			
	<p>Дата рождения/Date of birth</p>		<p>Учетная запись</p>	
	<p>Пол/Sex</p>		<p>Место рождения/Place of birth</p>	
	<p>Дата выдачи/ Date of issue</p>		<p>Орган, выдавший документ / Authority</p>	
<p>Дата окончания срока / действия</p>		<p>Подпись владельца / Holder's signature</p>		
<p>※機械読み取り部</p>				

<sup>241</sup> 旅券は、国籍法施行規則 45 条により国籍証明書とされる。旅券の根拠法は、2005 年 10 月 19 日付大統領令 1222 号であり、その様式は 2005 年 11 月 18 日付ロシア連邦政府決定 687 号によって規定されている。



(9) 旅券 対訳

<p>※ロシア連邦国章</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ RUSSIAN FEDERATION</p>		<p>※旅券番号がレーザースキンにより 打ち抜かれている</p>	
所有者署名	<p>※本人署名記入欄</p>		<p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">RUS</p>
旅券	種別 P	ロシア連邦 発行国コード	旅券番号
<div style="border: 1px dashed gray; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p>※写真</p> </div>	<p>姓 名</p> <p>国籍 <b>ロシア連邦</b></p> <p>生年月日</p> <p>性別</p> <p>発行日</p> <p>有効期限</p>	<p>※地球儀をイメージした 菱形のエレメント。 角度により本人写真が現れる。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p>個人識別情報</p> <p>出生地</p> <p>発行機関</p> <p>所有者署名</p>	
<p>※機械読み取り部</p>			

【註記】

- ・上記※部分は、2005年11月18日付ロシア連邦政府決定687号及びロシア国民が保持する現物に基づいて付した説明であり、該当する記載が実際になされている訳ではない。

(10) 氏名変更証明書<sup>242</sup>

Приложение N1 к приказу Министерства юстиции Российской Федерации от 13.08.2018 N 167

Изображение Государственного герба  
Российской Федерации

Место  
для нанесения  
штрихового кода

СВИДЕТЕЛЬСТВО  
О ПЕРЕМЕНЕ ИМЕНИ

\_\_\_\_\_ (фамилия)

\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))

\_\_\_\_\_ (гражданство)

"\_\_" \_\_\_\_ Г. \_\_\_\_ (национальность)

\_\_\_\_\_  
(дата рождения)

\_\_\_\_\_ (место рождения)

\_\_\_\_\_ переменил(а) фамилию, имя, отчество (при наличии) на \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_,  
о чем \_\_\_\_\_ года \_\_\_\_\_ месяца \_\_\_\_\_ числа  
составлена запись акта о перемене имени N \_\_\_\_\_

Место государственной регистрации \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым  
произведена государственная регистрация акта гражданского состояния)

Место выдачи свидетельства \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым выдано  
свидетельство о государственной регистрации акта гражданского состояния)

Дата выдачи “\_\_” \_\_\_\_\_ Г.

м.п.

Руководитель  
(уполномоченный работник) \_\_\_\_\_  
Серия, номер

<sup>242</sup> 身分関係法 62 条。

(10) 氏名変更証明書 対訳

2018年8月13日付 ロシア連邦司法省令167号 付録1号

ロシア連邦国章

バーコード  
貼付欄

氏名変更証明書

\_\_\_\_\_ (姓)

\_\_\_\_\_ (名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_ (国籍)

"\_\_" \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ (生年月日) \_\_\_\_\_ (民族籍)

\_\_\_\_\_ (出生地)

は、以下のとおり姓、名、(存在する場合) 父称を変更し \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、

本件に関する氏名変更の記録第 \_\_\_\_\_ 号が  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に作成された

\_\_\_\_\_ 国家登録地 \_\_\_\_\_ (身分関係の国家登録を  
行った機関のコード及び名称)

\_\_\_\_\_ 証明書発行地 \_\_\_\_\_ (身分関係の国家登録に関する証明書  
を発行した機関のコード及び名称)

押印欄

発行日 “\_\_” \_\_\_\_\_ 年

長  
(権限を有する職員) \_\_\_\_\_  
組、番号

(11) 死亡証明書<sup>243</sup>

Приложение N1 к приказу Министерства юстиции Российской Федерации от 13.08.2018 N 167

Изображение Государственного герба  
Российской Федерации

Место  
для нанесения  
штрихового кода

**СВИДЕТЕЛЬСТВО  
О СМЕРТИ**

\_\_\_\_\_ (фамилия)

\_\_\_\_\_ (имя, отчество (при наличии))

\_\_\_\_\_ (гражданство)

“ \_\_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ Г.  
(дата рождения)

\_\_\_\_\_ (место рождения)

\_\_\_\_\_

умер(ла) \_\_\_\_\_  
(число, месяц, год)

\_\_\_\_\_ В \_\_\_\_\_  
(часы, минуты)

место смерти \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

о чем \_\_\_\_\_ года \_\_\_\_\_ месяца \_\_\_\_\_ числа  
составлена запись акта о смерти N \_\_\_\_\_

Место государственной регистрации \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым  
произведена государственная регистрация акта гражданского состояния)

Место выдачи свидетельства \_\_\_\_\_  
(код и наименование органа, которым выдано  
свидетельство о государственной регистрации акта гражданского состояния)

Дата выдачи “ \_\_\_\_\_ ” \_\_\_\_\_ Г.  
м.п.

Руководитель  
(уполномоченный работник) \_\_\_\_\_  
Серия, номер

<sup>243</sup> 身分関係法 68 条。

(11) 死亡証明書 対訳

2018年8月13日付 ロシア連邦司法省令167号 付録1号

ロシア連邦国章

バーコード  
貼付欄

死亡証明書

\_\_\_\_\_  
(姓)

\_\_\_\_\_  
(名、(存在する場合) 父称)

\_\_\_\_\_  
(国籍)

“\_\_\_\_” \_\_\_\_\_ 年  
(生年月日)

\_\_\_\_\_  
(出生地)

は、 \_\_\_\_\_ に  
(年月日) (時、分)

死亡地 \_\_\_\_\_ において死亡し、  
本件に関する死亡の登録 第 \_\_\_\_\_ 号が  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に作成された  
国家登録地 \_\_\_\_\_

(身分関係の国家登録を

\_\_\_\_\_  
行った機関のコード及び名称)

証明書発行場所 \_\_\_\_\_  
(身分関係の国家登録に関する証明書を

\_\_\_\_\_  
発行した機関のコード及び名称)

発行日 “\_\_\_\_” \_\_\_\_\_ 年

押印欄

長  
(権限を有する職員) \_\_\_\_\_  
組、番号



令和4年度 法務省調査研究請負  
「ソヴィエト社会主義共和国連邦及びロシア連邦における身分関係法制調査研究」  
報告書

令和5年2月

©法務省 民事局民事第一課

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社

(略称：WIP ジャパン株式会社)

海外制度・政策調査グループ

チーフアナリスト 坂井岳志

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-5 九段会館テラス1階

電話：03-3230-8000